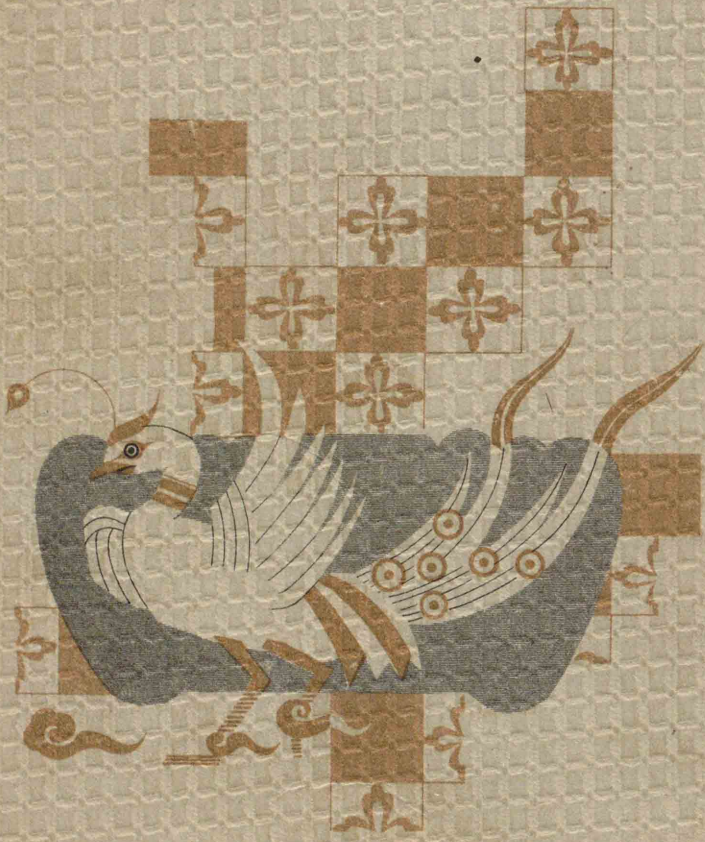


著郎五金森大士學文

據準表甲

新體國史教科書

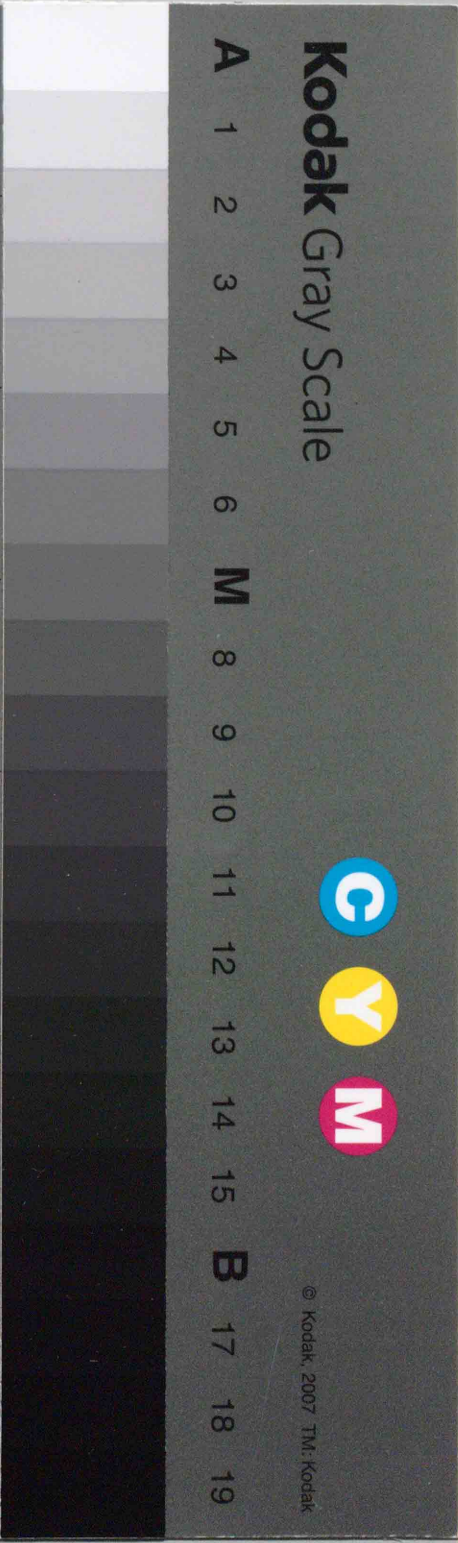
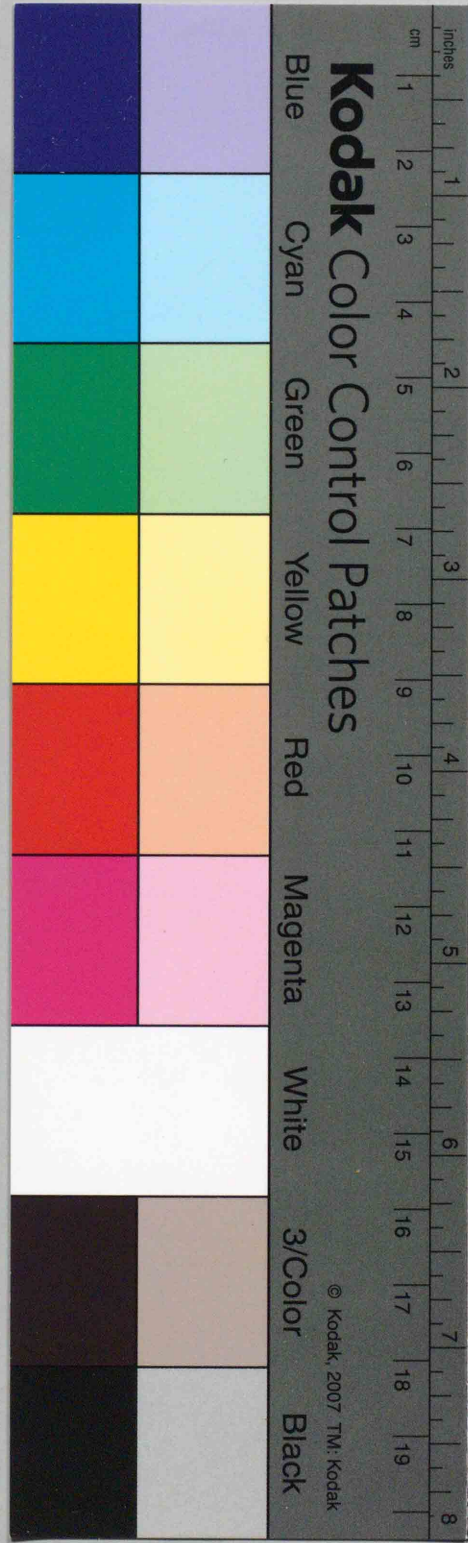
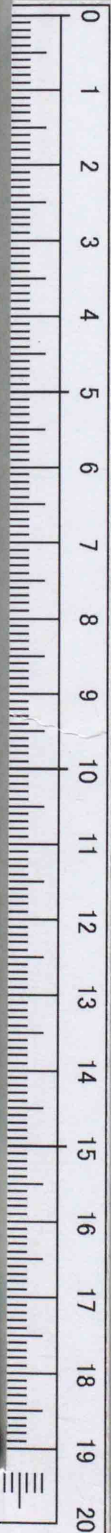
用年學五·四第



社會式株
堂省三

375.9
Om-15
資料室

4
210
41-1932
20000



42969

教科書文庫

4
210
41-1932
20000 63595



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

資料室

日二月三年七和昭
濟定檢省部文
用科史歷按學中

著郎五金森大士學文

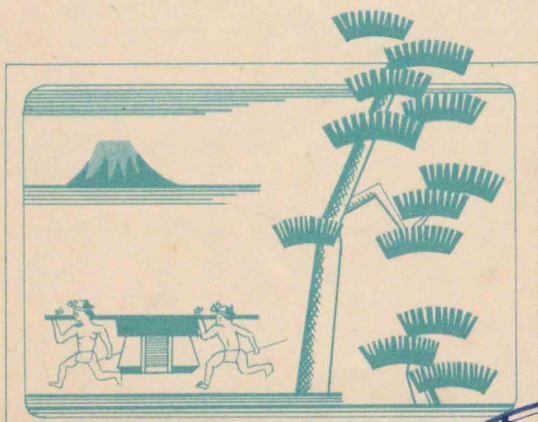
教科書文庫
4
210
41-1932
2000063595

3759
Om 15

據準表甲

書科教史國體新

用年學五·四第



三省堂

広島大学図書
2000063595


広島大学
蔵
63595
図書

社會式株
堂省三

三種の神器

八咫鏡ニ神魂代

昔取手云々

八段ニ一勾玉

① 皇中

② 皇神一鏡

③ 皇座 (カミキ) (模造)

中
タマ

④ 皇仁天皇

鏡イイ伊勢押

⑤ 皇行天皇

伊勢カ

皇田

日本武尊の威を記代ヨリつて

皇中

帝子ニ入る事

二位ハ尼か安後天皇ヨリ抱りて沈んぬか

五つちの降りた

緒言

本書は中學校第四・五學年の國史教科書に充てんが爲に、昭和六年二月、文部省改正の新教授要目(甲號)に準據して著はしたものである。而して本書を編纂するに當り、著者が教科書に對する平素の主義・主張に立脚し、實際教授に當られる二三の老練家と研究して特に注意し、考慮した所は左の諸點である。

- 一、本書は内容を江戸以前史(前篇)・江戸以後史(後篇)に分ち、前篇を第四學年用、後篇を第五學年用に於ける積りで編述し、各篇共に、本書を學ぶに必要とするだけの年表を附した。
- 一、教授時數は第四學年が四十時間乃至五十時間であり、第五學年が七十時間乃至八十時間であるから、合計凡そ百十時間乃至百二十時間と看做し、一時間凡そ二頁内外を教授すべき割合を以て編述した。
- 一、本書を學ぶ生徒は、第一學年に於て既に國史を習つて居るから、成るべく事實の重複を考慮し、繁簡を調節し、且つ主として文化史的に説述したのは固よりである。
- 一、生徒をして教科書に親しましめるのは極めて大切なことであるが、それには趣味と情味を豊富にせねばならぬ。されば、本書が具體的の説明に重きを置いたのも、文章を平易

にして流暢明快を失はぬやうに力めたのも、小活字で特殊の事蹟を稍詳細に記載したのも、他に類例のないほど多くの繪畫肖像筆蹟等を挿入したのも、皆この目的に副はしめんがためである。

一、史實の原因結果及び連絡等の關係を慮り、本書には往々(1)(2)(3)等の附號を記入し、特に欄外には一層簡明に標記して置いた。これは史實の要點を容易に捕捉せしめたいと思ふ著者の用意に外ならぬ。

一、中心年代となるべき大切な紀元年數は、大抵百年おきの一つ位づつ選定し、特に釐頭の標記にも、年表にも、皆ゴシック活字を用ひて注意を惹くやうにして置いた。

一、人名地名・史的名稱等は往々讀み誤りやすいから、本書は最初に出る一度だけは、何れも必ず振假名を附けることにした。

これを要するに、著者は良教科書を作る積りで全力を盡したのである。が、しかし、本書は初級用に比してその編述が甚だ困難であつたので、稿を改めることが實に三回に及んだ。幸にして教官各位の期待に副ひ得たとすれば、それは獨り著者の喜びのみではない。願くは、將來教官各位の垂教によつて益、改善に改善を加へる機會を得んことは著者の最も切望する所である。

昭和六年七月下旬

著者しるす

ヒコウシ 彦主人王 繼體

安閑 宣化 欽明

用明 聖德太子 山背大兄王 穴穂部皇子 崇峻

茅渚王

皇極 雍明 重祚 孝德

皇室御略系圖

伊弉諾尊
伊弉冉尊

天照大神
天忍穗耳尊
天瓊杵尊
彥火火出見尊
鸕鷀草葺不合尊

素戔鳴尊
大國主命
事代主命
五十鈴姬命

神武
綏靖
安寧
懿德
孝昭
孝安
孝靈
孝元
大彥命
武渟川別命
崇神
吉備津彥命
彥坐王
丹波道主命

豐鍬入姬命
垂仁
倭姬命
日本武尊
仲哀
應神
仁德
履中
市邊押磐皇子
仁賢
武烈

菟道稚郎子皇子
菟道稚郎子皇子
稚渟毛二派皇子
意富富孁王
宇斐王

彥主人王
繼體
欽明
宣化
安閑
敏達
忍坂彥人大兄皇子
用明
聖德太子
山背大兄王
穴穗部皇子
崇峻
推古(敏達后)
舒明
茅渟王
皇極
齊明(舒明后)
孝德

天智
持統(天武后)
弘文
元明(文武母)
施基皇子
光仁
桓武
平城
嵯峨
仁明
文德
清和
陽成
醍醐
朱雀
冷泉
花山
三條
天武
草壁皇子
元正
元武
聖武
孝謙(稱德)(女帝)
淳仁
舍人親王
淳仁
淳和
光孝
宇多
醍醐
齊世親王
村上
圓融

一條
後一條
後朱雀
後三條
白河
堀河
鳥羽
崇德
重仁親王
後白河
二條
六條
高倉
以仁王
安徳
守貞親王
後堀河
四條
後鳥羽
土御門
後嵯峨
順徳
仲恭

宗尊親王
後深草
伏見
後宇多
後醍醐
後伏見
花園
後二條
邦良親王
尊良親王
世良親王
護良親王
宗良親王
恒良親王
成良親王
後村上
長慶
懷良親王
後龜山
興仁王
榮仁親王
貞成親王
後花園
後土御門
後柏原
量仁親王
豐仁親王
彌仁王
緒仁王
後小松
稱光

後奈良
正親町
誠仁親王
後陽成
後水尾
明正(女帝)
後光明
後西
靈元
東山
中御門
櫻町
後櫻町(女帝)
桃園
後桃園
直仁親王
典仁親王
光格
仁孝
孝明
明治
大正
今上

新體國史教科書

甲表
準據

(第四・五學年用)

目次

前篇

江戶以前史

(神武天皇から豊臣時代まで約二千二百六十年間)

第一章

建國の體制

- 一 序説
- 二 建國の基礎
- 三 國民の成立
- 四 君臣の關係

第二章

氏族制度

- 一 氏族制度
- 二 氏の制
- 三 部曲の氏
- 四 姓の制
- 五 天皇と土地人民
- 六 氏姓の變遷

第三章

上代の文化

- 一 國民思想の淵源
- 二 固有の文化
- 三 政治の整頓
- 四 大陸文化の輸入
- 五 文學の進歩
- 六 産業の振興
- 七 推古時代の文化
- 八 上代の風俗

第四章

律令の制定

……………一八

第五章

奈良及び平安時代の文化(その一)……………二五

- ① 大陸文化の移植
- ② 政治と佛教
- ③ 文學の隆盛
- ④ 書籍の撰修
- ⑤ 藝術の進歩
- ⑥ 正倉院
- ⑦ 奈良時代の風俗
- ⑧ 都會と地方の文化

第六章

奈良及び平安時代の文化(その二)……………三七

- ① 文化の對外關係
- ② 佛教の新宗派
- ③ 漢學の隆盛
- ④ 國文學の發達
- ⑤ 藝術の進歩
- ⑥ 平安時代の風俗
- ⑦ 都會と地方の文化

第七章

武士の興起と武家政治(その一)……………四九

- ① 地方政治の紊亂
- ② 土地制度の弛廢
- ③ 國司の不法
- ④ 人民の困窮
- ⑤ 武士の起原
- ⑥ 武士の漸盛
- ⑦ 源氏の興起
- ⑧ 平氏の隆替

第八章

武士の興起と武家政治(その二)……………五九

- ① 武士の登用
- ② 武士と貴族
- ③ 政權の推移
- ④ 平氏の擅政
- ⑤ 武家政治の起原

第九章

武士道の起原及び其の發達……………六九

- ① 武士道の起原
- ② 武士の主從關係
- ③ 武士道の成立
- ④ 婦道の向上
- ⑤ 武士道の普及
- ⑥ 武士道の發達

第十章

室町時代の世相……………七三

- ① 室町時代の概觀
- ② 前期の大勢
- ③ 後期の大勢
- ④ 下尅上の流行
- ⑤ 庶民の覺醒

第十一章

國民の海外發展と西洋文化……………七九

- ① 國民の對外思想
- ② 倭寇の侵略
- ③ 明及び朝鮮との交通
- ④ 西洋人の來航
- ⑤ 西洋文化の輸入
- ⑥ 基督教の傳播
- ⑦ 國民の海外發展

第十二章

戰國群雄と皇室……………八〇

- ① 戰國時代
- ② 皇室の式微
- ③ 群雄の勤王
- ④ 聖徳の無窮
- ⑤ 信長秀吉の勤王

後篇 江戸以後史(江戸幕府の始約三百三十年間)

第十三章 江戸時代の内治…………… 九六

- ① 江戸幕府の創業
- ② 江戸幕府の組織
- ③ 諸政策の勵行
- ④ 元祿時代
- ⑤ 享保の治
- ⑥ 文化・文政の治
- ⑦ 幕府の衰運

第十四章 江戸時代の外交(その一)…………… 一〇六

- ① 朝鮮との修好
- ② 朝鮮信使の來聘
- ③ 琉球征伐
- ④ 支那との關係
- ⑤ 蘭・英兩國との通商
- ⑥ 貿易振興の計畫
- ⑦ 南洋貿易の發展
- ⑧ 國民の意氣

第十五章 江戸時代の外交(その二)…………… 一二四

- ① 天主教の禁止
- ② 海外渡航の禁
- ③ 鎖國政策の斷行
- ④ 鎖國の得失
- ⑤ 鎖國時代の貿易

第十六章 江戸時代の外交(その三)…………… 一三〇

- ① 世界の形勢
- ② 露國人の東侵
- ③ 北邊の警備
- ④ 露國人の入寇
- ⑤ 英艦の暴狀

第十七章 江戸時代の外交(その四)…………… 一三五

- ① 鎖國政策の困難
- ② 米國使節の來朝
- ③ 和親條約の締結
- ④ 通商條約の締結
- ⑤ 通商條約の調印
- ⑥ 假條約の勅許

第十八章 江戸時代に於ける諸藩の治績…………… 一三三

- ① 諸大名
- ② 池田光政
- ③ 保科正之
- ④ 徳川光圀
- ⑤ 前田綱紀
- ⑥ 細川重賢
- ⑦ 上杉治憲

第十九章 王政復古の由來(その一)…………… 一三六

- ① 我が國體
- ② 王政復古の運動
- ③ 朝廷の衰微
- ④ 江戸幕府の僭越
- ⑤ 尊王論の起原
- ⑥ 尊王論の由來
- ⑦ 尊王論の勃興

第二十章 王政復古の由來(その二)…………… 一四七

- ① 幕府衰亡の原因
- ② 朝幕の關係
- ③ 幕府の失勢
- ④ 京都の形勢
- ⑤ 時局の紛糾
- ⑥ 長州征伐
- ⑦ 大政奉還
- ⑧ 王政復古
- ⑨ 明治戊辰の役

第二十一章 明治の新政…………… 一五九

- ① 國是の確立
- ② 東京奠都
- ③ 官制の改革
- ④ 新政の困難
- ⑤ 版籍奉還
- ⑥ 廢藩置縣
- ⑦ 立憲政體確立

の進運

第二十二章 明治大正時代の文化……………一六

●明治の新文明 ●教育 ●學術の進歩 ●美術

●慈善事業

第二十三章 現代國勢の一般と國民の覺悟……………一七〇

●軍制の革新及び整頓 ●産業貿易の振興 ●國

民の覺悟

新體國史教科書

甲表 準據

(第四・五學年用) 目次 終

新體國史教科書

甲表 準據

(第四・五學年用)

前篇 江戸以前史

(神武天皇から約二千二百六十年間)
豊臣時代まで

第一章 建國の體制

●序説 吾々は初め國史を學び、次に東洋史・西洋史を習つて、現在、我が國が世界の中で、(1)萬世一系の天皇統御の下に、忠良無比の國民が、よく和衷協同して他に比類のない國體を有することと、(2)國運が發展して非常に重大な位置を占めて居ることを知つた。世界は廣く、國々は多いけれども、また、幾多の國々は革命や篡奪サウダウをくり返して居るけれども、獨り我が國ばかりが、二千六百年の久しきに亘つて、かやうな美しい國體を維持し、今や、かくも、重大な位置を占めて居るのは、何故であらう。蓋し比類なき國體の美點は、吾々の祖先が、天祖天照大神

我が國體

國運の發展

國體成立の原因

國運發展の原因

再び國史學習の
必要

晩年の明治天皇



の神勅を畏み奉り、永い間、上下一致して鍛へて來て出來たものであり、國運の發展は、近く明治天皇の御盛徳によつて國民の志氣が振ひ興り、奮勵努力して勝ち得たものである。されば、やがて中等教育を終らうとする吾々が、外國歴史の學習を終へて、再び國史に立かへり、比類なき國體の成立と、光輝ある國史の成跡と、異常なる國勢の發達とを、今少し詳しく究め置くことは、實に内外に於ける國家の成立發達情勢を比較し得るのみならず、また、國民の中堅たるべき者の、知識・思想の上に缺くべからざることであらねばならぬ。

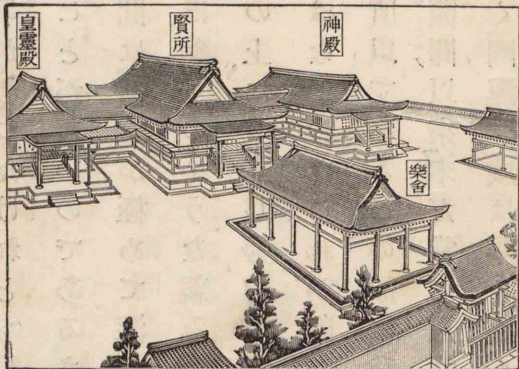
●建國の基礎 我が國の建國の基礎は、遠く神代の昔に定まつて居る。即ち神代の昔、天祖天照大神が、天孫瓊々杵尊に三種の神器を授けて、この大八洲國(我が國)に降し給ふ時、豊葦原の千五百秋の瑞穂、國はこれ吾が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫ゆいて治らせ。さきくませ實祚の隆えまさんこと天壤ときはまりなかるべし」と仰せられた神

國體の確立

國體の精華

宮中三殿の圖

賢所には天照大神、神代皇靈殿には代々天皇・皇族を祀り奉る



勅によつて確立されてゐるのである。この時から、代々の天皇は、この神勅を畏み奉り、三種の神器を天日嗣の御璽として高御座にお昇りになり、かくて、皇位の尊嚴は、世運の消長に關せずして、どこまでも保たれて來た。これが實に、我が國體の精華であり、また世界萬邦にその比を見ない所以である。

●國民の成立 それなら、吾々國民は、どうして成立したかといふと、その根柢をなす血統に二つがある。即ち代々の天皇から分れた皇別と、遠い神代の神々から出た神別とがそれであり、これが吾々日本民族の中樞をなして居るのである。それにまた、太古から別にこの國に割據してゐた諸族(蜘蛛・蝦夷等)もあれば、外國から我が國を慕うて歸化した蕃別も少くはないが、これ等は長い年月の間に、皆よく融合・同化されて渾然たる一團と

皇別と神別

蕃別

國民の團結—團
結の中心

國民の皇室に對
する觀念

なり、皇室を中心として、かゝも團結力に富む優秀な國民を形成するに至つた。

④ 君臣の關係 かやうに團結した國民は、互に一大家族のやうな觀念を有ち、上に皇室を大家^{ダイソウカ}としていた。代々の天皇を大家^{ダイカ}として仰ぎ奉り、よく忠誠の道を盡して來た。臣下の間には、往々權力の争があつたけれども、君臣の分は、儼然として定まり、未だ嘗て紊れたことがないのである。されば、代々の天皇は、國民を愛し給ひ、國民との間は、情誼が極めて深く、義は則ち君臣の關係であるけれども、情はなほ父子のやうな親みがあつた。彼の外國の君臣の關係のやうに、利害の上に成立し、勢力の強弱によつて離合するやうな冷やかなものではなかつた。これが即ち我が國體の特色であり、また團結力の鞏固な所以である。この故に、我が國は東洋の一小島國に過ぎないけれども、開關^{カイレツ}以來、未だ嘗て尺寸の領土と雖も、外敵から侵略されたことがなく、國運國威は年を逐うて益々盛んである。我等はいかなる犠牲を拂う

君臣の情誼

國體の特色

我等國民の義務

ても、この優秀で、そして、比類のない國體を擁護^{ヨウゴ}すると共に、益々國光を宣揚して祖先の遺風を顯彰し、末の世の末の末まで我が國は、よろづの國にすぐれたる國^{クニ}といふ意義を保持しなければならぬ。

第二章 氏族制度

① 氏族制度 上代の國民生活は、一切氏族^{シユ}制度^{セイド}に支配されてゐた關係から、まづ、氏族制度のことが分らないでは、その文化の大勢を知ることは難かしいのである。蓋し我が國民が古から祖先を尊び、血統を重んずる精神を有つて來たことは、殆ど他の民族に類例のないほど強いものであつた。されば、上代に於ける我が國民は、まづ、同一血統の氏族の團體を基本とした特殊な社會を組織し、そして、國家を編制してゐたのである。これを氏族制度と稱する。

② 氏の制 氏族制度の基本は氏^{ウヂ}であつた。氏とは祖先を同じうする血族團體を稱する名であつて、大抵その從事する職業、または住地の

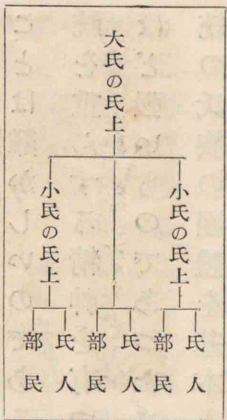
上古の社會組織

國民の血族觀念

氏の名の起原

氏の構成—大氏と小氏—氏上

名から起つたものが多い。而して、氏には大氏オホウヂ（家本）と小氏コウヂ（家したも）があり、共に若干の氏人ウヂノヒトと多数の部民を有して、何れも上に氏上ウヂノカミがあつた。小氏の氏上は、それ／＼配下の氏人、部民を率ゐて大氏の氏上に隸屬



氏上の奉仕

氏と職業

品部

は、これ等を率ゐ、子孫相傳へて代々の天皇に奉仕してゐた。世にこの氏上ウヂノカミを伴造トモツクリまたは伴緒トモノフといひ、その數が多かつたから八十伴緒とも稱した。かくて、氏には、それ／＼定まつた職業があつて、その氏中の人々は、皆一切これに従事してゐた。例へば齋部氏イムベ・中臣氏ナカトミは代々祭祀を掌り、物部氏モノベ・大伴氏オホトモは代々軍事に當れるが如くである。

③部曲の民 大氏・小氏に隸屬する部民は、これを部曲カキベの民、または品部ホンベといふ。部は一定の職業を有する者の團體である。彼の齋部氏イムベ・中臣

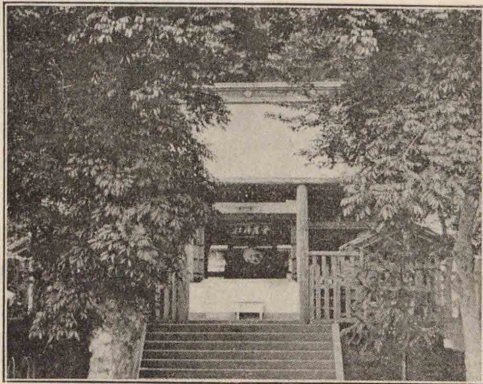
部民と氏上の關係

安房神社

官幣大社で齋部氏の祖神を祭り千葉縣安房郡神戸村にある

天皇の賜姓—姓の性質

臣—皇別連—神別



氏には齋部イムベ・中臣部ナカトミベがあり、物部モノベ・大伴氏オホトモには物部モノベ・大伴部オホトモベがあり、これと同じく久米部クメベ・鏡作部カガミツクリベ・玉造部タマツクリベ・弓削部ユグサベ・矢作部ヤハシベ・土師部ツチノシ・漆部ウルシベ・酒造部サカヅクリベ等のやうな類が甚だ多く、外國から歸化した者には史部シ・服部フクベ等のやうな者もあつた。これ等の部民は、それ／＼その氏の首長たる伴造トモツクリ（即ち）に服してその職業に従ひ、その祖神を祭り、團結が甚だ固くて、遂には譜代隨從の結果殆ど主従の關係を生ずるやうになつた。

④姓の制 氏上がその氏人、部民を率ゐて朝廷に奉仕すると、天皇はその氏人、部民を率ゐて朝卑を區別するため、それ／＼臣連オミムラジ以下直首造アケオホツクリなどの名を賜はつた。これがいゆる姓カバネであり、姓は氏につけて共に連ねて呼ぶのである。姓は恰も現在の爵位のやうなものであるが、ただ職業が附隨して居るといふ差があつた。姓の中で、臣連は身分が最も高く、臣は主に皇別

大臣・大連

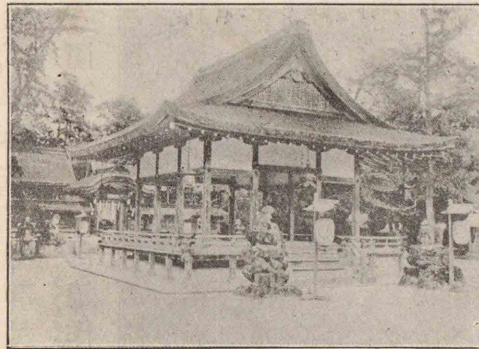
各氏の土地・人民の私有

皇室直轄の土地・人民

建部 神社

官幣大社で日本武尊を祭り
滋賀縣栗太郡
瀬田村にある

天皇の直接支配と間接支配



氏に、連は主に神別の氏に賜はり、多くは皇都に近く奉仕してゐた。また臣・連の中で、特に勢望のあつた者は、天皇を輔け奉つて朝政に參與し、大臣・大連と尊稱されたが(蘇我大臣物部大連のやうな)、後には國家最高の官名のやうになつた。

⑤ 天皇と土地・人民 各氏は人民(氏人)を私有すると共に、また、それぞれ土地をも私有して封建の形を作つてゐた。この故に、皇室にもまた、諸國に御縣や屯倉などと稱する御料地があり、直轄の民として御名代部・御子代部等があつた。この部民は、天皇皇子后妃等の御名にちなんで置かれたものである。景行天皇が皇子日本武尊(二二)の爲に建部を、雄略天皇が御名大泊瀬によつて長谷部を置かれた如きは、その著しい例である。かくて、上古では、天皇は直接、その直轄の土地人民及び各氏の氏上を支配し、また間接に、各氏上

の領する土地・人民をも支配せられた。

氏姓の匡正

八等の姓

⑥ 氏姓の變遷 氏姓の制は、上古に於ける國家組織の根本であつた。それで、初めはその制が正確であつたが、時代が下ると、おひ／＼に亂れて來たので、允恭天皇は、諸の氏人を集め、盟神探湯を行つて氏姓を正されたこと(一九)がある。その後、大化改新の時に、氏族制度は廢せられたけれども、氏姓はなほ、重んぜられたので、天智天皇は、庚午年籍を作つて氏姓を正され、ついで、天武天皇は、新に眞人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置など八等の姓を定め、諸の氏に授けて貴賤の別を明かにせられた。これから姓は職業を伴はず、ただ家柄を表はすもの(今の爵)となつた。だが、平安時代の中頃に至つて、それもいつしか廢れてしまつた。その後、人口の増加や時勢につれて、氏を區別して別に苗字をつけたが、今ではもとの氏も苗字も姓とも氏ともいふに至つた。

第三章 上代の文化

祭祀の尊重

●国民思想の淵源 上代に於ては、上下共に、祭祀を以て最も大事なものとしてみた。これは、神武天皇が御即位の後、まづ、靈時を鳥見山(奈良縣)に立て、皇祖天神を祀つて災を祓ひ、民の福祉を祈り給ひ、また、諸氏が祖先を尊んでその氏神を祭り、心を清く正しくして穢のないやうに務めたことでも知ることが出来る。蓋し上代では、吉凶禍福を始め、萬づのことが一切、神意によるものと信ぜられてゐたから、最も祭祀を慎み、國家の大事には、太占の卜事を行つて神託を受け、犯罪は神に告げて祓除し、疑獄は盟神探湯して判決しなどしてゐた。されば國民が赤誠を以て天皇に奉仕したのも、一は天皇を以て、天祖の正嫡を繼承し給ふ、現人神として畏敬したのであり、かくて、敬神の俗は、忠孝の美風を發揮し、ひいてまた、尙武の氣風を馴致し、ここにはゆる國民思想が醸成されるに至つたのである。

社會の萬事と神との關係
 天皇奉仕の淵源
 敬神と忠孝・尙武の關係

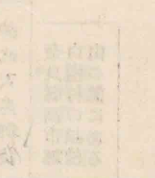
固有文化の實例

●固有の文化 我が日本民族は、神代の昔から、既に或る程度まで進歩した文化を有つてゐた。彼の天照大神が農蠶機織を奨め給ひ、大國

上古の風俗

向つて右は男
左は女である

文化の進歩



主命が醫藥禁厭等の法を教へられ素戔嗚尊が船によつて出雲(島根縣)から朝鮮半島へお渡りになり、神武天皇が瀬戸内海を通つて東征あらせられたと傳へられるのは、その著しい例である。その後、文化が益進んだことは、昔のままの建築による伊勢神宮を拜し、また、古墳から發掘された埴輪などを参照しても、ほぼ察知することが出来るのである。

●政治の整頓 神武天皇が大和地方を平定して橿原(奈良縣)に即位せられ、ここに建國の大業を開き給うや、天



神武天皇の政治形式

皇威の發展

子命(中臣氏)、天富命(齋部氏)に祭祀を掌つて政治を輔けさせ、道臣命(大日命)、可美眞手命(物部氏)等に宮殿を守らしめられ、また、國造、縣主等を置いてそれ、地方を治めしめられたので、政治の形式がほぼ整うた。その後、崇神天皇は四道將軍を派遣して四方を綏撫せられ、景行天

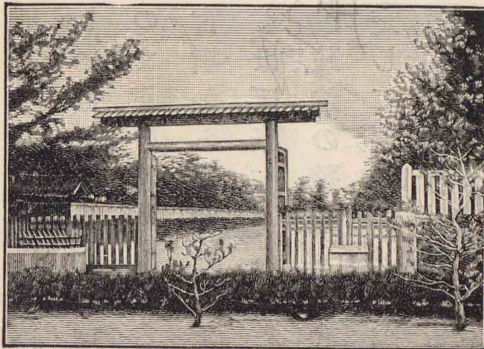
政治の整頓

神武天皇御陵

奈良縣高市郡
白檀村の畝傍
山の麓にある

半島服屬の結果

(一) 儒教・佛教
の傳來



皇は皇子日本武尊ヤマトタケルに命じて熊襲クマソ蝦夷エミを討たしめられ、かくて皇威が次第に遠方に及んだから、次の成務天皇は、山河の形勢によつて國縣クニアケ等の分界を定め、國造、縣主等を増置して地方政治を整理せられた。それにまた、天皇は始めて武内宿禰タケウチノスネを大臣オホオミに任じ、仲哀天皇も大伴武以オホトモを大連オホムラサキに任じ、共に朝政を輔ササけしめられたから、中央の政治も大に振ふやうになつた。

④ 大陸文化の輸入 内政が整うと神功皇后は、力を海外に伸ばして新羅を征伐し給うたが、やがて朝鮮半島が我が國に服屬したことは、我が文化に著大の結果をもたらした。即ちその第一は、彼我の交通が頻繁となつたので、應神天皇の御代には、百濟ハクセの博士ハクセノシ王仁ワニの渡來により、儒教が傳へられて、忠孝仁義の説が入り、欽明天皇キニンテンの御代には百濟王ハクセノミの使者により、佛教が傳へられて慈悲因果の

儒佛二教と國民思想との關係—精神文化の發展

(二) 技藝の移植—物質文化の進歩

漢學の傳來

教が入つて來たことである。所が、儒教の説は、我が國固有の人情習俗に悖モトる所がなかつたから、國民思想に甚だしい變化を與へなかつたが、佛教の教は、佛陀を信ずれば無量の福德を得べしといふ教であつたので、漸く國民思想に變動を生ずるに至つた。しかし、幸にも我が國固有の忠孝仁義の精神は、その根柢が固いので、長い年月の間に、遂によくこれを融合、同化して却つて精神文化の發達を促すやうになつたのである。その第二は、諸種の技術・工藝もまた、盛んに移植されて物質文化の進歩を助けたことである。かくて、上代の文化が、精神物質兩方面とも、大陸文化の輸入によつて發達を助成されたことは、現在の我が文化が、多くは西洋文化の輸入に俟つて進歩しつつあるが如くであつたといふべきである。

⑤ 文學の進歩 我が國の上代には、文字がなく、古傳や祝詞イハヒや詠歌などは、何れも言ひつき、語り傳へたに過ぎなかつた。然るに、應神天皇の御代に至り、始めて漢學が傳來したが、しかし、當時、これを學んだのは、

日・支の國交の始(二二六七年)
日・唐の國交—
漢學の漸盛

上古の船の遺材
大阪地方から掘出したものである

上代の主要な産業
崇神・垂仁兩天皇時代
應神天皇時代

ただ小數の貴族のみに止まり、その進歩も、甚だ遅々たるものであり、公の文事に携つたのは、僅に東西史部を始めとして、大抵歸化人の子孫のみであつた。その後、推古天皇の御代に至つて、隋(支那)と國際交通を開き、ついで、舒明天皇が唐に使節(遣唐使)を派遣せられ、學生、僧侶の留學するものがあるに及んで、始めて漢學の漸盛を見るに至つた。

⑥産業の振興 上代の産業は農業と工藝がその主要なものであつた。天祖天照大神が既に農蠶機織を奨められたことは、さきに述べたが、崇神天皇に至り、人民に池溝を掘らせて農業を勵まされ、船舶を造つて交通の便を圖り給ひ、垂仁天皇もまた、大に農耕を奨められたので、國力が漸く充實し、御聖徳が外國にまで聞えたほどであつた。ついで、應神天皇の御代には、支那人弓月君が數多の部下を率ゐて歸化し、得意の養蠶織物の新法を傳へたが、天皇は更に使(使主)を吳國(支那南部)に遣はして



仁徳天皇時代

雄略天皇時代

國産の發達

聖徳太子の功績

(一)政治

織縫女を召寄せられ、また朝鮮半島から鍛工、木工、造酒工等の渡來するものもあつて、それによつて新法を傳へたから、我が國の工藝は著しく進歩した。それに、仁徳天皇は稀世の仁政を施して、民力を休養せられ、益池溝を掘り、隄防を築き、荒地を拓きなどして、農業を勵まし給ひ、雄略天皇もまた、大御心を民政に注がせられ、内は農蠶を奨め、外は外國の諸工人を召寄せて大に産業、工藝の進歩を圖られたので、國産は愈發達し、財政は豊富となつて、果ては三藏(大藏)の分置を見るに至つた。

⑦推古時代の文化 推古天皇の御代には、聖徳太子(皇太子)が攝政となられたが、太子は嘗に佛教の興隆に力を盡されたのみならず、また、政治外交、文學藝術の上にも偉大なる功績をお遺しになり、上代の文化は、この時代に最も發達したのである。即ち政治に於ては、冠位十二階を定め、憲法十七條を作り、曆を頒ちなどして、時勢に適つた新味の政治を施され、外交に於ては、小野妹子を隋に遣はし、對等の禮を以て始

(二)外交
(三)佛教
佛教の隆盛—藝
術の進歩

法隆寺金堂

奈良縣生駒郡
法隆寺村にあ
る。聖元二
六七年紀徳太
子の建立と稱
せられ我が國
最古の建物で
ある

家屋



めて支那と國交を開かれたので、その文明は直接、我が國に傳はつて我が文化の基礎をなすに至つた。殊に太子は熱心な佛教信者で、天王寺(大阪)法隆寺(奈良)等を建立して佛教の興隆に力を注がれた。されば、佛教は頓に隆盛となり、従つて寺工、佛工、瓦工、畫工等の大陸から渡來する者が多かつたので、その結果として建築彫刻、繪畫刺繡等の藝術が非常に進歩した。彼の法隆寺の金堂中門、金堂の佛像、壁畫、玉虫、厨子の密陀繪及び天壽國曼陀羅等は、實に當時の文化の程度を知るに足る好箇の現存物である。

⑧上代の風俗 上代の人は、萬づのことが、極めて簡易質素であつた。(一)家屋 家屋は貴族でも、後世のやうに華美なものではなかつた。まづ丸木柱を掘り立て、梁桁等は藤葛で結んで、茅で屋根を葺き、その上に千木、堅魚木を上げて



(本標術美代時古推) 畫壁の堂金寺隆法

名高い法隆寺金堂の壁畫は、世に推古天皇の時來朝した高麗僧曇徴の作と傳へられてゐる。この圖は、その壁畫の一部北方東脇の壁面に畫かれたるものであるが、その圖相手法様式などいづれも唐西域印度等の影響を示せる所が少くない。恐らくは佛教の東漸につれて、中天竺の藍本(原本)を轉傳して、かくの如きものを描くに至つたものであらう。その筆致彩色が優美で、雄麗の趣に富んだことや東西文化交渉の事跡を證明する點から見て、我が國美術界の至寶であるのみならず、實に世界的重寶と謂ふべきである。

衣服

食物

髪と裝飾

ゐた。のち朝鮮の風が入つて、家屋の建築も、やや進んだが、しかし、建築術の面目が一新されたのは、寺院の建立が行はれてからであつた。それでも、朝廷でさへ、板葺を實行し給うたのは、皇極天皇が飛鳥宮(奈良縣)を造營された時が始であり、一般の家屋は、なほ舊制によるものが多かつた。(二)衣服 我が國民は、太古から肌膚を露はすことを忌んでゐた。それで、大抵上部に衣(上筒袖)を着、下肢には褌(ハカマ)を穿ち、腰に裳(モ)をまとうて居り、その材料は麻(アサ)楮(カウヅ)等の皮で織つた粗妙(アラク)和妙(ニギク)を始とし、苧布(カラムシ)葛布(アサ)倭文布(ド)等であつた。然るに、韓土との交通が盛んとなり、絹を織ることが巧みとなるに及んで、貴人は多くこれを衣服に用ふるに至つた。(三)髪と裝飾 男子は「みづら」といつて、頭髮を左右に分けて、兩鬢(リヤウビン)で結び、女子は鬢(アゲ)、または下髪(サゲ)にしてゐたが、冠制が定まると、有位者は一髻につかぬるやうになつた。それから、貴人は勾玉(マカ)管玉(クワン)金環(キンクワン)銀環等を裝飾として、頸には頸玉、手には手纏(テマキ)足には足結(アサヒ)等を着けてゐた。

(四)食物 食物には米を主として、麥・粟・豆類等があり、肉類は主として

武器

魚・鳥・野獸等を用ひて、大抵朝夕の二食であつた。食器は素焼の土器、または木葉を縫合はした葉器であつたが、雄略天皇の御代に、支那から製陶法が傳はつて、土器の製造がやや精巧となつた。(五)武器 武器は太古から既に刀劍や弓矢等を使用してゐた。

第四章 律令の制定

氏族制度の弊害

●政治の革新 上代氏族制度の際には、豪族が土地・人民を私有して、なか／＼勢力があり、勢ひ種々の弊害を免れなかつた。殊にその代表的豪族たる蘇我氏の如きは、あらゆる専横を極めて、僭上の振舞さへあり、殆ど累を皇室に及ぼさうとする情勢であつた。そこで、中、大江、皇子(舒明天皇の皇子)は、中臣、鎌足等と謀り、慨然として起つてこれを誅滅せられ、從來の宿弊を一掃する爲に、隋唐の制度に倣つて根本的に大化の改新を斷行し給うた。即ち從來、豪族の私有してゐた土地・人民を朝廷に收めて悉く公地・公民となし、新に國郡の制を布き、國司・郡司を置いて中

大化の改新 (1105年)



古の代の遺物

古墳から發掘した上古の遺物について説明を加へて置かう。

○埴輪土偶(男) 男女ともに筒袖の上衣を着け、頭に玉飾りを纏ひ、耳には耳輪を下げ、なほ男は鍔及び兜を着けて居る、また女は髪を結んで居る、なほ男女ともに上衣の下に袴袋を着けるのを常とする。

○鏡 銅製で裏面の文様は極めて精巧なものである。

○鎧兜 ともに鐵製である。

○頭椎太刀 これは上古の太刀の一種で、その柄の頭は塊状をして居るから頭椎太刀といふ、刀身は鐵製で、他の金物は銅製鍍金のものが多い。

○勾玉、管玉、切子玉 是等は何れも裝飾に用ひたものである、この中勾玉(曲玉)は多く瑪瑙、碧玉の如き石で造り、管玉は竹管の形をなし、概ね碧玉でつくり、切子玉は水晶で造つてある。

○鐵環、金環、丸環 これ等も裝飾用で、金環は耳輪などに用ひた。

○高坏 食物を盛る器で、坏(高坏)臺のついたものなどの種類がある。

○埴臺付埴瓶、埴提瓶 これ等も土製で流動物を入れるものである。

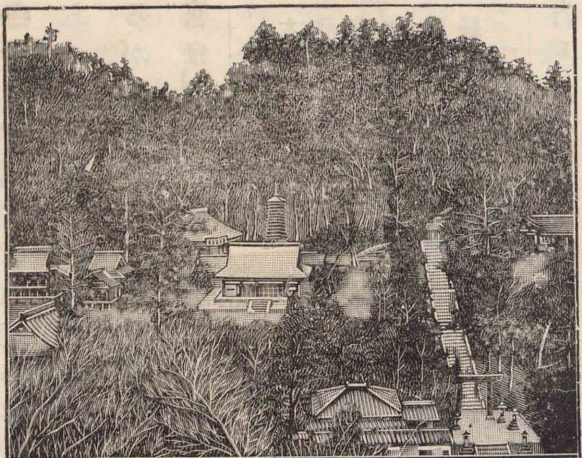
○埴輪馬 背に鞍を置き、駒に馬鐙をつるし、腰に馬鈴を下げてゐる、これによつて古代の馬具及び附屬品の大概を知ることが出来る。

談山神社

別格官幣社で藤原鎌足を祀り奈良縣多武峰にある

律令制度の原因

律令制度の經過



中央集權を圖り、班田收授の法を設けて人民に口分田を給し、一切官職の世襲を罷めて人材登用の道を開かれたのである。これ實に孝德天皇の御代で、紀元一三〇六年のことであつた。

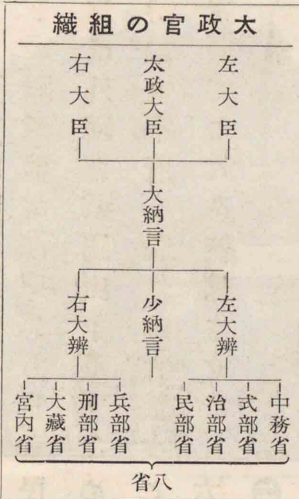
●律令の制定 政治の革新には、勢ひ制度の制定が伴はねばならぬ。これ天智天皇以後、律令の撰定が急がれた所以である。天智天皇の大津宮(大津市)に即位し給ふや、まづ、鎌足等に命じて令を撰定せしめられ(近江令)、ついで、御弟天武天皇は、諸臣に命じて、これに改修を加へ、新に律をも制定せしめられ、それが持統天皇(天武天皇の皇后)の御代に出來上つたけれども、文武天皇は更に忍壁親王(天武天皇の皇子)藤原不比等(鎌足)粟田真人等をして修正せしめられた。かくて、大寶元年に至り、律(卷六)令(十

大寶律令
養老律令

(一)中央の官制
—二官・八
省・彈正臺

卷)共に完成したので、これを天下に頒布せられた。これを大寶律令といひ、この後、永く我が國政治の大本となつた。彼の養老律令といふのは、元正天皇の御代に、不比等等が詔を奉じて更に大寶律令を修正したものである。

令の官制 令の定めによると、中央政府の主な官衙は二官・八省であつた。二官とは神祇官・太政官である。神祇官は神々を祭ることを掌るが、我が敬神の國風を重んじて諸官省の首位に置いてあつた。太政官は、國政を統べる最高の役所であり、上に太政大臣、左大臣、右大臣があつて政務を統理し、大納言があつてこれを補ひ、その下に少納言、左辨官、右辨官(いはゆる三思)があつた。左辨官に屬する中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大藏省、宮内省の八省といひ、それらに政務を分擔し、そのほかに彈正臺があつて内外の



省といひ、それらに政務を分擔し、そのほかに彈正臺があつて内外の

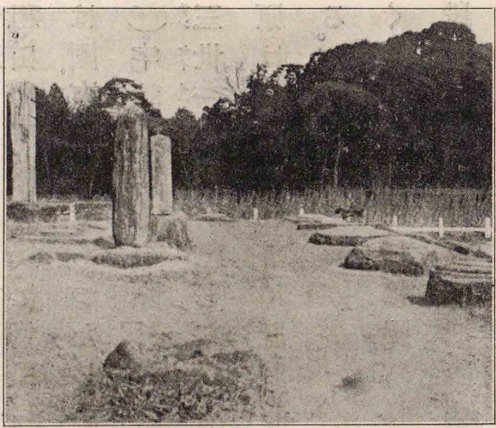
(二)地方の官制
太宰府 府址
太宰府

兵制
(一)五衛府—軍
團—防人

(二)隊伍

非違を糾弾した。これ等を京官または内官といふ。地方官には國郡ごとに國司郡司(官吏)があり、京都に左右京職、攝津に攝津職を置いた。九州は外國との關係上、重要な地であるから、特に太宰府を設け、帥・大貳・少貳等の官吏を置いてこれを統轄させた。これ等を外官といふ。

令の兵制 兵制は京都に五衛府(右衛門府、左衛門府、右衛士府、左衛士府)があつて禁裡を衛り、諸國には數郡ごとに軍團を置き、特に邊要の地には防人を置いた。而して軍團は每國正丁(六十歳から二十歳まで)の三分の一を徴して兵士となし、その一部は上京して衛士となり、一部は出でて防人となつた。隊伍は伍(五人)、火(五人)、隊(五人)、旅(十人)、團(十人)等に編成して大毅、少毅以下がこれを統べ、出征の際には、別に將軍、副將軍等を任命し、大軍には特に大將軍を任ずる定めであつた。



班田收授の法

輸租田

不輸租田

輸地子田

莊園の起原

租・庸・調

⑤ 令の田制 田制は大體に於て大化の制に従つた。即ち長さ三十歩、廣さ十二歩を以て一段とし、戶籍計帳を作つて、全國の民が生れて六歲以上になると、班田收授の法によつて男には二段、女にはその三分の二の口分田を授けられた。その口分田と位田（位田は職田・功田・賜田・墾田等）は、これを輸租田といひ、神田（神田は寺田等）の不輸租田や剩田を民に賃租して佃らせた輸地子田等と共に、原則としては國有（即ち公地）であつた。しかし、大功に賜はる功田や神田・寺田や園地（園地は宅地等は、その除外例とも見るべきものであり、墾田の如きも、後に三世一身法が變じて私有を許されることとなつた。後世の莊園の起原は、實にこれ等に胚胎して國家の大患を醸成するに至つたのである。）

⑥ 令の租制 租制も大抵大化の時と同じく租・庸・調の三種に限られてゐた。租は輸租田に課するものであり、一段ごとに稻二束二把の割であつた。庸は國家に對する人民の歲役（さいえき）であり、正丁の勞役が十日間づつであつたが、大抵はその代物として布二丈六尺を納め、調は絹絶（アソギス）

租・庸・調の費途

大學

國學

官吏の養成

蔭子・蔭孫

絲・綿・布などそれ／＼郷土の産する所に從つて納める定めであつた。而して、當時未だ貨幣の通用がなく、國家經濟の主要なものは、布穀を以てする前記三種の租税に限られてゐたから、國家は庸調及び田租の一部を以て朝廷の用度に充て、國郡には専ら田租を以て支辨させ、且つその一部は水旱等を慮り、貯藏して不虞に備へ、一部は出舉（スキ）または貸稻として人民に貸與して利を取らせてゐた。

⑦ 令の學制 京都に大學（ダイガク）、諸國に國學（コクガク）が置いてあつた。大學には漸次、書算・明經・紀傳・明法等の諸道を置き、教授以下の教官が居つて、主に五位以上の人の子孫及び東西史部（ヤマトカハチノフヒト、東史部は阿知使主の子孫、西史部は王仁の子孫）の子に教へ、國學では主に郡司の子弟を教へた。在學年數は共に九年であり、卒業の上は式部省で行ふ試験によつて官吏に登用する定めであつたから、即ち當時の學校は、官吏の子弟を教育して官吏を養成する機關であつたのである。また、皇族及び五位以上の人の子孫で、父祖の蔭によつて出仕する法もあつた。これを蔭子・蔭孫といふ。

五刑
贖銅と六議

八虐

閏刑

法文の完備

律令の繼續

●**刑律の概要** 大寶律は僅に残缺を存するのみであるから、他書に引用された所によつて見ると、刑罰には、笞杖徒流死の五刑があり、それら輕重をつけて二十等に分れてゐた。しかし、贖銅とて、犯罪の種類と犯人の身分・年齢等により、銅を納めて罪を贖ふ規定もあれば、六議(議親議故議賢議能議功議貴)に當る人は、特別の寛典にあづかることも出来たが、八虐(謀反謀大逆謀叛惡逆不道大不敬不孝不義)に相當する時は大赦のほか、決して赦されることはなかつた。また有位者・帶官者に對しては、官當免所居官免官除名等の閏刑があつた。

●**律令に對する批判** 大寶律令は當時、世界の文明國たる唐の制度に則り、しかも、大化の政治革新から、凡そ六十年の後に完成したものであるから、その法文の完備せることは、固より當然のことである。爾來、幾多の變遷はあつたが、しかし、その大體は、永く繼續されて千有餘年の後の明治の初年まで行はれたのであつた。けれども、立案の主旨が、國民生活を基礎とせず、専ら唐の制度を模倣したのであるから、折

律令の弛廢

遣唐使の派遣

唐文化の模倣

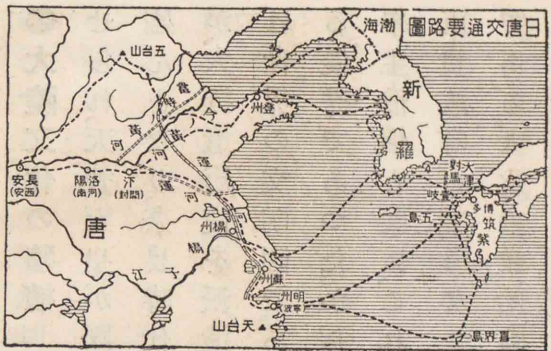
角の制度も、多くは空文に終つてしまつた。中にも、班田收授の法や軍團などは、間もなく廢れて、次第に莊園の弊風を馴致し、遂に武家政治を將來するに至つたのは、遺憾なことに謂ふべきである。

第五章 奈良及び平安時代の文化 (その一)

●**大陸文化の移植** さきに、舒明天皇の御代に、始めて遣唐使を派遣せられ、天智天皇が國交を恢復せられてから、支那との交通は、次第に盛んとなり、奈良時代には、代々の天皇が、大抵遣唐使を派遣せられた。當時、唐は世界の文明國であり、その文化が頗る優秀であつたから、遣唐使が留學の學生・僧侶と共に、これを將來すると、朝臣・貴族等は競うてこれを模倣したのである。大化の政治革新も、大寶律令の

遣唐使 遣唐使を派遣したのは、佛教の傳授や内政の改革や社會の改良などに資するため、唐の制度・文物を輸入するにあつた。その通路としては、初めは難波を發して博多に寄り、大かた朝鮮の西岸を経て渤海灣に入り、山東角に上陸して唐の國都長安に着くのであつたが、後には、博多から五島に至つて順風を待ち、東支那海を航して揚子江口に至り、運河を遡つて長安に赴くのであつた。前者を

奈良時代—唐制模倣時代



制定も、固より唐制の模倣であるが、また元明天皇が奈良に奠都して皇居を一定せられたのも、やはり唐制の模倣に過ぎなかつた。天皇から七代七十餘年間は、いはゆる奈良時代であり、大陸の文化が盛んに移植され、政治・宗教・文學・技藝・風俗等、殆ど皆範を唐に採つたから、この時代は一に唐制模倣時代とも稱せられるのである。

北路、後者を南路と稱する。一行は船が四艘と定まり、人員は一定してゐなかつたが、多い時には六百人にも達したことがあつた。

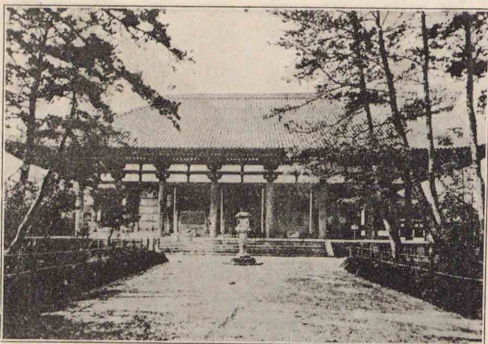
佛教興隆の原因

政治と佛教 佛教は聖德太子以來、皇室の尊崇が次第に篤くなつたので、ひいては上流社會の信仰を得たが、民間には未だ普及するに至らなかつた。然るに、天武天皇は詔して家ごとに佛像・經卷を安置せしめられ、また、諸國に國師を任命し給ひ、ついで聖武天皇に至つて、佛の功德によつて天下を安穩にせんと思召され、國ごとに國分二寺(僧寺)

佛教の興隆—佛教政治の時代

唐招提寺金堂

奈良縣生駒郡都跡村にあり。淳仁天皇の御代に唐の歸化僧鑑真の建立にかかり、今日も残存するから天平時代の建築を認むる好標本である。



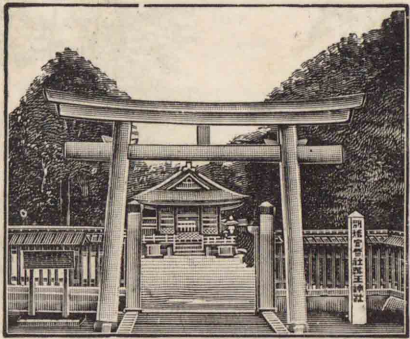
唐招提寺金堂を建て、奈良には壯大な東大寺を興して金銅の大佛(良の大佛)を安置し、皇后と共に、大にその弘通を奨励されたので、佛教は頓に興隆して殆ど國教の如き觀を呈し、ここにいはゆる佛教政治の時代が現出されるに至つた。かくて、多くの寺院は建立され、學德にすぐれた高僧は輩出し、外國から渡來した名僧も少くはなく、佛教が奈良の文化に貢獻した功績は實に偉大なものであつた。これから、國家の安寧を謀り、國民の福利を齎すことは、これを佛德に歸し、寺院は政治機關として國家の安穩を祈禱する所と化し、大寺院は勅願所として最も尊崇されるに至つた。この思想は永く後世まで繼續し、平安時代に至つて延曆寺・東寺等の如きは、皇城の鎮護、國家護法の道場となつたのである。しかし、勢の極まる所、そこに弊害を伴ふは自然の理で、佛教隆盛の結果は、政治の紊亂と財政の窮乏を招

佛教の文化貢獻
佛德に對する態度
佛教の弊害

護王神社

別格官幣社で
清麻呂と廣
とを祀り京
市にある
都

漢文學



き、ひいて人民を困窮に陥れてしまつた。殊に僧侶には上下の尊信に慣れ、勢力の強盛を恃んで專横を極めるものを生じ、その弊の及ぶ所遂に藤原、廣嗣と僧玄昉の争となり、稱徳天皇の御代には、崇佛の弊が殆ど極點に達し、僧道鏡の如きは、非望を抱いて國體の尊嚴を傷けんとしたが、和氣清麻呂の忠烈によつて、よくこれを挫くことを得たのは、幸であつた。

③文學の隆盛 (一)漢文學 唐制模倣の時代であつたから、漢文學は最も隆盛を極めた。多くの學者の中で、粟田真人、吉備眞備、阿倍仲麻呂、藤原清河等は、その名が最も高く、眞備、仲麻呂、清河等の如きは、唐人の稱讚さへ博した才物であつた。

が、眞備は歸朝して右大臣に累進し、仲麻呂は唐に仕へて彼の地で歿した。やや後れて出た石上宅嗣、淡海、三船もまた、漢詩、漢文に長じ、宅嗣は始めて圖書館(書)を開き、三船は歴代の天皇の御謚を定め奉つた。三

和歌

萬葉集

船が撰んだと傳へられる懷風藻は、我が國に於ける詩集の始で、弘文天皇以後の漢詩(作家)が集めてある。(二)和歌 かやうな時代であるから、國文は未だ發達しなかつた。しかし、和歌は頗る發達して空前の盛況を呈し、柿本人麻呂、山部赤人は最もすぐれて歌聖と稱せられ、山上憶良、大伴家持等もまた、名人であつた。家持の撰んだ萬葉集は、實に二十卷(百餘千首)の大歌集であり、上は王公貴人より下は樵夫、漁師に至るまで、社會のあらゆる階級の歌が集めてあるから、正に國民の大詩集ともいふべく、また、當時の國民思想の一端を窺ふに足る好箇の史料でもある。

④書籍の撰修 學問の進歩に伴うて種々な書籍も次第に著はされた。(一)國史の撰修 初め聖徳太子等は天皇記、國記等の國史を編纂せられたが、焼失し、その後、天武天皇は、帝紀の撰録を思立たれ、また舍人稗田阿禮に命じて舊辭を誦習しめられたが、何れも功成らずして崩御になつた。奈良時代に至り、元明天皇は阿禮が老いて舊辭の亡び

古事記

日本書紀

舍人親王

日本書紀を撰
修せられる圖
である



んことを憂へさせられ、太安麻呂に勅して阿禮の誦習へるところを撰録せしめ給ひ、かくて出来たのが古事記(三)である。古事記は未だ假名の發明せられない前のことであつたから、漢字漢文を工夫して純粹な國文で書綴られてあり、現存して居る國史の書籍中、最も古いもので、神代から推古天皇までの記録である。ついで、元正天皇の御代に、舍人親王太安麻呂等は、勅を奉じて更に詳細な國史を撰修した。これを日本書紀(三十卷系)といふ。日本書紀は神代から持統天皇に至る

六國史

歴史で、漢文を以て書かれてある。この後、朝廷では平安時代の中頃までに、五たび國史を撰修せられた。世にこれを六國史(日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代之實錄)といふ。(二)風土記 元明天皇はまた、諸國に勅して國郡の名は必ず二字を用ひて且つ好字を選ばせ、それらその國の地勢、産物、傳説等を記録して上らしめられた。これを風土記といふ。風土記は

藝術進歩の原因

薬師寺の東塔

天武天皇が建立せられた持統天皇の時竣工し、現存せる貴重なものである

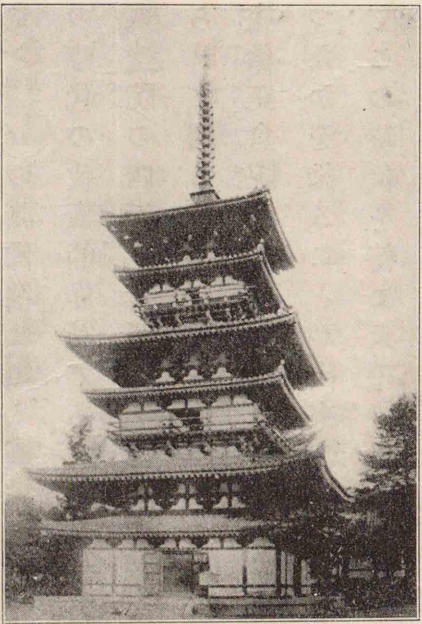
藝術の黄金時代

建築

我が國に於ける最も古い地理書であるが、現存してあるのは、その中僅に三四箇國の風土記だけに過ぎない。

五 藝術の進歩 奈良時代は唐との交通が頻繁であり、佛教が大に興

隆したので、その感化を受けて美術・工藝が著しく發達し、藝術の黄金時代を現出した。即ち寺院の建築や佛像の彫刻を始とし、繪畫、織物、刺繡、漆器、硝子等に至るまで、何れも精巧雄麗を極めたものが多く、啻に後世も及び難い程であつたのみならず、西洋に於ても、これに比肩すべき藝術がないと稱讚せられる位である。中にも、建築は圓熟した唐の様式が、我が國民の趣味に陶冶され、東大寺の大佛殿の如き、世界第一の木造建築物を始め、藤原氏の氏寺たる興福寺や薬師寺、唐招提寺等の諸大



奈良時代の
女子盛装圖



整へる文明の象徴であるから、文明の進むに従つて様式の定まるのは、當然なことである。されば、聖徳太子は冠位によつて服色を定められ、その後、改正もあつたが、大寶令が制定されるに及んで、衣服の制は大に備はつた。即ち禮服、朝服、制服の別が定まり、禮服は五位以上の服で、その冠と服色は位階によつて等差があり、朝服は朝臣が公事に着るもので、服色に高下があり、制服は無位の官人及び庶民が公事に着るものであつた。服制は時代によつて多少の變遷はあつても、大體には上部に衣、下部に袴を着けて居つたが、しかし、次第に袖が長く、裾の長いものを好むやうになつた。また養老年間に襟を右前にせよと命ぜられてから、右衽の俗が我が國一般の風となつた。(二)髪幼時は男女共に、振分髪であつた。やや長ずると、男子は總角となし、成

髪

食物

家屋

奈良の面目一新

都會文化

年に至れば、頂上に結んで冠を頂き、女子は頭髮が肩を過ぐるに至つて結髪し、或は背に垂れて居つた。一般が垂髪の風に移つたのは、平安時代に入つてからである。(三)食物 食物は一般に、玄米を蒸して常食とし、往々糯を用ふるものもあつた。肉食は佛教の隆盛に伴うて次第に廢る傾きを生じた。(四)家屋 宮殿、佛寺は大抵瓦葺であつたが、一般には未だ舊風(即ち草葺)を守つて居つた。然るに、聖武天皇の御代に、五位以上の官吏及び富民に詔してその邸宅を瓦葺とし、丹堊を以て塗ることを命ぜられた。これから、縉紳の邸宅は、草葺、板葺が次第に廢つて瓦葺となり、丹堊を以て柱等を塗ることなどが盛んとなつて壯麗を極め、奈良の都は全くその面目を一新して、『青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如くいま盛りなり』といふ繁華を現出したのであつた。

九 都會と地方の文化 以上述べたやうに、奈良時代は政治、文學、藝術等、あらゆる方面に互つて未曾有の進歩、發達を遂げたが、しかし、これ

地方の状態

(一)文化の遅緩

(二)低級な物質生活

(三)質實剛健

は、中央政府の所在地たる奈良附近の都會文化に過ぎなかつた。皇居諸官省を始め、貴顯紳士の邸宅は唐風に倣うて壯麗を極め、宮廷及び貴人等が郡司の貢した儀容の端正な舍人^{シネリ}や容姿の端麗な采女^{ウツメメ}を用して富榮を競うてゐたことは、白銀^{シロガネ}のめぬきの太刀を下げ佩^ハきて奈良の都を練^ネるは誰^タが子ぞ^{コゾ}といふ歌でも、その生活の一端が知り得られる。然るに、一たび大和の地を出ると、文野の差が甚だしく、地方は殆ど上代のままの状態であつた。蓋し交通機關が不完全で、都會文化の傳播する機會がなく、國學はあつても、國民はその教育を受けられなかつたから、中央官吏の出張や軍團兵士の上番^{シヤウバン}や國分寺僧侶の來住等によつて、僅に多少の文化が散布された位に過ぎなかつた。従つて國民は一般に粗野で、低級な物質生活に満足して居つたことは、『家にあれば筈^ハに盛る飯^{イヒ}を草枕^{カサマク}旅にしあれば椎^{シヒ}の葉に盛る』といふ歌でも知ることが出来る。しかし、都會文化に浴しなかつたので、却つて都會人よりも質實剛健で、冒險的な氣象に富み、額に矢は立つとも脊に

文化消長と外國の關係

平安時代初期の文化

遣唐使の廢止

は立てじ』の氣慨もあれば、『山行かば草むす屍^{カズネ}、海行かば水づく屍^{カズネ}、大君のへにこそ死なめ』の忠勇心をも有つて居たのであつた。

第六章 奈良及び平安時代の文化 (その二)

●文化の對外關係 文化の消長が、外國との交通に關係することの多いのは東西古今皆同一である。我が上代の文化が、韓土支那に負ふ所が多かつたことは、既に述べたが、中古に於ける文化もまた、外國殊に支那から受けたものが多く、大化の改新、大寶律令、奈良時代の佛教、藝術等は殆ど皆支那の模倣に過ぎなかつた。平安時代に至つても、その初期には、前代から續いて外國文化崇拜の思想が甚だしく、數度も遣唐使を派遣してその文物を輸入した程であつた。然るに、當時は航海の術が進まずして、危険なことが多かつた。たまた、唐が衰へて内亂さへ起つたので、宇多天皇の御代に、菅原道眞が遣唐使に任命されると、天皇は道眞の奏請によつて遣唐使を廢止し給うた。さて遣唐使

國風文化の發揮

が廢止されると、大陸文化を模倣する風潮が次第に止み、これまで、多少萌してゐた日本の文化が、蔚然として開けて來た。これは、遣唐使の廢止に伴ふ著大な結果といふべきである。

●佛敎の新宗派

奈良時代の佛敎は盛んではあつたが、皆印度・支那の佛敎をそのまま輸入したものであつた。然るに平安時代の初期に、僧最澄の起した天台宗と僧空海の創めた眞言宗は、支那から傳へた

天台・眞言二宗の宗旨

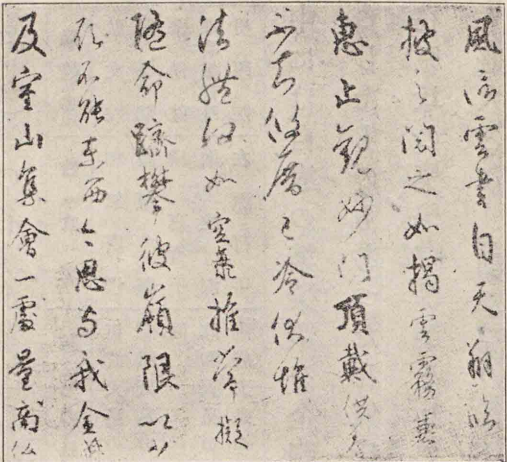
布敎の手段

ものではあるが、支那のままの宗旨ではなかつた。即ち二高僧は入唐して各、彼の地の名僧に就き、深遠廣大な教義を比較研究して歸朝し、全く日本獨特の新宗派に作り上げたのである。しかも、布敎の手段としては、古來國民に、信仰的祈禱の氣風あるを利用して、専ら靈驗を表はすことを主としたから、到る處、人民の渴仰を受けた。殊に神佛調和の思想が、奈良時代から起り、神社の境内に寺院を建てることなども行はれてゐたので、二高僧は早くも、ここに着眼し、既に神の鎮坐せる比叡山(縣滋賀)と高野山(山和歌)に、それ／＼寺を建ててその神を守護神と

國民の歸依

空海の筆蹟

東寺所藏の國寶で風信帖といふ空海から最澄への消息文である



し、神明は喜んで佛法を保護するといひ、巧に國民固有の信仰心との調和を圖つた。されば、敬神の心に篤い國民は、疑ふ所なく佛敎に歸依し、天台・眞言の二宗は益々盛んとなつて平安時代の中期頃までは、殆ど天下を風靡し、人心を支配してゐた。然るに、攝關時代に至り、朝臣等が奢侈遊樂に耽つて極端な現世主義に墮したので、その現世主義が行詰れば、そこに人生

浄土教

の無情を感じて懊惱煩悶を生ずべきは自然の理である。ここに着眼して時代的要求に應じて起つたのが浄土教であつた。浄土教は僧源信の唱へたもので、純粹の日本佛敎であり、現世は穢土、未來は浄土であるといつて、切實に未來の極樂の往生を説いたから、忽ち人心を吸引して天下に弘まるに至つた。

漢文學隆盛の原因

漢學者

私立學校

學校名	設立者	設立の時代
弘文院	和氣廣世	桓武天皇の御代
勸學院	藤原冬嗣	嵯峨天皇の御代
學館院	橘嘉智子	同
綜藝種智院	僧空海	淳和天皇の御代
獎學院	在原行平	陽成天皇の御代

③漢學の隆盛 奈良時代に盛んであつた漢文學は、平安時代の初に至つて圓熟の域に達した。これは外國文化模倣の風潮の盛んであつた爲でもあるが、一つは初期の天皇が、皆學問をお好みになつて獎勵されたからである。中にも、嵯峨天皇は漢文學に秀で、詩文をよくし給うたから、その時代の前後には、僧空海、小野篁、都良香、滋野貞主、菅原是善(道真)等の名家が輩出し、凌雲集、文華秀靈集、經國集等勅撰の詩集も出た。これ等の詩集を懷風藻に比ぶれば、漸次和習を脱して圓熟の境に進んで居ることが分る。當時、大學の制度は、可なり整うて居たが、貴族の中には、自家の繁榮策を企圖し、私立學校を設立して一族の子弟を教育したのもあつた。和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院、在原氏の獎學院等がそれであり、勸學院は、藤原氏の繁榮につれて最も盛大となり、『勸學院の雀は蒙求をさへづる』といふ諺さへ生じた。獨

延喜時代の漢文學

和歌

(一)歌道隆盛の原因

(二)延喜時代の歌道勅選和歌集

り空海の創立した綜藝種智院は、一般の子弟を教育したので、感化を國民に與へた所が少くなかつた。その後、延喜時代に至つても、漢文學はなほ榮え、菅原道真、三善清行、紀長谷雄、大藏善行等の如き學者が出たが、しかし、遣唐使が廢止されて大陸との國交が中絶すると、次第に衰へ、これに代つて國文學が大に興るやうになつた。

④國文學の發達 (一)和歌 平安時代の初には、漢文學隆盛の結果、詩賦のみ頻りに行はれ、和歌は一時殆ど廢れたやうな姿であつた。然るに、國民には、一方に外國文學を模倣することのみに満足せぬ反抗心が起り、他方に片假名平假名等の國字が發達して、國語を記すことが容易となつたので、ここに氣運が一變し、清和天皇の頃から、歌道が大に起つて在原業平、僧正遍昭等のいはゆる六歌仙が出た。かくて醍醐天皇の御代には、紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑等の名家が續出したので、天皇は始めて和歌所を置き、貫之等に命じて古今集(古今和歌集)を撰進せしめられた。これが勅撰和歌集の始であり、これから歌調

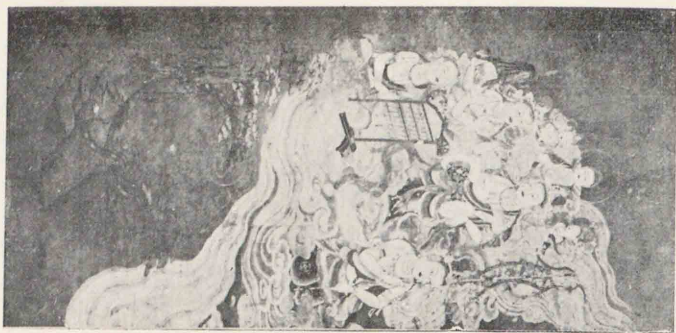
(三)天曆時代の歌道

國文

紀貫之の功績

出 女流文學者の輩

が一變して短句を尙び、また萬葉風の如き巨作豪語を見ぬやうになつた。ついで村上^{ムラカミ}天皇の御代には、いはゆる梨壺^{ナシツボ}の五人が現はれ、勅を奉じて後撰集^{ゴゼンシフ}を撰び、一條^{イチヂョウ}天皇の御代には拾遺集^{シツキシフ}が成り^(以上を三代和)和歌は愈々隆盛を極めた。(二)國文 平安時代以前には祝詞^{イハヒコト}宣命^{ノリミチ}等のあつたほか、散文の文學として見るべきものが少かつたが、假名の製作があつてから、思想感情を自由に文に表はし得たので、漢文に代つて國文が起るやうになつた。物語^{モノガタリ}の祖と稱する竹取物語^{タケクニモノガタリ}(作者不明)と伊勢物語^{イセモノガタリ}(在原業平^{ノハラノノリヒラ}の作業)は、共に傑作ではあるが、紀貫之の書いた土佐日記^{ツクサノヒコキ}及び古今集^{コノノミナト}の序文は、國文の母として後世の模範とする所である。従つて、貫之は和歌書道、國文等に於て、共に無雙の功績を遺した人といふべきである。かくて、國文は益々盛んとなり、一條天皇の前後には、女流文學者が輩出してそれら得意の才筆を揮つた。中にも紫式部^{ムラサキキキブ}と清少納言^{セイショウナゴン}は、和漢の學に通じて文學に達し、その著はした源氏物語^{ゲンジモノガタリ}及び枕草紙^{マクラサウジ}は、筆致麗妙を極めて國文の双璧と稱せられる。その他蜻蛉日記^{カゲロウ}紫式



(本朝畫繪代時安平) 圖 迎 來 衆 聖

佛典の觀無量壽經に阿彌陀如來が諸菩薩と共に來て、極樂往生を願ふ者を迎へ、これらの者を悉く極樂に導くといふことを記してある。表面の圖は惠心僧都が、この記事を書き題として描いたもので、世にこれを二十五菩薩來迎圖と稱し、今高野山巡寺八幡講の所藏である。藤原時代の一大傑作であるが、しかも藤原時代の纖弱に陥らず、規模の雄大、運筆の巧妙、彩色の精美、悉く兼ね備はり、實に本邦古畫中の最も秀逸なるものである。年代が久しいので、これまで兩度修補したに拘らず、なほ濕潤の損害を免れなかつたが、明治三十九年國寶に指定されるや、翌年から東京帝室博物館で三度目の修補にかり、よく舊態を存することを得た。

部日記和泉式部日記等も世に名高く、國文の歴史たる榮華物語・大鏡等も現はれた。後世のいはゆる雅文といふのは、これ等の文章の様式によつたものである。

書道

(一)三筆

嵯峨天皇宸筆

樓寫春雲色。珠含明月輝。

藤原行成書

上陽宮裏曉鐘

後。天津橋頭殘月

前。(二)三蹟

繪畫

繪畫

(二)巨勢派

樓寫春雲色
珠含明月輝

上陽宮裏曉鐘
後。天津橋頭殘月

せられ、豐艶優美な特色を發揮するやうになつた。(一)書道 初め嵯峨天皇・橋逸勢・僧空海は、能筆の譽れが高く、三筆の稱

原佐理・同行成の筆蹟に至つては、唐風を脱した豐美な和様を發揮し、特に行成の書は、世尊寺流といつて、鎌倉時代に至るまで、最も世に行はれた。(二)繪畫 繪畫はこの時代の初に、百濟・河成が寫生の妙を以て聞えたが、ついで、巨勢・金岡が出て、唐流を汲み、賢聖・障子を畫いて(多宇

(一) 土佐派

建築

(二) 技術の進歩

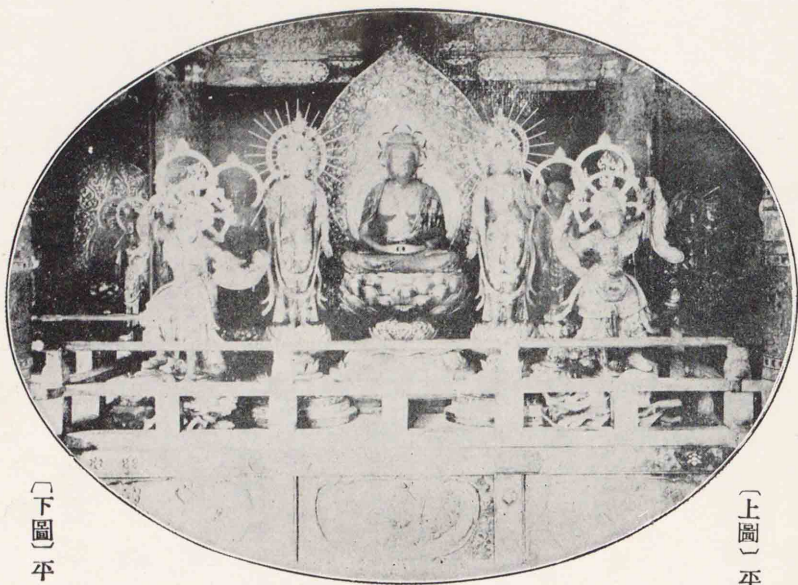
(三) 寢殿造

(四) 鳳凰堂と金色堂

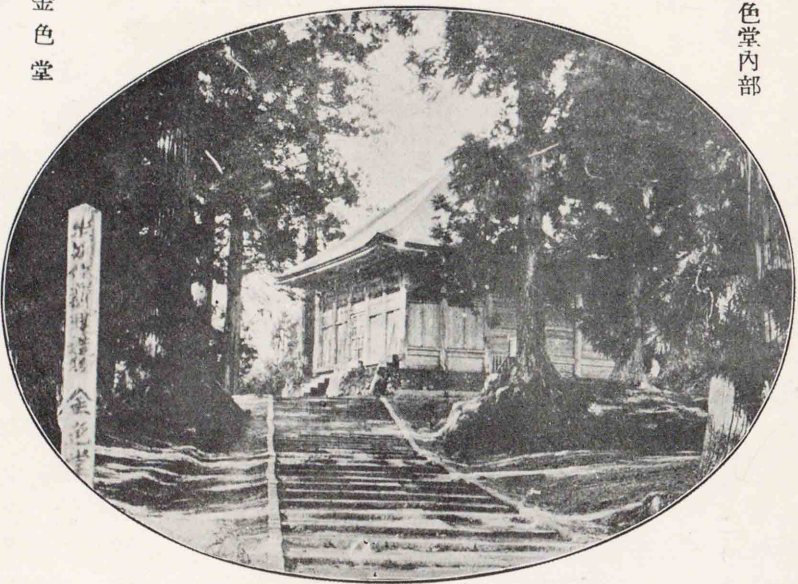
彫刻

(一) 定朝

御代(天皇)の、不朽の盛名を垂れた。金岡の子孫は、代々朝廷の繪所に出仕し、遂に唐風を變じて和様を始めた。また、巨勢派から出た宅磨、爲成は、益和様を發揮し、その描いた鳳凰堂の壁畫は、今なほ存在して居る。殊に倭繪の本流(純日)である土佐派は、端をこの時代に發し、土佐光信の如きは、遒勁な筆力を揮つて鎌倉時代畫家の魁をなした。(三)建築 建築は寺院や貴族の邸宅、別荘等の造營が盛んであつたから、技術が頗る進歩した。而して、寺院には、なほ唐風に則つたものもあつたが、邸宅等は、前代の瓦屋、丹堊の風を排して、優美な寢殿造を創め、門構、中庭等皆我が國民の趣味に適した和様が行はれた。道長が攝關時代藝術の粹を集めて建立した法成寺は、今は跡方もないが、その子頼通が宇治(京都)に建てた平等院には、その鳳凰堂が今もなほ残り、やや後れて藤原清衡が建てた平泉(岩手)中尊寺の金色堂と共に、人をしてその壯麗な建築に驚嘆せしめる。(四)彫刻 佛像の彫刻は、初め面貌の精妙であつたに拘らず、體軀、四肢、服飾等がやや不整頓であつたが、定朝が



(上圖) 平泉金色堂内部



(下圖) 平泉金色堂

中尊寺は陸中國岩手縣中尊寺村にあつて、藤原清衡の建立にかゝり
 もと四十餘宇の殿堂があつたが、その後火災に遇つて今は僅に金色
 堂と經藏とが遺つて居るばかりである。金色堂は一に光堂といひ
 金色燦然たりしによつてこの名があるのである。堂の内部には阿
 彌陀三尊を安置し、また堂の内外の裝飾は優美精巧で、宇治鳳凰堂に
 も匹敵する程である。芭蕉翁の句に、
 五月雨のふり残してや光堂
 とあるのはこの堂のことである。

鳳凰堂の内部

(一)僧源信

織物

家屋

寢殿造及び別荘

出ると、法成寺の金色大日如來及び鳳
 凰堂の阿彌陀如來等に、唐風を離れた
 國風塑像の妙技を揮うて威嚴と品致
 を表はし、子孫がよくその業をついだ。
 なほ僧源信も教化の傍に、よく佛像を
 彫んだが、その傑作の今に存するもの
 がある。(五)織物 この頃は、織物も追
 追精巧となつたが、攝關時代に、藤原氏が榮華を極めるに及んで、紋様
 配合等に意匠をこらし、金銀絲を織込み、螺鈿を装ひ、刺繡を施しなど
 して華美なものが製出されるやうになつた。



六平安時代の風俗 (一)家屋 貴族の邸宅は、さきにも述べたやうに、
 一般に寢殿造であつた。而して、貴族は大抵都の近邸に、風光明媚な地
 を擇んで、泉石の美を盡して別荘をも營み、花の朝、月の夕に行つて詩
 歌管絃の雅遊に耽つてゐた。家屋は外形が淡雅、内部が巧緻であつた

衣服

(一) 貴紳の正装

が、しかし、その構造は大抵低矮テイワイであつた。(二) 服装 衣服は風俗の華美に伴うて長びろくなり、紋様・色彩なども頗る艶麗となつた。貴紳の正装(禮服)は、束帯ソウタイといつて冠カウリを戴き、文官は笏シヤクを持ち、武官は胡籙コリツを負うて弓を携へ、平服には直衣チキ・直垂チクケ・水干等スイカンがあり、外出の際は、多く狩衣カウギを着けて居つた。後に鳥羽トバ法皇の御奨励によつて、朝臣には冠カウ・烏帽子カウボウを着けてぬり固め、衣を糊ウで強く張る風が行はれた。これを強装束コウサウゾウといふ。しかし、平民一般の服装は甚だ粗末なものであつたが、それでも、儀式の時は直垂・水干等を着用し、いかに賤しいものでも、烏帽子カウボウを冠り、袴ハカマを穿かぬものはなかつた。次に女子の正装は、いはゆる十二単ジュニヒト衣イで、唐衣カラギヌ・裳モ・表ウヘ・着衣等ウキを着け、頭に釵子サイシを挿し、繪扇ヒエアキを手にし、平服は袷姿ウツキ(十二単衣ジュニヒトイを省いたもの)であつた。その材料は綾・絹の浮文ウキモノや花鳥などを織出したもので、種々の色合を工夫した華麗なものであつた。總じて上流社會の婦人は家に居る時も、甚だ贅澤ゼイタクな装をしてゐたが、下流社會の女子は、粗末な衣服を着けて居つた。(三) 容儀 男子は大抵髪を結つて、冠

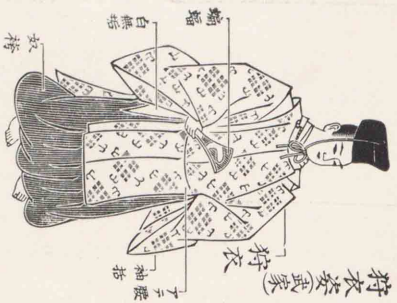
(二) 強装束

(三) 一般の服装

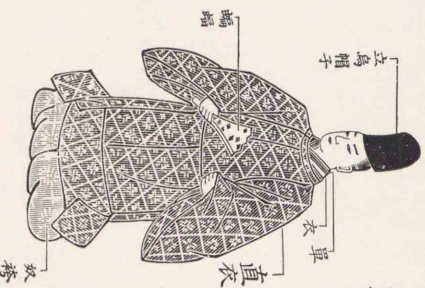
(四) 女子の正装

(五) 總説

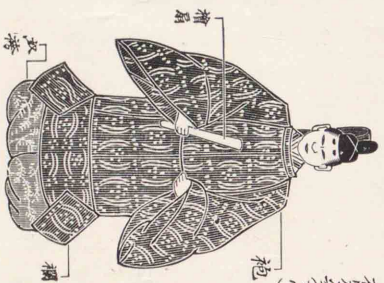
容儀



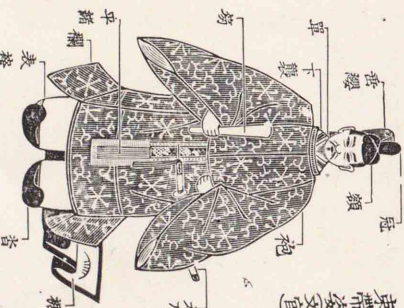
狩衣(武家)



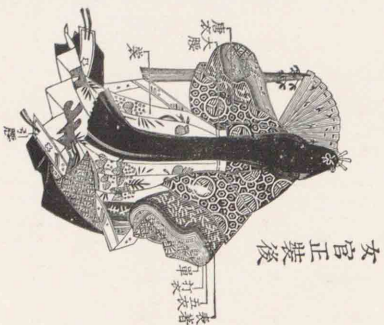
直衣(文官)



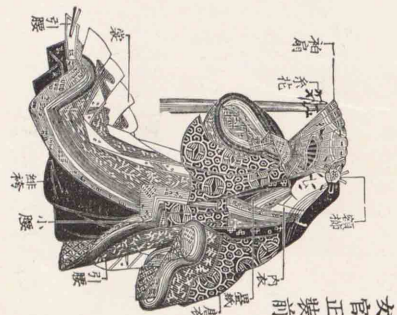
袴姿(文)



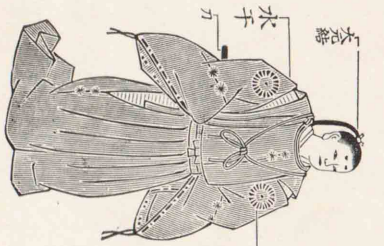
袷姿(文)



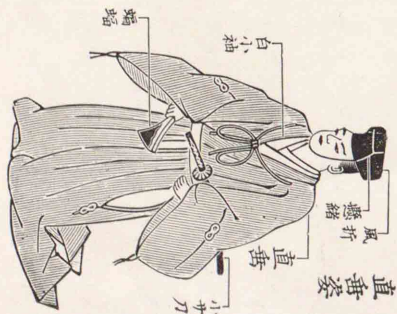
女官正装後



女官正装前



水干姿(文)



直垂姿

女子の風俗

右は被衣をつ
けて笠をかむつ
てある有様で
中及び左は下
流社會の女子
の有様である

飲食

結婚



杯等の食器に盛り折敷臺盤掛盤等の上に置く風となり、饗應の際に

は、長大な机を用ひて居つた。(五)結婚 我が國の上代には、親族結婚

が多かつたが、支那と交通の結果、その感化を受け、この頃には親族結

婚が次第に廢れた。そして、結婚の際は、男子が女子の家に行つて式を

または烏帽子を冠り、女子は髪を長く後に垂

れてゐたが、下流社會の女子は、働く爲に、大抵

これを後に束ねて居つた。また、女子には眉毛

を剃つて黛を彩どり、或は齒を黒く染め、或は

白粉をつけ、頬紅を施すものもあつたが、一般

に顔を現はすことを恥ぢたから、外出の際は、

大抵被衣を着け、市女笠を被る習であつた。

(四)飲食 主食物は蒸米の飯のほか、姫飯も漸

く行はれ、糲は夏は水漬、冬は湯漬として用ひ

るやうになつた。すべて、飲食物は平素椀、皿、高

地方の紊亂

紊亂の原因

平安時代國司
の出張旅行

志貴山縁起繪
卷(鳥羽僧正
の筆と傳ふ)
による

平安文化の真相

大寶令の實質



步都會を出ると、地方は政治が次第に紊れて土地の制度は破れ、國司は私慾を恣にし、兵制は廢り、盜賊は蔓り、殆ど無政府・無秩序の有様となり、ひいて、人民は大に困窮を極め、流離浮浪を餘儀なくされて、僅に露命を繋ぐやうな生活をしてゐた。これは中央の政治が、まづ亂れたので、誰も地方政治を顧みるものがなかつた結果と謂はねばならぬ。されば、平安時代には、文化が發達したけれども、それは單に貴族的・都會的の文化であつて、決して國民全般の文化ではなかつたのである。

土地制度の弛廢 大寶令は唐制を模倣したもので、法令上では完備してゐた様だが、實際生活とは、軒輕することが多く、殆ど國民の實生活に觸れてゐない點が少くなかつた。中にも、班田收授法の如き、公田を均分して、國民に貧富の差がないやうにした點に於ては、申分がなかつたが、しかし、六年毎に戸籍を調査改正せね

班田收授の弛廢

莊園の起原

莊園の増加

國司の貪婪

ばならぬといふ面倒があつた。それで、大寶令の施行後、間もなく官紀が弛緩すると、國府の官吏等は、實際の調査をせずして、ただ机上の調査改正だけに止め、且つ種々の事情から、出產・死亡等の取扱も正しくなかつたので、戸籍と實際とは非常な相違を生じ、かくて、班田收授の法は、いつしか廢れ、この時代の中頃以後には、殆ど行はれないやうになつてしまつた。それに、奈良時代から、土地の開墾が盛んとなつて私田が多くなり、職田・位田・功田・賜田等を私有するものも現はれ、ここにはゆる莊園といふ私有地が起つて來たのである。かくて、朝廷の綱紀が益、弛むに従つて、權臣・豪族・寺社等で、擅に公田を掠めるものもあれば、奸民の課税を免れんとして公田(口分)を權臣・豪族・寺社等に寄進するものもあつて、莊園は年と共に益、増加した。莊園は國司の支配を受け、ない私有地であつたから、土地公有の制度はここに全く破れて、國家の収入は大に減少し、遂に平安時代の大患を醸成した。

國司の不法 この頃の國司には、奸曲・貪婪で、妄りに租庸調を重課

困窮の原因

困窮の状態

して私利を圖り、或は賄賂を貪り、裁判を不公平にして人民を虐げるものが多かつた。中にも、一條天皇の御代に於ける藤原元命(尾張國司)の如きは、その最も甚だしいもので、配下の郡司及び百姓から罪狀(三條十六條)を告發された程であつた。然るに、朝廷では、ただその職を免じて、何等の處罰をも加へられなかつた。當時、受領(國司)は倒るる所に土を擲むといふ諺もあれば、多額の物質を朝廷に納めて重任を望む國司も多かつたから、これによつて、いかに國司が貪慾で、不正なものであつたかが察しられる。されば、國司、國府は、人民から怨嗟の的となり、襲撃された國府もあれば、殺害された國司もあつた。

④ 人民の困窮 班田收授の制が廢れて莊園が増加すると、勢ひ公田を有する人民に重税が課せられた。それに、國司の誅求が甚だしかつたので、人民は極度に困窮し、地方は到る處、餓殍道に充つといふ有様で、病人や死體を道路に遺棄して顧みないものもあつた。陽成天皇の御代に、渤海の使者が能登(石川縣)から來た時、死骸が道路に轉がった醜

醍醐天皇

京都府醍醐三寶院所藏の御畫像による



態を、外國人に見せまいとして沿道の屍を收めさせられたことがあるが、しかも、さういふことは、地方のみでなく、京都の諸門、宮城の門前にさへ病人が呻吟し、死體が横はつてゐた。されば、嵯峨天皇の御代には、病人を道に棄ててはならぬといふ令達が出で、仁明天皇の御代には、鴨川(京都市)等の鬮體を片付くべき命令が發せられ、醍醐天皇の御代には、雨乞の際に、路傍の屍體を收めさせられた程であつた。實に悲惨な社會相が想像されると同時に、貴族の榮華な生活に比べて、餘りにも甚だしい懸

隔といはねばならぬ。それで、人民はどうしても、土着が出來ずして流離浮浪し、流浪の果ては、背に腹は代へられず、盜賊に早變りして露命を繋ぐといふ有様で、一旦、味を占めると、習が性となつて、盜賊が天下を横行するやうになり、かくて天下の秩序が殆ど破れてしまつた。こ

盜賊の横行

皇族の賜姓

源平二氏

れは、全く當時の政治の罪といふべきである。

⑤ 武士の起原 かかる時代に、武士が起つて、自衛・自立を圖り、また、不安の生活に悩んでゐた人民が、有力者の保護を受けるに至るべきは、自然の勢である。これより先、大寶令の制によれば、皇族は天皇から五世までを王とし、その以下は臣下に下される定めであつた。然るに、桓武天皇が皇弟皇子に姓を賜うて臣下に列せられてから、皇子・皇孫で、早く臣下に列せられるお方が多くなつた。その中で、桓武天皇の御曾孫高望王から出た平氏（いはゆる桓武平氏）と、清和天皇の御曾孫經基王から出た源氏（いはゆる清和源氏）とは、後に至つて最も著はれた。當時、朝廷では、藤原氏が他氏を排斥し、その一門のみが、高位・顯官に列して權勢を獨占してゐたので、これ等の源平二氏を始め、才氣・實力があつても、藤原氏に抑へられて立身・出世の出來なかつたものは、大抵國司となつて地方に下つた。そして、新に莊園を開拓してこれを私有し、任期が満ちても都に歸らず、そのまま土着して豪族となつたが、偶、地方の政治が亂れたので、

武士の起原

朝廷と軍事

武士の勢力を得た所以

武士の勢力

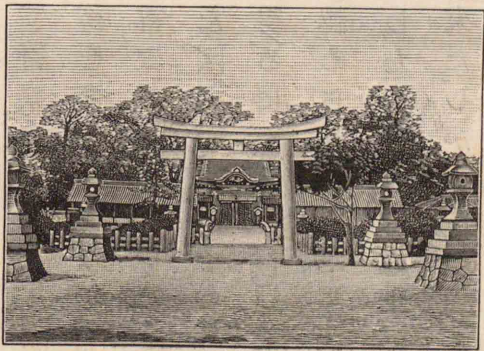
巧に廣大な土地を併有して家子（イヘコ）郎黨（ラウカウ）を養ひ、常に武を練つて自ら衛るに至つた。これが即ち武士の起原である。ここに於て、朝廷の課役を免れ、或は實力ある保護者を得んとした人民は、競うて武士の配下に集まつたから、武士の勢力は、次第に地方を左右するやうになつた。

⑥ 武士の漸盛 大寶令に定めた軍團の制度は、既に早く壞敗し、この頃の朝廷の軍隊は、甚だ微弱なもので、殆ど用を爲さなかつた。それで、朝廷は、檢非違使（ケンビワイシ）・押領使（オシリヤシ）・追捕使（ツクブシ）等を次々に置いて警察のことを掌らしめられたが、これとても、後には、地方警備の任務を全うし得なかつたので、遂に國司が兵仗を帯びて地方警備にも當ることとなつた。されば、莊園を開拓して經濟上優勢な地位にあつた國司が、軍事上の地歩をも占めたから、その子孫たる武士が勢力を得るに至るのは、自然の勢である。かくて、武士の潜勢力は、次第に世に認められたが、承平・天慶の亂が起ると、亂を起したのも、これを討平したのも、皆武士であつたから、その武勇・勢力が愈、表面に著はれて來た。しかも、平貞盛・藤

六孫王神社

源經基を祀り
京都の南に
ある。六孫
王といふは
經基の父貞
親王が清和
天皇の皇子
であらせら
れるからで
ある。

原^{ヒデサト}秀郷・源經基等は戦功によつて、それ〴〵鎮守府將軍に任ぜられたので、武士は益世に重んぜられるに至つた。當時、官兵の無力なことは、既に明白となつたから、この後、朝廷では地方に騷亂がある、これ等の武士に命じて鎮定せしめられた。それで、武士の勢力は、一亂ごとに強大を加へ、やがて、政權の武家に移つて行く機運が、自らこの間に醸成されたのである。

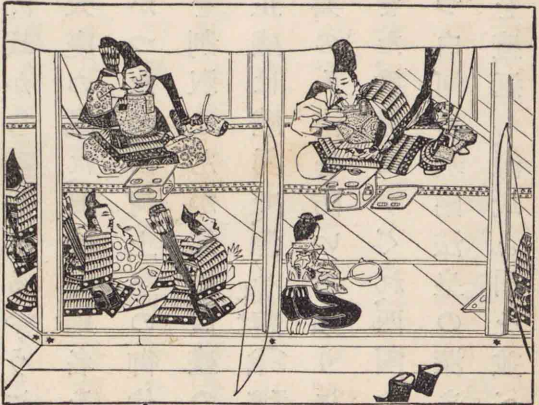


源氏の活動

⑦ 源氏の興起 源氏の祖たる經基は、承平・天慶の亂に拔群の武功を立てたが、その子滿仲・孫賴光・賴信等もまた、武勇にすぐれてゐたので、深く藤原氏に信賴され、嘗にその家の爲に、力を盡したのみならず、また度々、盜賊を平げなどして、勇名を轟かした。殊に賴信は、後一條天皇の御代に、上總・下總(葉縣)に據つて、なかく、勢のあつた平、忠常を平げ、賴信の子賴義は、義家(頼義の子)と共に、後冷泉天皇の御時、陸奥の豪族安

前九年の役に賴
義父子出陣せんと
する圖

源氏の東國に勢力を得た所以



倍氏を討つてこれを滅ぼし(前九年の役)、その後、義家はまた、藤原清衡(秀郷)等と共に、出羽(山形縣)の豪族清原氏の亂を鎮め(後三年の役)、何れも武名を揚げて、東國人を駭かせた。かくて、源氏は父子三代、功を東國に立てて、雄名を轟かしたのみならず、賴義・義家は共に、慈悲の心が深く、常に部下を愛するの情に厚く、嘗て後三年の役の恩賞が朝廷から出ない、と、義家は自分の財産を部下の將士に分與して、その戦功を勞うたこともあつた。されば、源氏の武威に服してゐた東國の武士は、また、その恩義にも感激して、深く源氏に心服したから、源氏の東國に於ける勢力は、甚だ強大となり、後に、その子孫に幸ずることとなつたのである。

⑧ 平氏の隆替 平氏は初め、その祖高望が上總介に任ぜられ、その國

東國に於ける平氏の勢力

後三年合戦繪卷

後三年合戦繪卷の義家飛雁の亂れを見伏兵を探らせる所を描いたものがある。この繪詞は池田侯爵家の所藏である。

平氏の再盛

源平二氏の對立

に土着すると、家柄が尊く、且つ子孫が武勇にすぐれてゐたので、士民の景仰を受け、一族が大に東國に榮えた。然るに、やがて、將門が叛き、(いはゆる承平天慶の亂)同族間の戦鬪を招いて、自ら勢力を殺ぎ、また、忠常の亂によつて源氏に挫かれたので、その東國に於ける勢力は、漸く源氏から凌がれるやうになつた。されば、平氏は承平天慶の亂に、貞盛が雄名を轟かした後、久しく振はなかつたが、白河上皇の御代に至り、上皇は源氏の勢力を制馭せんが爲に、貞盛の玄孫正盛(マサモリ)を舉用せられた。正盛は驍勇で、源義親(ヨシチカ)の義子(イシゴ)を出雲(イヅモ)縣(根)に討ち、また、僧兵の入洛を防いで頻りに武功を立て、その子忠盛もまた、武勇にすぐれ、西國の海賊を討平して西國武士の人望を博し、且つ白河鳥羽兩法皇の深き御信任を受けたので、平氏は再びその勢力を盛返し、源氏と肩を並べて朝廷に對立することとなつた。



第八章 武士の興起と武家政治

(その二)

白河上皇の武士登用

武士の京都に於ける勢力

武士の勢力

●武士の登用 白河上皇の院政を創め給うや、北面の武士を置いて院の守衛にあてられ、ついで、僧兵の暴行があると、更に源平二氏の武士に命じて、これを防がしめられた。蓋し武士は質實剛健で、武力に富み、その團結も固くて、漸次勢力を加へては來たが、しかし、これまで、その活動した範圍は地方であつて、京都に於ける地位は、未だ低いものであつた。然るに、今や皇室に直屬する武士となり、また、得意の武勇を發揮して横暴な僧兵を抑壓したので、俄然として地位を高め、その京都に於ける勢力は、頗る旺盛なものとなつて來た。これは、後に至つて頗る重大な結果を生ずる國史の大事件である。

●武士と貴族 平安時代の中葉以後、武士が地方に興起し、次第に勢力を得るに至つたのは、時勢の動きが、正に然らしめたのであつた。而して、武士は時勢の必要に直面して豊富な經濟力を擁し、その氣力は

武士と公卿の比較

剛健であり、その武力は勇猛であり、その團結力は強固であつた。天下の政權は、たとひ、公卿等が握つてゐたとはいへ、花晨月夕、風流を事とし、奢侈逸樂に耽つて、いつとはなく、心身の柔弱に墮してゐたものは、その實力に於て、到底同日の比ではなかつた。即ち武士は實力を有した時代の新勢力であつたのである。實力を有するものが、早晩、實力なきものを壓倒して、その權勢を奪取するに至るべきは、自然のことであるにも拘らず、公卿等がなほ且つ、多年の因襲と、目前の榮華に、夢覺めずして、武士を田舎者と侮り、源氏が既に東國に於て牢として拔くべからざる新勢力を扶植したことをも知らず、東夷アツマノヒメスと嘲つてゐたのは、實に笑止の至りといふべきである。やがて、その田舎者や東夷と笑つてゐた公卿等が、遂に笑はれたものから、壓倒される機會が來た。それは保元平治の亂である。

公卿と武士

新舊勢力交代の機會

公卿の態度

◎政權の推移 白河法皇の御時から、源平二氏の京都に於ける勢力が強大となると、これまで陰謀のみによつて權勢の爭奪をしてゐた

保元の亂

公卿等は、もはや武士を餘所にしては、到底その野心を遂げることが出來なくなつた。かかる時に、保元の亂が起つた。保元の亂はその源を院政の弊から生じた皇位の争と藤原氏の内訌による勢力の争に發しては居るけれども、亂の中心となつたのは、藤原、忠通、賴長兄弟であつた。忠通は後白河天皇を奉じ、賴長は崇徳上皇を戴いたが、時勢の變遷に餘儀なくされ、武力によつて、輸贏シユウエを決せねばならぬこととなり、それ／＼源平二氏の武士を招いて相戦つた。しかし、亂の結果は、却つて自家の攝關政治に最後の止めを刺され、新興の武士に政權の移るべき活動の好機會を與へたに過ぎなかつた。この時まで、源平二氏の武士は、それ／＼の立場によつて父子兄弟、叔姪の間、互に敵味方に分れ、未だ統一ある行動をとることが出來なかつたが、亂が終ると、源義朝及び平清盛は各、源平を代表して、二大黨の首領となり、自らその勢力を競ふに至つた。かくて、平治の亂が誘發され、源平二氏は、それ／＼全力を盡して戦つたが、源氏は遂に打負けて衰へ、平氏が獨り勢を振

保元の亂の結果

平治の亂

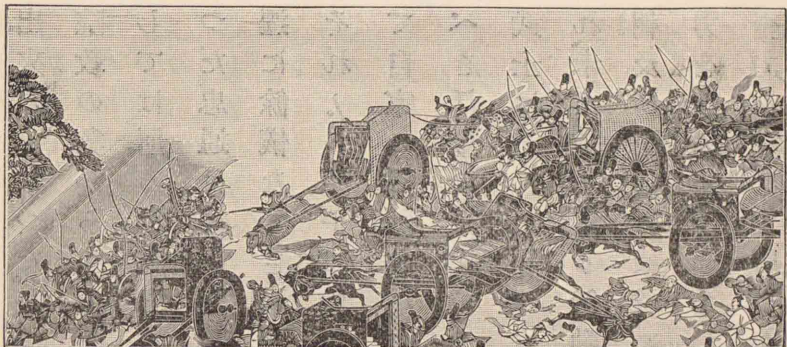
平清盛の榮進

平治物語繪卷

平治の亂に藤原信賴が後白河上皇の御所を夜討して上皇を大内に移し奉つた時の騷の有様である

平氏の繁榮

清盛の專横



政藤原基房以下公卿の官職を奪ひ、御幼少なる安徳天皇(御三年僅を御)

ひ、ここに全く天下の政權を握るやうになつた。
④平氏の擅政 平清盛は平治の亂後、連りに官位を進められ、六條天皇の御代には、遂に従一位太政大臣となり、藤原氏に代つて政治に與かつた。ついで、その女を高倉天皇の中宮に進め奉つた。武家として太政大臣となり、皇室の外戚となり、また、政治に與かつたのは、實に清盛を以て始とする。かくて、清盛の子重盛を始め一族の高位高官に昇るものが數十人に及び、一門の莊園は全國に互つて五百餘箇所多きに達し、その威勢の盛んなことは、殆ど藤原氏の盛時にもこえた。けれども、清盛はその威勢を恃んで漸く專横を事とし、畏れ多くも後白河法皇を幽し奉り、攝政藤原基房以下公卿の官職を奪ひ、御幼少なる安徳天皇(御三年僅を御)

平氏の柔弱—滅亡

武家政治の始—平氏の政治

源頼朝の政治

(一)施政の方針

位に即け奉るなど、横暴の振舞が多かつたので、忽ち天下の人心を失つた。しかも、清盛は識見がすぐれ、英邁果斷な人であり、武家政治を創めたに拘らず、行詰つた公家政治の形式を採り、常に公家の間に交つたので、平氏の一門は、自ら京都の文化に融和され、次第に公家化して柔弱に流れ、却つて武士の特質を失つてしまつた。されば、以仁王の令旨により、群がり起つた源氏の爲に、殆ど連戦連敗して忽ち西海に滅び、世人から「おごる平氏は久しからず」と謳はれるに至つた。
⑤武家政治の起原 前節に述べた如く、我が國で、武家として政權を握つたのは平氏が始であるが、平氏は京都に居つて、一切を藤原氏の爲す所に倣つたから、その政治は、殆ど公家政治の繼續であつて、何等清新の氣もなく、平安時代中期以來の積弊は、依然として除かれなかつた。然るに源頼朝が起るに及び、まづ、居を鎌倉(神奈川県鎌倉町)に定めて文化の爛熟した京都を避けたのみならず、藤原平二氏の跡にかんがみ、華を棄てて實を採り、繁を去つて簡を尙ぶことを旨とした。従つて、その幕

(一) 職制

府には、僅に侍所・政所(始は公文所)・問注所(モウシュウ)の三廳を設け、地方には、ただ守護・地頭(ゴデウ)を置き、頗る單純な組織を以て一切の政務を取捌いたので、政治の形式が全く一變したのである。殊に守護・地頭の設置は、武家政治の骨子ともいふべきもので、守護は國毎に置いて軍事警察を掌らせ、地頭はあまねく公領・莊園等に置いて主に年貢を取立てさせ、すべて部下の武士(シヤク)を以て、これに任じたので、守護・地頭の權力は次第に國司・領主(リヤウシュ)の(持主國)の上に伸び、賴朝は坐ながらにして天下の實權を握るやうになつた。これは實に政治上の一大變革であるから、大化改新、明治維新と並べて我が國政治上の三大變といふべきである。されば、眞の武家政治は賴朝に始まり、その後、江戸幕府の終りまで(建武中興・吉野時代をのぞく)、凡そ六百八十年間續いたわけである。

第九章 武士道の起原及び其の發達

● 武士道の起原 鎌倉時代に至り、武士道といふ新道徳が起つて武

(二) 政治の一大變革
(四) 武家政治の繼續期間

武士道の淵源

尙武的精神の發現

尙武的精神の衰微

士の精神界を支配し、その後、世を経て益々發達し、現在では我が國民性となつて居るが、これは、必ずしも鎌倉武士によつて新に作り出されたものではない。蓋し武士道は尙武的精神を基として成立した新道徳ではあるが、我が國民が神代の昔から、尙武の精神に富んでゐたことは、我が國の古名を(クシノホコチ)に細戈千足國(タケノクニ)といふのでも明かであり、その淵源する所は甚だ遠いのである。その後、彼の武甕槌命・經津主命(フツヌシノミコト)が、天照大神の仰せを畏みて國土獻上の使命を大國主命に傳へた行動の如き、後に、大伴物部二氏が、宮闕を守護してその職を重んじたが如き、また、神武天皇の東征や日本武尊の西伐、東征や神功皇后の新羅征伐等の如きは、何れもその發現に外ならぬ。然るに、その後、大陸文化が輸入されると、尙武の氣風は、いつしか衰へ、平安時代の中葉以後に至つて、一國の道徳を支持すべき公卿等が、奢侈逸樂に耽つて甚だしく柔弱となり、武職を帶ぶるものさへ墮落し、國民道徳は殆ど地に墜ちてしまつた。しかし、地方は文化の程度が低かつたので、未だこの風潮に

平安時代地方人の氣風と武士

武士道の起原

主従の經濟的關係

主従の義務的觀念

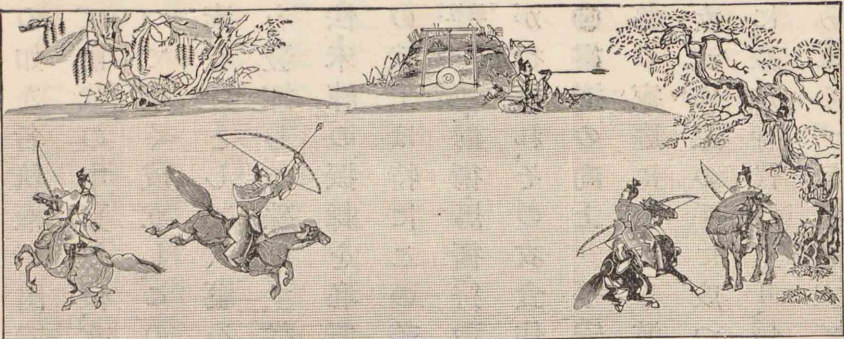
感染することが少く、なほ古のままの質朴剛健の風を維持して居つた。恰度その頃、武士が莊園(主に地方にあつた)を根據として起り、地方政治の亂れた時代であつたから、その首領たる源平二氏の如きは、自衛のため、家子の外に、これ等地方の人民を養うて郎黨ワウダウとし、盛んに武術を練習させた。而して、この首領と家子郎黨との間に、次第に養成され、發揮されたのが、いはゆる後世の武士道である。

●**武士の主従關係** かくて、武士は次第に潜勢力を地方に得たが、騒亂の起る毎に、首領たるものは家子郎黨を率ゐて鎮撫の任に當り、武功あるものに、それ〴〵恩賞としてその領地(主とし、莊園)を分與した。その領地は、子孫が世襲して一族皆安全に生活することが出來たので、この經濟的關係は、大に主従の情誼を濃厚にし、やがて、累代の主君、または譜代恩顧の家人ケミとして、互に信賴の度を高めるに至つた。さうなると、主君は家臣を愛して安全な生活を爲さしめることを念とし、家臣は主君の爲に、身命を捧げ、その馬前に討死することを最高の義務、最

武士道の根本的觀念

平氏の成敗

鎌倉時代初期に於ける士風の獎勵



大の名譽とし、その相倚り、相助ける相互間の思想は、殆ど信仰的に固くなり、その親密の度は、寧ろ血縁以上に美しいものとなつた。而して、この主従の間を繋ぐものは、慈愛・忠義の觀念であり、その慈愛・忠義の觀念が、實に武士道の根本精神となり、やがて、武勇・節義・廉恥・克己・堅忍等の美德も皆、この根本から形造られたのである。

●**武士道の成立** 平氏は、かうした主従の關係によつて勢力を得、遂に朝官に列して國政を執るに至つたが、しかし、舊公卿の態度を學んで自ら柔弱に陥つたので、その敗亡を早めた。源頼朝の鎌倉に起るや、深く藤平二氏の跡に鑑み、自ら質素儉約を旨として奢侈を戒め、専ら武事を勵まして文弱を斥けたが、北條氏もまた、泰時・時頼

武士道の完成
武士の本分

武士の遊技

平安時代の倫理
觀念

政子の婦道獎勵

の如き名執權が出て、頼朝の遺風を慕つて士風の鼓舞に努めた。されば、前代の中葉以後、次第に生育しつつあつた武士道は、鎌倉時代に至つて全く成立し、この時代の武士は、質實剛健で、内にあつては常に質素を旨として武藝を練習し、外に出でては専ら忠義を念として武勇を發揮した。殊に、主従の恩義を重んずることが深く、廉恥を尙んで卑怯未練の振舞を恥ぢ、名節を勵んで名を惜み、死を恐れなかつた。關東の武士は特にこの美風が篤かつた。従つて武士の遊技も射藝（矢、弓、物、物）、鎧馬（鎧、馬、流）、劍術、馬術、狩獵、放鷹、相撲等の如き武道に因みある勇壯なものが行はれ、その衣食住もまた、極めて質素簡易なものであつた。

四 婦道の向上 平安時代までは、未だ倫理の觀念が幼稚で、朝臣貴族等の家庭に於ける道德の如きは、頗る腐敗して居つた。それは、當時の女流作家の手に成つた著作を見ても、これを知ることが出来る。然るに、鎌倉時代に至り、頼朝の妻政子（北條時政の女）は、常に才略に富んでゐたのみならず、婦道を立てることを期し、常に質素に生活し、自ら貞操を守

鎌倉時代の婦道

頼朝夫妻の功績

普及の原因

(一) 守護・地頭の派遣

(二) 武家の勢力

(三) 貞永式目の施行

つて婦女の節義を獎勵し、また子女の教育にも心を注いだ。されば、その感化は自ら武士一般の閨門に及び、當時、武士の妻女は貞操を以て第一の美德となすに至り、また、儉約を旨として勇武の子をし立てることを義務とするやうになつた。頼朝が武士道を發展させ、政子が婦道を向上させたことからいふと、頼朝夫妻が、我が國民文化の上に與へた功績は、實に偉大なものであつた。

五 武士道の普及 頼朝は關東武士を背景として起り、特にその氣風を基礎として、いはゆる武士道を樹立したが、文治元年、守護地頭（一八四五年）を設置するや、部下の家人を以てこれに任じ、あまねく諸國に派遣したので、鎌倉武士の精神は、次第に全國に傳播された。殊に武家の勢力の盛んな時代のことであるから、京都風の華奢な文化が影を潜め、鎌倉を中心とした質實剛健な文化が擡頭するに至るべきは固よりである。かくて、執權泰時が貞永式目（本名は御成敗式目）を制定するや、これは裁判上の指針・統一を保たんが爲に作られたものではあるが、武家主義を骨子と

國民の元氣

し、武士道の修練を精神として教訓と修養を示し、しかも質朴簡易で俗耳に入り易きを主眼としたので、式目が施行されると共に、武士道は益普及されるに至つた。かくて、武士道が全國を風靡したので、鎌倉時代は國民の元氣が前古にない旺盛を極めるに至つた。

室町時代の武士道

戰國時代の武士道

武士道の一般化

六 武士道の發達 鎌倉時代以後に至り、武士道は一盛一衰を免れなかつたが、しかし次第に發達の道程を辿つた。室町時代には、將軍義満がこれを奨励したことがあり、また武士だけでなく、僧侶庶民に至るまで、貞永式目を讀んで、鎌倉武士の氣質を傳へては居るけれども、士氣が旺盛であつたとはいひ難い。但しこの時代の末期、戰國時代に至ると、群雄が競ひ起つて互に雌雄を争ひ、それ／＼部下を奨励して、武事を練習させ、士風の振興に努めたので、武士道の精鍊されたことは、前古未だ曾て有らざる所であつた。安土・桃山時代を経て江戸時代に入ると、家康は文學と共に、武事・儉約を勵まし、家光もまた、勤儉・尚武を奨めたので、武士道は單に武士階級のみならず、殆ど一般の人心をも

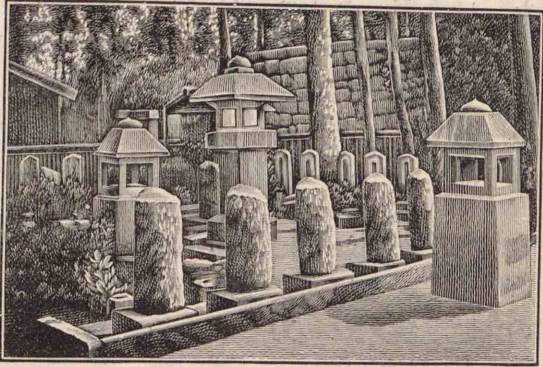
赤穂義士

赤穂義士の墓

東京市芝區高輪泉岳寺の境内にある

幕末の武士道

王政維新後の武士道



支配するやうになつた。従つて、武士道を説いた著書も多く出たが、その最もよく武士道を發揮して、世道人心に偉大な感化を與へたものは、赤穂義士であつた。かくて、江戸時代も、中期以後には、士風が頹廢して遂に幕府の滅亡を見るに至つたが、しかし、その幕府を倒して王政復古の大業を翼賛し奉つたのは、地方雄藩の武士であつたから、武士道はやはり地方武士の間に横溢してゐたことが分るのである。王政維新の後、武士階級は消滅したけれども、武士道の依然として存したことは、日清・日露兩戰役に於ける我が軍の忠義・勇敢・寛仁等の行動によつて明瞭である。我等は益、武士道を鼓舞して、國民性が剛健になるやうに努力しなければならぬ。

第十章 室町時代の世相

下剋上の風

(一)下剋上思想の萌芽

(二)足利氏の誘発

(三)前期と後期の差異

前期の大勢—門閥家の利用

●**室町時代の概観** 室町時代凡そ百八十年間を通じて上下一般に漲つてゐた思想は、下剋上ゲコウジョウの風であつた。蓋し建武中興の大政變に際して、田舎の武士も、遽ニハかに朝臣に列し、新舊勢力の交換が盛んであつたから、地方から出て、新運命の開拓を夢みるといふやうなものが現はれ、ここに始めて下剋上の思想が萌された。それに、足利氏は、逆を以て吉野朝廷に對抗し奉り、後龜山天皇の御還幸によつて天下を一統はしたが、しかし自ら實力で吉野朝廷を凌いだといふ形態を示したので、この時代に、實力主義の氣配が一層鋭く現はれて來るのは、當然の歸結といはねばならぬ。けれども、この時代の前期と後期は、世相に現はれた事實が一樣でなく、それ〴〵色彩を異にして居る。即ち前期は室町幕府の隆盛時代で、實力あるものが、漸く頭を擡げては來たが、なほ將軍及び幕府の建設に功勞のあつた守護等を總括した、いはゆる

後期の大勢—實力主義の發揮

社會の思潮

門閥家利用思想の起因

る門閥家を尊ぶ風があり、門閥家は社會上の地位が高かつたので、これを利用せんとしたのであつた。しかし、間もなく、三管領・四職の勢力争ひによつて幕府の勢力は、まづ、分解作用を起し、三管領・四職の家々もまた、家臣の勢力争ひによつて分解し始めた。かくて、應仁の大亂は、門閥家に顯著な崩壊作用を起させ、これから後の後期時代は、實力あるものは必ず克つといふ信念の下に、群雄割據の形勢が成立し、全國到る處、分裂に分裂して、實力主義を發揮した戰國時代となつた。

●**前期の大勢** 室町幕府は、義滿の時を以て全盛とし、義持の晩年から衰へはじめ、義政の時に至つて威信が全く地に墜ちた。この時代は、總じて、門閥を尊ぶ風が盛んであり、上に將軍があつて權威を保ち、その下に階級門閥があつて、それ〴〵地位を占め、社會から重視されてゐた。されば、たとひ實力あるものがあつても、社會上の地位あるものを利用するにあらざれば、到底成功することが出來ない状態であつた。蓋し尊氏が持明院統を擁立したのも、もと、これを利用して幕府を

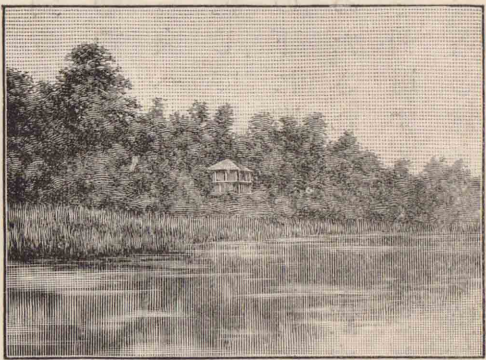
前期
後期
三管領
四職
應仁の亂
室町幕府
義満
義持
義隆
義隆の晩年
義隆の衰へ
義隆の死
義隆の遺言
義隆の遺言の執行
義隆の遺言の執行の困難
義隆の遺言の執行の困難の原因
義隆の遺言の執行の困難の原因の分析
義隆の遺言の執行の困難の原因の分析の結論

壬
思
七三

例 門閥家利用の事

古河城址

古河は奥羽街道の一驛で、今東北線上の鐵道交又點である。成氏から四代ここに居た



であつた。

將軍の權力失墜
— 群雄の蜂起

社會の思潮

再興せんとしたわけであるから、當時の社會が、大小それ／＼これに倣ふに至るべきは、固よりである。かくて、上杉氏が關東の實權を握りながら、なほ且つ、初め足利成氏(持子)を鎌倉に迎へて關東の主とし、後、成氏の古河(茨城縣)に據るや、更に將軍義政の弟政知を迎へて堀越(縣)に居らせたのも、その成敗は兎も角、何れも社會上地位ある人を利用した時代の色彩

③ 後期の 大勢 後期はいはゆる戰國時代である。應仁の亂後は將軍に何等の實力もなく、權威もなく、國家にその權力が行はれなかつた。そこで、社會の秩序は全く破れてしまひ、苟も智勇あり、實力あるものが、忽ち勢力を得る形勢となり、群雄が蜂起して互に攻伐を事とするに至つた。もはや、前期の如き社會上の地位を尊ぶ風は失

北條 早雲

神奈川縣箱根早雲寺所藏の畫像による

群雄の勢力



弱者の悲哀

外交術の發達

武田 信玄

和歌山縣高野山成慶院所藏の畫像による



せ、階級や門閥に憧れる精神は無くなり、専ら實力主義の新思想が瀰漫して、激烈な生存競争が到る處に行はれた。かくて、北條氏は關東の大半を切取り、武田氏は甲(山梨縣)、信(長野縣)を併有して四境を睥睨し、上杉氏は越後(新潟縣)に立脚して北陸を蠶食し、毛利氏は山陽、山陰十餘國を領有し、長曾我部氏は殆ど四國を略定し、島津氏は九州の大半を攻取つて、それ／＼その威勢を逞しうした。されば、弱者はまた、全く惨めな目に遇ひ、何等の理由、道理なしに領土を切取られ、奪ひ去られるといふ状態で、弱肉強食の風は眞に慘狀を極めた。かやうな時代の常として、外交術が頗る發達し、他國と聯合應接し合つて、強國の益、その勢力を擴張したのもあれば、弱國で永くその命脈を保つたものもあつた。武田信玄の如きは、當時、最も秀でた

前期思想の残存

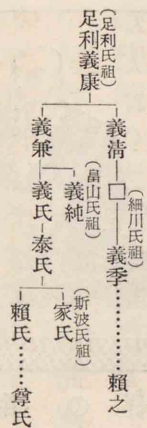
外交家であつた。また、社會上の地位を利用せんとする因襲的思想も、多少残存してゐた。將軍や關東公方等が比較的永く命脈を保つたのは、大諸侯の間に、或る種の勢力を有つて利用されたからである。後に、織田信長が足利義昭を奉じて入京したのは、實にこの思想の最後の名残であつた。

下剋上の意義

④ 下剋上の流行 下剋上は第一節に述べたやうに、室町時代を風靡した思潮であり、通用語であつた。これは、下より上を凌ぐ意味と解してよい。初め、足利氏はほぼ政權を握ると、一族功臣を守護地頭に任じたが、政策上から、守護には二、三國を與へ

守護(大名)の勢力

足利氏と三管領との關係



將軍家の下剋上

後には將軍の威令も及び兼ねるに至つた。中にも、三管領四職の如きは、要路に立つて最も權威を振ひ、將軍義滿の晩年頃からは、擅に幕府

大名家の下剋上

の政治を左右した。そこで、將軍義教は強硬政策を執り、強臣を壓迫して幕威を張らうとしたが、却つて弑害に遇ひ、ここに下剋上の精神が表面に現はれ、これから、その機運が益、誘發された。然るに、將軍の威勢を凌がうとした大名等も、將軍義政の頃に至ると、やや年代を經、漸く政治に倦んだので、有力な家臣が出て、これを動かすやうになり、ここにも下剋上の風が漲つて來た。かくして、下剋上の精神が、凝集して醸成されたのが、即ち應仁の亂である。應仁の亂後は、國家に統一がなく、人倫の道も廢れて下剋上の風が、全く隅から隅まで瀰漫してしまつた。かくて、また將軍の實權はその管領に、管領の實權はその執事に、執事の實權はその家宰にと、次第々々に、下に移つた。中には、主家を横領した

下剋上の瀰漫

大内 義隆

鳥根縣橋護介氏所藏の畫像による

下剋上の徹底



逆臣もあれば、親を殺した不孝者もあつた。さきに、赤松滿祐は將軍義教を弑したが、この時代にも、松永久秀は將軍義輝を弑し、陶晴賢はその主

大内義隆を弑した。これは時代の風潮であり、結局、下剋上の徹底的表現であるとはいへ、實に悪むべき無道の行といはねばならぬ。後に明智光秀が、その主織田信長を弑したのも、やはり下剋上の思潮の流れであり、最後の悲劇であつた。

五 庶民の覺醒 室町時代に於ける下剋上の風は、ただ武士階級のみについた運動ではない。更に一般の庶民階級もまた、武士階級に對して、この運動を起したのである。世にこれを土民一揆といつた。蓋し庶民が武士の壓迫に對して反抗的行動に出たのは、その實力を有することとを意味するから、當時、庶民が學問・經濟等に於て向上し、そして、覺醒しつゝあつたことが明かである。而して、土民一揆は、多く經濟と宗教に關して起つて居る。將軍義政の頃、徳政一揆と稱して徳政を強請したのである。



僧兼壽遁走の圖

寛正六年京都大谷の本願寺が焼討にあひ、蓮如上人が身を以て遁れる有様を描いたものである

土民一揆の種類

一向一揆

は、經濟に關する一揆であり、後期に、一向一揆法華一揆と稱して領主に反抗したのは、信仰に關する一揆であつた。中にも、一向一揆は、本願寺中興の祖僧兼壽(蓮如上人)が北陸に布教してから、越前(福井縣)加賀能登(石川縣)に起り、一時、加賀守護富樫氏を滅ぼして大に勢力を振ひ、後には近畿に於て暴威を逞しうしてゐたこともあつた。

第十一章 國民の海外發展と西洋文化

一 國民の對外思想 平安時代の中頃から、我が國の文化が獨立して、宗教學問・工藝等がすべて、我が國の特色を發揮し始めると、國民の自覺心が向上し、自主的觀念が發達して來たので、支那(宋)に對しても、對等の態度をとるやうになつた。ついで、鎌倉時代に至つて、文永・弘安の二役に、元寇を撃退するや、國民の元氣が頓に昂り、對外的精神が大に振ひ興つたが、吉野時代に、國家の統一が破れてしまふと、國內で志を得ない者や西南沿岸の邊民等は、黨を結んで海を越え、高麗及び元の

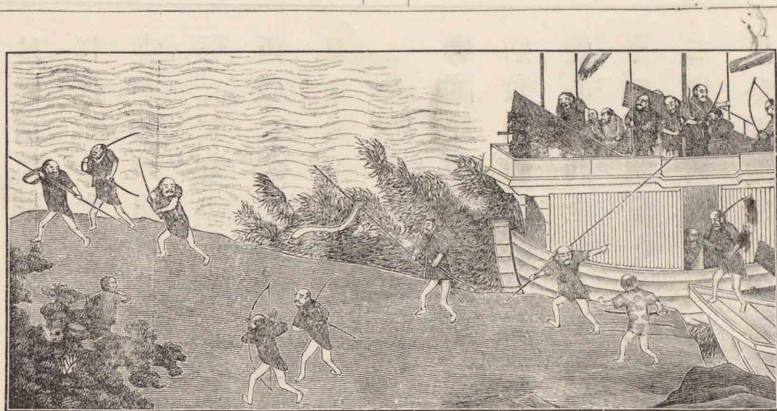
國民の自主的觀念の發達

倭寇の起原

高麗の侵寇

倭寇 圖

支那侵寇



沿岸へ渡つて貿易を行ひ、貿易が出来ない時は、掠奪をして民家を荒して廻つた。その害が烈しかったので、彼の國人は倭寇と稱して非常に、これを恐れてゐた。

●倭寇の侵略 倭寇の侵略は、西洋史のノルマン人の侵寇と並べて、實に東西の海上に於ける歴史の壯觀である。(一)高麗 倭寇の高麗を侵略したのは、後村上天皇の中頃(正平五年)からである。倭寇は輕軻に乗り、自在に出没して各地を襲ひ、民家を荒らし、官物を掠めて、年々その害が甚だしかつたので、高麗はこれが防禦に苦んで、國力がいたく疲弊してしまつた。(二)支那 倭寇が支那を侵したのは元の時代からであるが、長慶天皇の御代に、元が滅びて明の代となると、その害が急に甚

(一)明の交渉

(二)義滿の倭寇 禁壓

(三)倭寇の再盛

だしくなつた。そこで、明の太祖(朱元璋)は使を我が征西府に遣はして好を修め、且つ倭寇を禁止せんことを請うたが、しかし、その書辭が無禮であつたので、征西將軍懷良親王(後醍醐天皇の皇子)は斷然、これを斥けられた。ついで、室町時代に至り、將軍義滿は、明と通商の必要から、その要求に應じて厳しく倭寇を禁壓したから、一時、その患を斷つことが出来た。けれども、將軍義政の頃から、幕威が衰へて諸國が亂れると、倭寇は再び勢銳くなり、八幡大菩薩の幡を立てて、北は山東省から南は廣東省に至るまで、明の沿岸を横行し、時には深く内地にも侵入して掠奪を恣にした。それに、明の暴民も加はつて、これを導いたので、明は大に苦んで、その防禦に國力を消耗した

倭寇 倭寇は明人が最も畏れたもので、北方の蒙古と並稱して北虜・南倭といつてゐた。後奈良天皇の天文二十二年の如き、數百艘の船で、海を蔽うて浙江の東西や揚子江の南北に至り、三年の間、さながら無人の地を往くやうに、縱横無盡に侵掠し、中には六七百人で、三ヶ月の間に數千里(支那里)を横行したのもあつたといふ。明人は特に日本刀の銳利なことを歎賞・恐怖して「倭人揮刀如神。人望之輒懼而走。」といひ、また「毎戰輒赤體。提三尺刀一舞而進。無能捍者。其用兵善埋伏。數逸出我軍後。兩面夾攻。每以寡勝衆。」といつてゐるので、大方の様子が察しられる。

(四)倭寇の衰微
海外雄飛の原因

明との交通

足利氏に送った
明の國書

勘合符

勘合符
印文は通信符
を半折したも
のである

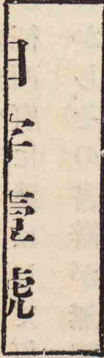


永享五年五月二十五日

勅日本國正使圭密副使中立
尔國王源道義忠賢樂善
上能敬順
天道恭事朝廷下能祛除寇盜
肅清海邦王之誠心惟
天知之惟朕知之朕君臨萬方嘉
與民物同團泰和尔惟尔王能
知朕心尔將王命遠至京
師達王悃款敬恭使職朕甚
尔嘉特賜勅獎勞仍賜時
果四品尔其受之故勅

ほどであつた。その後、正親町天皇の御代に倭寇の群は、明の世宗の軍に破られて勢を失つたが、なほ臺灣に退いて時々近海に出没してゐた。これから遠洋に航海し、海外に飛躍する國民が漸く多くなつたが、これは、實に倭寇の活動に、その冒險心を鼓舞されたからである。

●明及び朝鮮との交通 足利氏の將軍が明との交通をなし、且つその貿易の有利なるを見るや、諸國の守護、五山、南都等の寺院、堺、兵庫、長崎等の商人等も頻りに貿易の事を希望した。當時海賊が多いので、それ等と區別する爲に、明から勘合符(航海免許の制符)一百枚を幕府に送つてあつたので、彼等はそれを乞ひ得て明に赴いて通商したのである。勘合符は義政の時から、周防(山口)の大内



日三三三三

重なる貿易品

朝鮮との交通

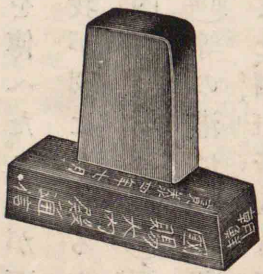
勘合符印及びその印影

勘合符印は將軍義政の時朝鮮が大内氏に贈つたものである。朝鮮は明の正朔を奉じたから、明の年號を用ひた。又、大内氏も一時朝鮮の貿易を掌つた事がこれである。

宗氏と日・鮮貿易

氏が授受を掌つたので、大内氏は對明貿易の實權を握り、大に富強を極めるに至つた。かくて、大内氏が滅びると、明との國交は中絶となつたが、同時に、國民の通商的發展も、また、衰へてしまつた。その頃貿易品の重なるものは、我よりは硫黃、銅の延金、刀劍、甲冑、類屏風、扇子、硯、時繪等を以てし、彼よりは銅錢、唐絲、紗羅、古名畫等を以てしたのである。朝鮮との交通も初めは大内氏が掌つたが、後には對馬の宗氏が之を掌ることとなり、彼よりは頻りに海賊の取締りを乞ひ、宗氏に對して通商條約を結び、勘合印を交附した。これから、宗氏は日・鮮貿易の實權を握り、自ら通商に従事したのみならず、鎮西の諸侯で、朝鮮と通商を營むものにも、それゝゝその紹介をしたから、宗氏はそれ等の間に立つて利益を行ひ、國運が進展したといふ。

●西洋人の來航 わが國民が支那の沿岸で掠奪を恣にしてゐた頃、



西洋人の海上探
検

葡人の東航

葡國船の漂着
鐵砲の傳來—通
商

南蠻人來朝の圖

西國人の來航—
通商

歐羅巴では、航海の術が進歩して盛に海上探検の業に従事してゐた。中にも、葡萄牙人は率先して東洋航路を發見したが、ついで印度のゴアを取つて根據地とし、更に東進してジャヴァ、マラッカを奪ひ、明から澳門を得て大に通商貿易を營んだ。ところが、後奈良天皇の天文十二年(一五八三年)その商船一艘が、偶我が大隅(鹿兒)に漂着して鐵砲を傳へた。これが西洋人の我が國に來た始である。これから、葡國人は我が國にも來るやうになり、府内(大分)坊津(鹿兒)平戸(長崎)堺(堺)等の港に於て貿易してゐた。また、西班牙人もアメリカ發見の後、ノビスパンヤ(メキシコ)に拓植し、ついで、太平洋を横ぎつてフィリッピン群島を占領し、そのマニラに據つて通商に従ひ、天正十二年、平戸に來て



鐵砲の傳來 葡國人が種子島に漂着した時、島主種子島時堯は、二挺の小銃を買ひ、その發射法や製法等を家臣に習はせておいた。ところが、堺の商人橋屋又三郎といふものが、種子島に來て小銃の製法を習ひ、商利上からこれを賣弘めたので、迅速に全國に傳はつたのである。また大砲はこの後、同じく葡國人が、豊後の大友氏に傳へたのが始であるといふ。鐵砲や大砲の傳來によつて、最も影響をうけたのは武器や築城法や戰術等である。即ち鎧などは、もはや飾物にしかならぬことになつた。嶮しい山上の城郭よりか、平地の小高い見晴らしのよい所に濠や垣を周らし、櫓・天主閣等を設ける方が都合よくなつた。一騎打の戰をやめて、部隊の戰鬪としたのは、謙信と信玄の川中島の戰から始められたといふが、鐵砲の使用は、一層これを早めたのである。

西洋文物の輸入

鐵砲傳來の影響

基督教と精神文化

我が國とも貿易を始めた。當時、我が國では、これ等の西洋人を南蠻人といつた。

⑤ 西洋文化の輸入 西洋人の來航につれて、次節に述べる基督教の傳來があり、宣教師が多く入り込んで來た。これ等の宣教師と商人は、西洋の文物を輸入したので、我が國の美術・工藝・殖産等の文化は、一段の進歩を見ることとなつた。中にも、新來の鐵砲は、時恰も戰國時代であつたから、忽ち諸國に傳はつて最銳の武器となり、爲に、甲冑の製作、軍陣の配列、城塞の築造等が悉く一變せざるを得なかつた。殊に基督教が我が國民の精神上に、いかに大なる感化を及ぼしたかは申すまで

物質文化

もないが、また、宣教師等が學校・病院・孤兒院・養育院等を設けて平民の教育、慈善事業等に與へた効果も決して没すべきでない。醫術・繪畫・南蠻鐵・南瓜等も傳はり、またラテン文字の使用されたことは、諸侯の印章で明かである。その他、南蠻語の糟底羅・金米糖・金絲烏石鹼・歌留多・羅紗・金巾・更紗・合羽・天鷲絨・鈕・繻・緋・ビイドロ(子)等が、そのまま國語となつて、今なほ使用されてゐるのを見ても、西洋工藝がいかに多く傳來して、我が物質文化の進展に貢獻したかを想見するに足るのである。

● 基督教の傳播 西洋人の來航につれて基督教が傳來した。基督教

基督教の分裂
(二一七七年)

舊教派の革新運動

フランシスコザ
ヴィエルの渡來

は後柏原天皇の御代に新舊二派に分れ、新教が次第に勢力を擴めた(二〇四代)ので、舊教にも種々の反動的革新運動が起つた。その中、イグナチオ・ヨラ・フランシスコザヴィエル等は、耶穌會(耶穌 Society of Jesus)を起して舊教を擁護し、教勢恢復の爲に海外布教を企てたが、ザヴィエルは率先して東洋に傳道し、後奈良天皇の御代に、始めて鹿兒島に來て布教した。我が國ではこれを天主教(天主教)と名づけた名、または切支丹宗(切支丹宗)と名づけた名といふ。ザヴィエルは、程なく鹿



圖の見識に王法マローカ節使侯三村大馬有友大

牌銅念記

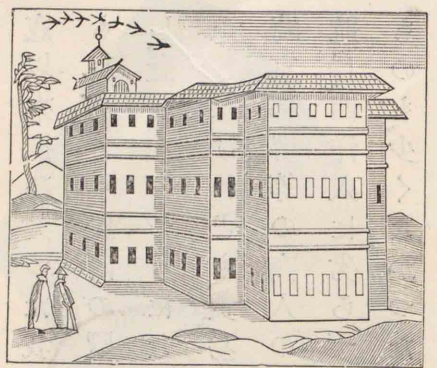
この圖は法王グレゴリー十三世の偉業・聖蹟要略の中にあるもので、中央の椅子に倚れるは法王、その前に跪いてゐるのが三侯の使節である。使節伊藤義賢・千々岩清左衛門等の一行は天正十年（西紀一五八二年）正月長崎を出帆し、喜望岬を廻つて十二年七月リスボンに着し、西國の首府マドリッドに至つて國王フィリップ二世に謁し、翌十三年春ローマに往つて法王グレゴリー十三世に謁見したのである。かくて、一行はローマ滞在中に、法王シスト五世の即位式にも臨み、ローマの公民権をも與へられ、また記念銅牌さへ出來たほど非常に優遇されてローマを辭し、十四年春西國を出發し、十八年六月長崎に歸着した。これが邦人の歐洲に行つた始である。

天主教の弘通

織田信長の天主教保護

天主教の學校
天正十年府内（今の大分市）に建てたるものである

三侯のローマ遣使



兒島を逐はれたので、平戸・博多（福岡）・山口等を経て京都に上り、また、ひき返して山口・府内等に巡教した。その後、宣教師が續々、渡來して熱心に傳道したから、天主教は急速に九州・中國畿内等に弘まり、會堂は固より學校・病院等も各地に建てられた。織田信長の勢を得るや、佛僧の專横を惡み、これに對する政略から、その布教を保護し、且つ京都に南蠻寺を安土（滋賀）に學校を建てることを許したので、天主教は遠く關東や東北地方までも傳播し、信徒の數が十五萬人にも及んだといふ。當時、九州の大友義鎮（豊後）・大村純忠有馬晴信（肥前）等の如きは、最も熱心な信者で、天正十年、遂に使節をローマ法王の許に遣はした。ことさへあつた。これは我が國人の西洋に往つた始である。然るに、宣教師の中には、往々我が國法を輕んじ、國風・國俗を無視するやうなものゝ居つたのみならず、且つその布教は、民心を収めて領土を侵

豊臣秀吉の天主教禁止
(二二四七年)

國民の海外渡航

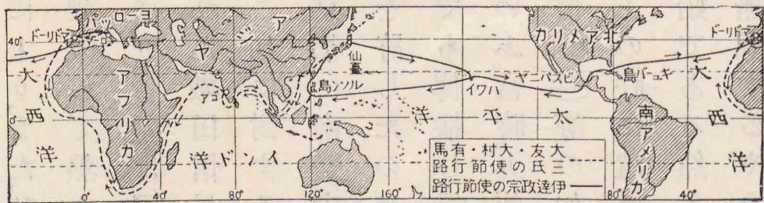
秀吉の貿易獎勵

御朱印船

秀吉の對外的雄圖

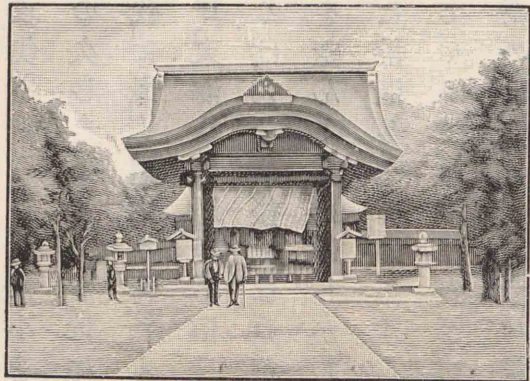
略せんとする手段であるとの説があつた。そこで、眼光炬の如き豊臣秀吉は、斷然天主教の布教を禁じて南蠻寺を^(三三四年)とほち、また宣教師を放逐してしまつた。

七 國民の海外發展 西洋人の來航が頻繁になると、倭寇以來振ひ興つた我が國民の海事思想は、いやが上にも高潮され、民間の冒險家は思ふままに益、海外に渡航し、發展するやうになつた。殊に豊臣秀吉は、天主教を禁止したけれども、貿易は却つてこれを獎勵したので、長崎・京都・堺等の商人の、競うて南洋諸島・安南・暹羅等に渡航し、西洋人に劣らず貿易を勵んで、巨萬の富を作つたものも、少くなかつた。秀吉はこれ等の船に、海賊と區別する爲に、朱印のある免許状を與へて證明した。世に朱印状を受けた船を御朱印船といふ。秀吉はまた氣宇が雄大であつたから、海内を平定するや、その餘力を延ば



秀吉の持所へるる扇面

豊國神社
別格官幣社で
豊臣秀吉を祀
り京都市東山
にある



した雄圖であるが、しかし、慶長三年に薨去して、豫定の効果を収め得なかつたのは、營に秀吉自身のみならず、後世識者のいたく遺憾とする所である。

して支那南洋等を征服し、以て、東洋諸國を統一せんとする大抱負を有ち、まづ、朝鮮國王に交渉する所があり、マニラの西班牙大守やゴアの印度副王にも入貢を促した。ついで、朝鮮を伐つて明に及ぼさうと決心し、遂に大軍を派遣して鷄林八道を蹂躪し、その間に高山國クカサグンにも文書を送つてその歸服を求めた。これ等（臺灣）は、慧眼な秀吉が、國民の海外發展思想の横溢せるを看取し、これを發現させ、利用せんと

この扇面は今一幅の掛物となりて古瀬氏戸澤子爵の家扶の所蔵する所のものである。この中に見える文字の下は、本邦當時の日用語、上は恐らく當時の支那語であらう。文字が小さくて不分明の嫌があるから、左にこれを示すこととする。

上	もつくわい	御れい申なり	なさら	ちやもつてこい
	たじん	このほご御目にかゝらず	なちうらい	さけもつてこい
	しんく	こなたへ御いてあれ	なひゑんらい	すゝりもつてこい
	きうれう	ひさしい	かうれう	よき事
	むくんふ	ひまない	ふかうれう	あしき事
	うくんふ	ひまある	くんれう	ねたい
	きれう	いにたい	かんふかん	そかそてないか
	なうれう	はらたつ	なほんらい	めしもつてこい
	ふき	かへるまい		

また、この扇の他面には、日本・朝鮮・明三國の地圖を畫き、京城・北京等重要な地點は赤色で標示してある。秀吉が日常手に觸れる扇面にかうした用意のあることを想へば、その素志の那邊に在つたかが察しられる。

第十二章 戦國群雄と皇室

戦國時代の大勢

●戦國時代 應仁の亂から幕府の威信が地に墜ち、國家に統一がなくなつて、社會の秩序が全く破れてしまつた。されば、苟も智勇あり、實力あるものは、忽ち勢力を得る形勢となり、群雄が所在に起つて互に攻伐を事とし、大は小を呑み、強は弱を併せ、戰亂の續くことが百餘年の久しきに及んだ。世にこれを戦國時代(また群雄割據時代)といふ。而してこの時代に、最も勢力を得たものは、關東の北條氏、中部の武田氏、北陸の上杉氏、東海の今川氏、織田氏、中國の毛利氏等であつた。これ等の群雄の多くは、大抵最後には京都にのぼり、將軍を擁して天下に號令せんことを望んでゐたが、しかし、幕府の衰微が甚だしかつたので、直ちに朝廷に接近し奉らうとするに至つた。これぞ我が國體の尊い所以であつて、やがて、織田信長が率先して入京し、大に皇室尊崇の實をあらはしたのは、實に偉とすべきである。

群雄の理想

國體の尊嚴

朝廷の式微

(一) 京都の荒廢

(二) 供御の缺乏

(三) 御大禮の遲滞

(四) 御所内の有様

●皇室の式微 かやうな戰亂の時代に當り、朝廷では、後土御門天皇から後柏原天皇后奈良天皇、正親町天皇が次々にお立ちになつた。この御四代は朝廷の最も式微し給うた御時で、京都は全く荒れ果て、畏くも御所の警備さへ亂れた。諸國の御料所は、公家の領地と共に、大抵地方の武士に奪はれ、そのまま残つてゐても年貢が納らなかつた。幕府も窮乏して、將軍すら自ら奉養することが出來ず、往々、大名に寄食した程であるから、固より獻金し奉る力もなかつた。されば、朝廷は衰へに衰へ給ひ、公家は貧困に苦しみ、縁を求めて地方へ下るものが多く、畏れ多くも皇室では、日々の供御さへ御意に任かせられず、後奈良天皇の如きは、色紙短冊の御宸筆料を以て、僅に御用度を補はせ給うたと傳へられてゐる。かゝる御有様であらせられたから、諸儀式は固より、即位・大葬の御大禮さへ滞りがちであり、宮殿は荒れ、御垣はくづれても、修理する由もなく、内侍所の御燈火は、三條の橋から拜まれ紫宸殿の前には、市人が茶店を開いてゐたといふことで、實に御痛まし

國體の美風

佐々木高頼

三條西實隆

三條西實隆と僧
光兼

大内・北條・今
川・朝倉諸氏

織田信秀と今川
義元

い極みであつた。

●群雄の勤王 かの時にも、天壤無窮の皇運は、少しも動搖するこ
とがなく、また各地に割據した英雄が、獻金などして皇室尊崇の意を
現はすものがあつたことは、實に我が國體の美風である。後土御門天
皇が崩御になると、御大葬の費用がなく、靈柩を御所に駐め給ふこと
四十餘日に及んだが、近江の佐々木高頼の獻金に



よつて、僅に御葬儀が営まれた。ついで、後柏原天
皇は、踐祚の後、二十二年を経て即位の大禮を舉
げさせられたが、これは三條西實隆(前内)の奔走で、
幕府や本願寺光兼(實人)等の獻金によつたものである。その後、後奈良
天皇の御代には、三條西實隆がまた、遠近の豪族を訪ねて王事に勤む
べきことを諭し、大内義隆を始め北條・今川・朝倉氏等がそれへ、獻金
したので、天皇は踐祚十年の後、漸く即位の大禮を擧げさせられた。ま
た、この御代に、織田信秀(信長)は、率先して禁垣修理の料を奉つて居る

毛利元就

皇室の尊嚴

後奈良天皇
の御筆蹟

今茲天下大疫ありて萬民多く死
亡に陥る。朕は民の父母となり
て德覆ふ能はず。甚だ自ら痛む。一
竊に般若心經一巻を金字に寫
し、義堯僧正をして之を供養せ
しむ。庶幾瘡くは、疾病の妙藥
たりん。于時天文九年六月十七日

が、稍、後れて同じく獻金した今川義元と共に、殊勝の行といふべきで
ある。殊に信秀は、天皇が内勅を下してその功を賞し給うと、いたく感
激して、重ねて御修理の儀を仰せ下されたき旨を奉答し、益、勤王の志
を現はした。正親町天皇もまた、踐祚の後、三年を過ぎ毛利元就の獻金
によつて即位式を行はせられた。

●聖徳の無窮 また、かゝる淺ましい世にも、代々の天皇は、常に學徳
をお磨きになつて、儼然として下に臨ませられ、力めて皇室の尊嚴を
圖り給うた。されば、いかに御不自由にあらせられても、金品を献上し

今茲天下大疫萬民多陷於死亡朕為
民父母德不能覆甚自痛焉竊寫般若
心經一卷於金字使義堯僧正供養之
庶幾瘡為疾病之妙藥矣
于時天文九年六月十七日

た地方の大名等に對し、濫りに
官位を授け給ふことなく、却つ
てその奉獻された金品は、畏く
もこれを公卿等にも分ち賜は
つたといふ。また、代々の天皇は
人民を愛し給ふことが厚かつ

後奈良天皇の御高徳

た。嘗て後奈良天皇の御代に、五穀が稔らぬ上に、疫病さへ流行して、人民が苦しんだことがあつた。天皇は「民の父でありながら、これを救ふことが出来ないか。これは朕が不徳のいたす所である」とお慨きになり、御親ら般若心經一卷を寫し給ひ、僧義堯（醍醐三寶院の僧）を召して、宮中で供養・祈禱をせしめられた。實に畏き極みで、有難さを拜し奉るのである。

⑤ 信長秀吉の勤王 戦國時代の末に、織田信長が尾張に起り、次第に勢力を得ると、正親町天皇は勅使を下して御料所を恢復すべきことを命ぜられた。そこで、信長は大に感激し、永祿十一年、兵を率ゐて入京したが、まづ、御料を獻じて供御を補ひ奉り、御料所の恢復に心を用ひ、また貧困な公家に金穀を賑恤したので、地方に離散した公家も歸京するやうになつた。ついで、皇居を修理し、米を京の人民に貸してその利息を供御に充て、また、伊勢神宮の遷宮式を復興するなど、その皇室を尊崇した事蹟は、室町時代になつてからは實に珍らしい事である。豊臣秀吉に至つては、その尊王の思想も、信長の承繼者を以て任じて

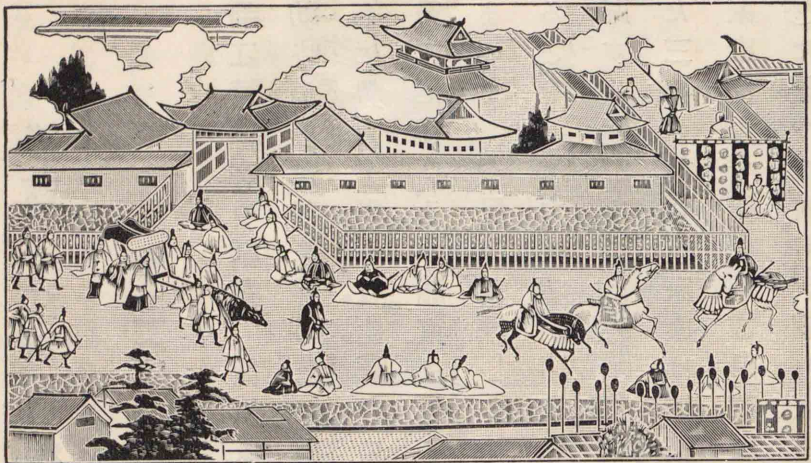
信長の勤王

秀吉の勤王

よろづ代にまた
八百よろづ重ね
てもなほかぎり
なきときはこの
とき（正親町上
皇御製）

後陽成天皇の
聚樂第行幸圖

言の葉の濱の眞
砂はつくるとも
限りあらじな君
が齡は（秀吉）
萬代の君がみゆ
きになれなれん
みどり木高き軒
のたま松（秀吉）



ゐたやうではあるが、しかし、輪畫が非常に大きかつた。即ち皇居を修理し、仙洞御所を造營し、御料を獻上し、舊儀を再興しなどしたが、その聚樂第を營むや、天正十六年、後陽成天皇の行幸を仰ぎ奉つた。天皇は駐輦（こもり）あらせられることが五日、その盛儀は前古未曾有と稱せられ、見物の中には、涙をこぼして太平の世を喜ぶ老人もあつた。この時、秀吉は文武百官を率ゐてお供を務め、御料所を増し公家の領地を豊かにしたのみならず、諸大名に命じて皇室を尊び、關白の命に背かぬことを誓はせなどして尊王の誠意を盡した。そこで、皇威も次第に輝いた。

後篇 江戸以後史(江戸幕府の始約三百三十年間)

第十三章 江戸時代の内治

家康の興起

家康の創業

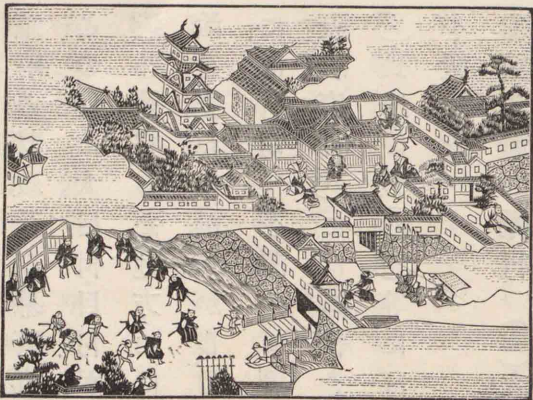
●江戸幕府の創業 徳川家康はもと、三河岡崎(岡崎市)の城主であつた。幼時から難苦を嘗めたが、信長と結ぶに及び、その武勇を發揮して次第に勢力を得、小牧山(愛知県)の戦から、益、武名を揚げた。しかし、甘んじて秀吉に従ひ、その關東に封ぜられるや、江戸城(東京)を修築して根據をかまへ、よく士民を愛撫して徐ろに勢力を養つた。かくて、秀吉が薨去すると、その勢力・威望が諸大名の首位にあつたので、政權は自ら家康に歸する傾があつたが、關原(岐阜縣)の一戦によつていよいよ、確實にされた。三年の後(慶長八年)、家康は征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開いた。家康は古今稀に見る用意周到な政治家であつたから、職を子秀忠(二代)に譲つた後も、天下の大事は、なほ自らこれを處決し、鐘銘事件に事

江戸城

秋元子爵家所藏の東海道繪卷による

幕府組織の完成

幕府の制度・政策の巧妙



よせて豊臣氏を滅ぼし、また、よく諸制度を定めて諸大名を抑へ、朝廷を制し(第三節参照)、かくて、江戸幕府三百年の太平を開いた。二代將軍秀忠は謹直で、よく父の遺業を守つて益、幕府の基礎を鞏固にし、三代將軍家光(秀忠の子)は豪邁で、ただに諸大名を威服させたのみならず、諸の制度・政策を完成したので、幕府の威權が甚だ盛んであり、天下は太平であつた。

●江戸幕府の組織 江戸幕府が、よく三百年

の治平を保つたのは、その組織・政策が宜しきを得たからである。その組織が内外上下の權衡を保ち、その政策が諸侯・朝廷・寺院等に對して巧妙を極めたことは、實に東西古今の歴史に類例を見ない程であつた。これは、家康の卓越した政治的才能に因由するけれども、その近臣及び僧天海(天台宗僧)・崇傳(禪宗僧)等の助言に俟つた點も少くはない。まづ、

中央の組織

幕府の組織を見るに、重職には、將軍の下に大老・老中・若年寄があり、その下に三奉行があつた。大老は將軍を輔ける首位の職であるが、常置の職ではなく、大抵は老中が重要な政務を掌つて大名を支配し、若年寄がこれを助けて旗本(一萬石以下)を取締つた。三奉行とは寺社奉行、勘定奉行、町奉行の總稱で、寺社奉行は主として全國の社寺を、勘定奉行は幕府の財政及び幕府直轄地の訴訟を、町奉行は江戸の市政を掌つた。この外に、大目付、目付があつて、大目付は大名を、目付は旗本以下の非違を監察した。地方には、大抵諸大名を封じてそれ／＼その領内の政治を委ねたが、しかし、重要な地は多く幕府の直轄とした。そして、京都には所司代を置いて朝廷を守護し、かねて關西の諸侯を控制させ、大阪(市)・駿府(市)には城代を、京都・大阪・駿府には町奉行を、日光(縣)・山田(重縣)・長崎・佐渡(縣)等には奉行を置き、その他の直轄地には郡代・代官等を置いた。

● 諸政策の勵行 (一) 大名の種類 江戸時代には、大名に親藩・譜第・外

地方の制度

大名の種類

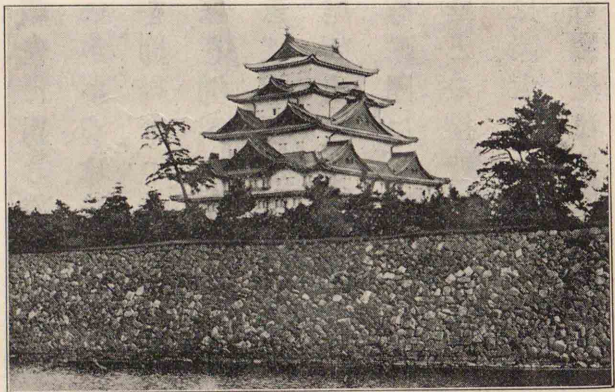
名古屋城

家康が西國の大名に命じて築かせ、慶長十六年に出来上つたものである。

大名統御策

(一) 大名の配置

様の三種があつた。親藩とは、將軍の一族の大名に封ぜられたもので、特に家康の子義直・頼宣・頼房を祖とする尾張・紀伊・水戸の三親藩は、御三家と稱して最も重んぜられた。譜第とは、三河以來の功臣の大名となつたもので、領地は小さいが、幕府の重職に補せられた。外様とは、家康と共に秀吉に仕へ、關原の戦の頃から、徳川氏に服従したものである。(二) 大名統御策 家康以來、幕府の最も苦心したのは、諸大名を統御することであつた。それで、まづ第一に、大名の配置に綿密な注意をして、親藩と譜第を要地に封じ、外様を遠隔の地に移し、その間に、直轄地を置いて牽制させた。次に、武家諸法度を設けて、諸大名が私に婚姻を通じ、徒黨をくみ、城郭を造り、命を待たずして兵を隣國に出すことなどを禁じ、これに背くものは、容赦な



- (一) 武家諸法度
- (二) 人質と参勤交代
- (三) 土木の賦課

對朝廷策

く嚴罰し、また、邸宅を江戸に設け、これに妻子を住ませて、暗に人質とし、参勤交代とて一定の期間、領國から江戸に詰めさせることを勵行したのみならず、臨時の土木を命じて、大名の富を消費させることにより、まで心を配つた。されば、諸大名は幕府に畏服し、幕府の威令は、限なく全國に行届いた。(三)對朝廷策 　また、幕府は朝廷に對し奉つては、皇居を修理し、供御の料を増し奉るなど、表面はいかにも尊崇し奉つたやうに見えるが、しかし、裏面では、巧妙にこれを抑へ奉つたのであつた。即ち公家諸法度を定めて、嚴しく皇室と公家を抑へつけ、京都所司代を置き、敏腕な譜第大名をこれに任じて、注意深く朝廷を監視させ奉り、また、藤原氏に倣ひ、秀忠の女和子を後水尾天皇に進めて中宮となし(東院)、皇室の外戚となつて益、幕府の基礎を鞏固にせんとしたほか、諸大名の京都に出入することを禁じて、朝廷との接近を妨げなどした。(四)對佛の態度 　家康は佛教に對しては、諸大寺に寺領を與へて、これを保護したけれども、その勢力を憚り、各宗派に法度を設けて

佛教に對する態度

國民に對する政

策 僧 天 海

天台宗の僧正 家康に近侍して殆ど黒衣宰相の觀があつた人である

家綱時代

- 綱吉時代
- (一) 善政
- (二) 惡政

嚴しくこれを取締つた。彼の本願寺を東西に分立させたのも、この時であつた。(五)一般の政策 　また家康は、馬上に於て天下を得たけれども、天下を治めるには、文教が最も大切であると思ひ、學問の復興を圖つた。しかし、これも、民心を和げて天下を太平にし、以て叛亂を豫防せんとする一策に過ぎなかつた。



四 元祿時代 江戸幕府が開けてから、太平無事の日が久しく續いたが、家綱(四)の晩年に、大老酒井忠清が威權を恣にしてから、幕政が漸く紊れ始めた。その後、弟綱吉(五)が職をつぐと、忠清を退けて堀田正俊を大老とし、前代の弊政を改めて政道を勵み、文教を興し、治績の見るべきものがあつた。しかし、後には政治に倦み、柳澤吉保を寵用して政を委ね自らは遊宴に耽つたから、幕政が大に紊れた。殊に佛教に迷ひ、生類憐の令を下して殺生を禁じ、特に犬を愛護させて人民を苦しめたが、更に財政の窮乏を救はんとし、勘定奉行萩原重秀をして良貨幣を

(三)元祿時代

(四)赤穂義士

鑄つぶして悪貨幣を鑄造させたので、今度は物價の騰貴を招き、士民の困窮は、殆どその極に達した。それにまた、太平の結果、學問・藝術等の文化は、大に發達したけれども、質實・剛健の氣象は、漸く廢れて奢侈・遊惰の風が盛んとなり、いはゆる元祿風を生じた。かゝる時代に、大石良雄等四十七人の義士が出て、舊主の仇を報いたことは、なほ堅實な士風の残つてゐることを證するものであるが、武士道の龜鑑として、天下相傳へて、これに感激せぬものはなかつた。

家宣・家繼時代

新井白石の政治上の功績

享保の治 綱吉が薨すると、家宣(綱吉の甥、六代)及びその子家繼(綱吉の孫、七代)が次々に將軍となつた。この間、新井白石(美濃)が重用され、主として前代の弊政を改

めた。即ち財政の整理にかゝつて元祿の悪貨幣を改鑄し、長崎に於ける外國貿易の額を制限して金銀の流失を防ぎ、また、朝鮮の使者待遇を改めて我が國の尊嚴を示し、皇子・皇女の佛門に入るを止んと、建白など、その功績は甚大なるものがあつた。ついで、吉宗(八代)が紀伊から入つて將軍となるや、勤儉・尙武の風を盛んにして士風を矯正し、貨幣を改鑄しなどして財政を整へ、足高の制を設けて人材登用の道を開き、公事方定書(御定書百箇條ともいふ)を制定して裁判の據る所を明かにし、また大岡

つたので、同志の人々と共に、亡君の復讐を企て、千辛萬苦——とても文字や言語では盡し得ない艱難と心勞を重ね、翌年十二月十四日の夜、江戸本所松阪町の吉良邸を襲ひ、義央を斬つて主君の仇を報じた。世の人々は、擧つてその義烈を賞讃し、綱吉將軍もまた、深く感動したけれども、徒黨を結ぶことは、法度に禁じてあつたから、いかんともしたが、遂に良雄以下に切腹を命

大石良雄

汝良雄等固執主従之義。復仇死于法。百世之下。使人感奮興起。朕深嘉賞焉。今幸東京。因遣使權辨事。藤原獻。弔汝等之墓。且賜金幣。

宣 明治元年十一月五日

した。義士の忠勇義烈な美談は、詩文や淨瑠璃などに作られて永く後世に傳はり、その世道・人心に與へた感化は、實に偉大なものであるが、その反映として、高輪泉岳寺にある義士の墓には、今なほ、香華の絶える間がないのである。

(一)諸般の善政
興 | 綱紀の振

吉宗時代

(一) 産業の奨励

植物園の一部

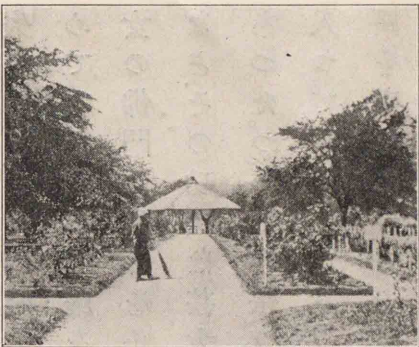
もと綱吉の下屋敷で吉宗が施薬所を置いた所である

(二) 諸藩の國産

(三) 享保の治

家重・家治時代

田沼父子の悪政



忠相^{タダノ}を拔擢し、江戸の町奉行に任じて、市政に當らしめなどしたから、幕府の綱紀が大に振った。吉宗はまた、實學を奨励し、特に意を産業の振興に用ひて水利を通じ、荒地を開いて米穀の増收を圖つたのみならず、甘藷の栽培を勸めて凶荒に備へ、甘藷を植ゑ、砂糖の製造を勵まして輸入を防ぎなどして銳意富國の道を講じた。されば、諸藩もこれに倣つてそれ〴〵國産に注意したので、養蠶・織物・陶器・煙草・藍・茶・鹽等の業が頗る盛んとなつて來た。世に吉宗を米將軍^{コメシヤウケン}といひ、その治世を享保^{キヤウホ}の治^チとほめ稱へてゐるが、實に江戸幕府の全盛時代であつた。

●文化文政の治 然るに、吉宗の後、その子家重^{イヘシゲ}(九)の晩年から孫家治^{イハル}(十)の時には、田沼父子^{タヌマオコ}(子意次^{オノノコ})が要路に立つて威權を弄び、公然賄賂によつて一切を取扱つたので、幕政が大に紊れた。それに、天災地變が頻りに起つて飢饉が續いたから、怨嗟の聲が四方

家齊時代

(一) 寛政の治

(二) 文化・文政の治

(三) 幕府の衰兆

家慶時代

(一) 天保の改革

に満ちた。そこで、家治が薨じて家齊^{イナリ}(吉宗の曾孫十一代)が嗣ぐと、松平定信^{マツダラサダノブ}(白河^{シラカハ}縣城主)を擧げて諸般の改革を行はせた。定信乃ち吉宗の遺風に倣ひ、前代の弊政を改革して財政を整へ、武藝を勵まし、學問を奨め、善行者をほめなどしたので、幕政が再び振つて天下がよく治まつた。世にこれを寛政^{カンセイ}の治^チといふ。やがて、定信が退くと、家齊は自ら政を執ること四十餘年の久しきに及んだ。この間、海内は無事で、文化は爛熟し、江戸の繁昌は絶頂に達し、江戸時代の最盛期たる文化文政^{ブンポウ}の治^チを開いたが、しかし、士風は著しく頽廢し、幕府の財政は漸く窮乏し、社會は形式に流れて全く進取改善の意氣を失つた。それに、家齊の晩年には、凶作が續いて米價が騰貴し、人民は大に苦しんだので、大鹽平八郎^{オホシホヘイハチロウ}の亂^{オノカ}さへ起り、さしにも盛んであつた幕府もまた、漸く衰運の兆を現はした。

●幕府の衰運 家齊の後を承けた家慶^{イヘヨシ}(十二)の時には、老中水野忠邦^{ミヅノタケキミ}が幕政を振興せんとし、度々令を下して奢侈を禁じ、遊惰を戒め、また武備を嚴にするなど、只管勤儉尙武の風を奨励した。世にこれを天保^{テンポ}

(一)内外諸問題の面倒

水野忠邦

家定・家茂・慶喜時代



の改革といふ。しかし、その改革は、あまりに急激に過ぎたから、却つて人心を失ひ、もはや幕府の衰運を如何ともすることが出来なかつた。かゝる間に、内には尊王論が日を追うて盛んとなり、外には外國との關係が次第に面倒となつたから、その後、家定(代十三)・家茂(代十四)・慶喜(代十五)三代の間は、殆ど内政に手を着ける遑もなく、幕府は急坂を下るやうな勢で、ただ衰運の一路を辿るのみであつた。

第十四章 江戸時代の外交(その二)

家康の對外方針

●朝鮮との修好 豊臣秀吉の朝鮮征伐以來、日・鮮の國交は、全く斷絶してしまつた。然るに、家康の對外方針は、専ら平和手段によつて國利民福を得るにあつたから、その政權を握るや、まづ、朝鮮との國交を恢復したいと思ひ、對馬の宗氏に命じて交渉の任に當らせた。宗氏はそ

宗氏の斡旋

日・鮮國交の恢復(二二六七年)

の國が、國産に乏しいので、朝鮮との和親は、最も希望する所であつたから、頗る熱心に斡旋の勞をとつた。朝鮮は初めなかつ、應じなかつたが、交渉數回の後、慶長九年、始めて應答使をよこしたから、家康は大に喜んでこれを優遇した。かくて、同十二年に至つて、朝鮮の使者が再び來朝し、ここに國交が恢復され、ついで、宗氏と朝鮮の通商條約も漸く締結された。

朝鮮信使の來朝(二二七七年)

信使の行列

信使待遇の缺點

●朝鮮信使の來聘 その後、幕府が和親を示す態度や朝鮮の國敵たる豊臣氏を滅ぼしたことで、朝鮮は感情がとけ、元和三年には、家康の望んだ如く、始めて信使を遣はして國書方物等を捧呈するに至つた。これから、將軍の代る毎に、信使を送ることが恒例となつた。しかし、朝鮮は頗る虚禮を盡す國なので、信使の來聘は、正使・副使を始として一行數百人の多きに上り、大阪に上陸してから、東海道筋を下つて江戸に入るを例としたが、その行列は、頗る壯觀を極めたものであつた。幕府はこれに對して大に國威を示さうとし、寧ろ勅使よりも鄭重

家宣時代の信使
待遇修正

家齊時代の信使
待遇改革

絶 日・鮮國交の中

朝鮮信使行列圖

子爵秋元興朝
氏所藏の朝鮮
使來朝繪卷に
よる。この圖
は行列の一端
で最左端は正
使である



に待遇したので、幕府は固より、沿道の大名・人民に非常の迷惑をかけたのみならず、我が國の體面を損することも少くなかつた。そこで、將軍家宣の時、新井白石は建議して、信使の待遇に幾分の改善を加へた。そして、將來は信使を對馬で迎接し、國帑の消費と沿道の大名・人民の勞苦を除かうとしたが、これは、すぐ實行は出來ず、將軍家齊の時、松平定信の議によつて始めて實行され、信使の入府を停めて對馬で應接することとなつた。しかし、それも一度行はれただけで、その後、幕府は内外多事で、朝鮮のことを顧みる違もなく、遂に來聘のことも絶え、日・鮮の國交はここに全く中絶してしまつた。

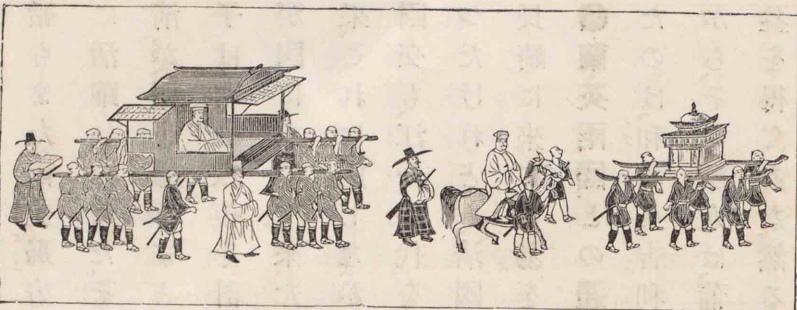
● 琉球征伐 琉球(沖繩縣)は古く我が國に屬し、室町時代の中頃から島津氏に入貢してゐたが、また明

琉球の兩屬

島津家久の琉球
征伐

(一六九〇年)

日・明國交の不
成立



にも臣事して、殆ど兩屬の有様であつた。然るに、秀吉の朝鮮征伐の時、島津氏を通じて、琉球からも兵糧を徵發したが、彼はこれに堪へずして、遂に應じないのみならず、その後は、専ら明に通じて入貢を絶つに至つた。ここに於て、慶長十四年、島津家久は、幕府の許を得て琉球征伐を企て、その王尙寧(シヤウネイ)を擒にして、これを幕府に送つた。その後、幕府は尙寧の歸國を許し、琉球を領して島津氏に屬せしめたから、尙寧は深くその恩を感じ、永く附庸となつて、島津氏に入貢すべきことを誓つた。

● 支那との關係 家康はまた、日・明國交の恢復をも望み、朝鮮及び琉球を通じて圖る所があつたが、當時、明は漸く國內が亂れ、殆ど外を顧みる違がなかつたので、公の交通は、遂に成立しなかつた。しかし、明の商船は毎年

日・明の貿易

鄭氏父子の求援

數十艘、長崎に來航して貿易し、我が商船もまた、南支那方面に渡航して、盛んに活躍してゐた。その後、滿洲に起つた清が、明を滅ぼすと、明の遺臣鄭芝龍父子は、明の恢復を計つて度々、援兵を我が國に求めて來たが、幕府は熟議の結果、これに應じなかつた。かくて、日清の國交も、江戸時代を通じて結ばれなかつたけれども、清國の商人は、引つゞき長崎に來て、貿易を營んだ。

日・明の關係 明は秀吉の朝鮮征伐の頃から、次第に衰へたので、滿洲から起つた清に攻められて、我が後光明天皇の御代には、殆ど亡びてしまつた。そこで、正保三年に、その遺臣鄭芝龍が、使を我が國に遣はして援兵を願つた。家光が宗室・執政を集めて相談すると、紀伊の頼宣を始め御三家の人々は、援助出兵を乞うたが、井伊直孝が「國力を疲弊させて外國を救ふは良策でない」と反對したので、遂に援けないことになつた。その後、十二年を経て芝龍の子鄭成功がまた、使をよこして援兵を請うたが、幕府はこれを拒絶したので、明の恢復は、遂に出來なかつた。

日・清の貿易

蘭國人東航の由來

五 蘭・英兩國との通商 葡西兩國人より稍、後れて東洋貿易に従事したのは、和蘭英吉利兩國人であつた。初め蘭國は西國の屬領であつたから、その國人は、葡西兩國人から東洋の貨物を買ひ、轉賣によつて利益を得てゐた。然るに、その後、蘭國は西國の宗教政策に反抗して獨立

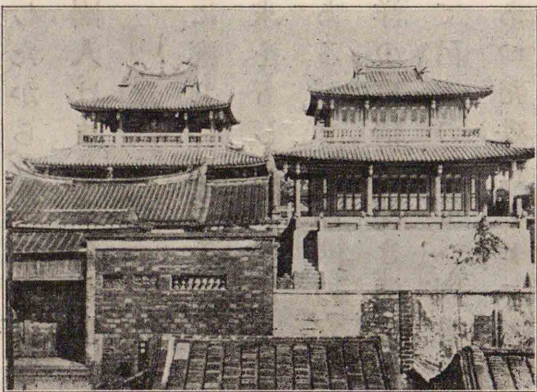
蘭船の漂着 家康の態度 (二二六〇年)

臺南市赤崁樓

蘭人は臺灣を占領した頃最も多く臺南に住んでゐた。この圖は蘭人が建築した遺物の一である

日・蘭貿易の開始 (二二六九年)

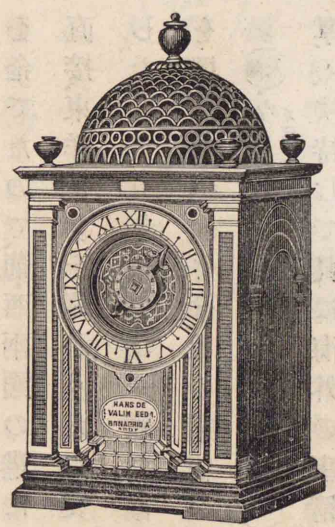
を企てたので、葡西兩國の港に入ることが出來ず、新興の勢に乗じて直接、東洋貿易を開かうとし、文祿四年、始めて東洋探檢の船隊を派遣した。慶長五年、一艘の蘭船が豊後に漂着したので、家康はこれを堺浦に廻航させ、その乗組員ヤン・ヨーステン(蘭)・ウリヤム・アダムス(英人)を江戸に招き、厚く扶持して具に海外の事情を問うた。そして、家康はいよいよ、外國貿易の利益あることを知つたから、慶長十四年、蘭國が國書を送つて通商を請ふと、これを快諾して朱印の許可狀を與へ、平戸に商館を建てることを許した。次に、英國は蘭國よりも先に、東洋貿易に従事したが、主として印度南洋方面に活動してゐたので、その我が國に來たのは、蘭國より少し後れた。即ち慶長十八年、その使節が國王ジェームス一世の國書を呈して通商を求めたのであ



日・英貿易の開
始（二二七三年）
英國人の退去

家康の積極的對
外貿易政策
呂宋との關係

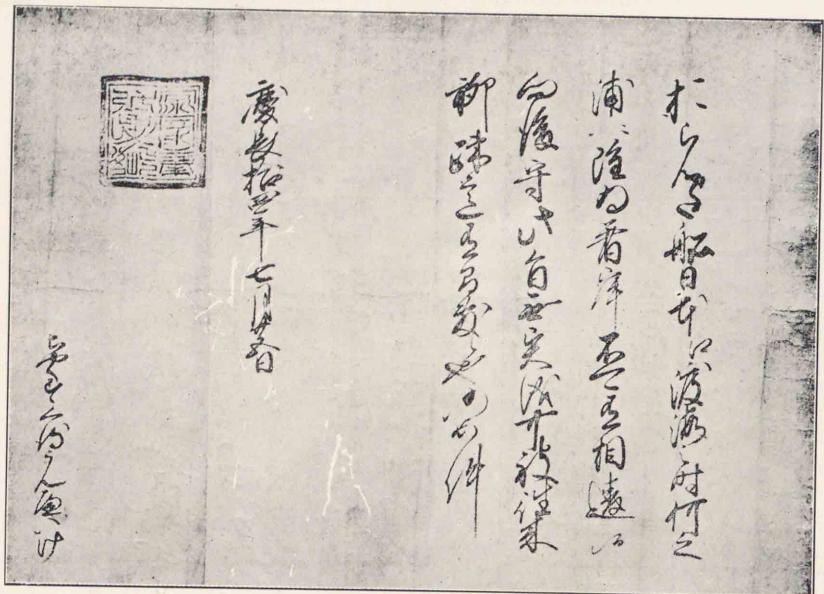
久能山東照宮
の所藏であ
る（西曆一五八
一年）マドリ
ド製の銘
リドあるから
が、西班牙人
が西に進出
したものであ
らう



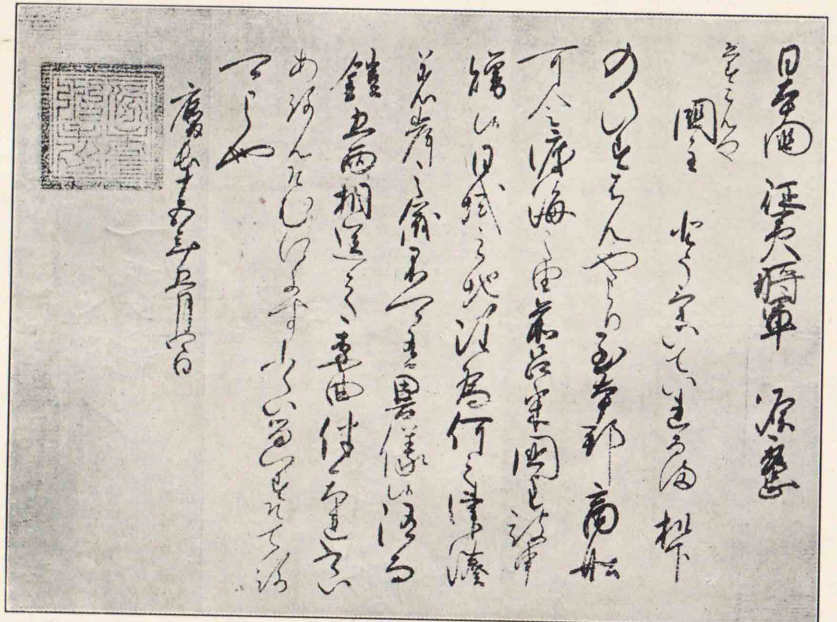
る。家康はこれにも朱印状を與へて、平戸を互市場とし、蘭人と同じく貿易を許した。然るに、英國人は蘭國人との烈しい競争に堪へかね、元和の末に、その商館を閉ぢて我が國から退去したから、我が國に於ける商利は、専ら蘭國人の占める所となつた。蘭國人はまた、その勢に乗じて一時、臺灣を占領したこともあつた。

曰 通商を許す

六 貿易振興の計畫 かく、家康は外國の求めに應じて通商を許したが、また積極的に、外國に向つて、修好通商の要求をもしたのであつた。即ち朝鮮や明との交渉は、既に述べた通りであるが、また、西國の宣教師について南洋の事情を聞き、通商を開かうと思つて呂宋の大守へ國書を送つたこともあつた。殊にノビスパンヤ（メキ）との貿易を望み、呂宋の大守が、ノビスパンヤを経て歸國する便に託し、西國の宣教師を使として、田中勝助



印朱康家の可許海渡船蘭和



印朱忠秀の可許海渡船ヤニバスビノ
行發所纂編料史學大國帝京東
載轉寫復リヨ料史本日大ノ

野々松の商書
伊達政宗

慶長十四年(西紀一六〇九年)七月二十
五日家康が和蘭國王に通商を許した朱
印状である。原本は和蘭國海牙文書館
に所蔵し、その寫は大日本史料第十二
編之六に登載してある。

この文書は、慶長十五年(西紀一六一〇
年)五月四日秀忠が西班牙宰相ドゲ
デールン(Duque de Lerma)に書を
與へ、前呂宋太守ドン・ロドリゴ・デ
||ビバーロ(Don Rodrigo de Vivero)
が我國へ依頼して來た旨に従ひ、ノビ
スバニヤより日本に至る商船は、日本
の何れの澳へ着岸しても差支はないと
いふ朱印状である。秀忠は伴天連フラ
イ・アロンソ・ムニョス(Fray Alonso
Munoz)及びフライ・ルイス・ソテロ
(Fray Luis Sotelo)を使ひて之を遣
はしたが、ソテロ等は此時遂に赴か
なかつたといふ。原本は西班牙國セビ
ーヤ市印度文書館に蔵し、その寫は大
日本史料第十二編之七に登載してある。

獨眼流
謁見

貿易の商
刀劍漆器、時繪屏風、金、銀、銅

伊達政宗

メキシコとの通
商要請
(二二七〇年)

伊達政宗の遣使

國民の海外渡航

日本町の建設

商船の發達—御
朱印船

(京都)等をつけ、家康・秀忠父子の國書を持たせ、遂に太平洋を横ぎつ
て通商を求めさせたが、不幸にも天主教の禁止が妨げとなつて實現
を見なかつた。ついで、伊達政宗は家康の旨を承け、慶長十八年、その臣
支倉常長(衛門)をしてノビスパンヤを経て、西國及びローマに赴かせ
た。常長は西國に到つて國王フィリップ三世に謁し、ノビスパンヤとの通
商を議したが、やはり天主教の禁止に禍されて成功しなかつたのは、
遺憾なことであつた。

七 南洋貿易の發展 前代から、海外渡航に熱心であつた我が國民は、
家康の奨励によつて一層盛んに發展し、高砂(臺灣)、澳門、呂宋、安南、占城(暹羅)
那、柬埔寨、暹羅、瓜哇、麻六甲(馬來)等に航して通商を營むものが多くな
つた。中には、永くその地に居住して日本町を建てた所さへあつた。當
時の商船は帆檣が三本もあるなか、發達した大船であり、これを
有つた商人・寺院・大名(加藤・島津・細川)等は、何れも幕府から貿易免許の朱
印状をもらひ受けて貿易に従事してゐた。京都の角倉了以、茶屋四郎

主な貿易商人及び商品

海外雄飛者

次郎・大阪の末吉孫左衛門、長崎の末次平藏、堺の納屋助左衛門は、最も有名な貿易商であり、その商品は、主に織物、毛皮、麝香、香料、象牙、砂糖、唐木等を輸入し、刀、劔、漆器、時繪、屏風、金、銀、銅等を輸出してゐた。

八 國民の意氣 外國交通の盛んなるにつれて、海外雄飛の壯志を抱くものも少くなかつた。中にも、元和の頃、山田長政は、暹羅に赴き、その國王を助けて内亂を鎮め、寛永の頃、濱田彌兵衛は、天野屋太郎左衛門(加藤家の用達)と共に、臺灣に渡り、末次船を齎した蘭人を懲らして大に我が意氣を示した。また、天竺徳兵衛の如く、遠く印度に往つてその内地を探検したのもあれば、松倉重政(島原藩主)の如く、手兵を以て呂宋を征討せんことを幕府に願出たものもあり、當時、冒險進取の氣風が、いかに我が國民の間に横溢してゐたかが察しられる。

第十五章 江戸時代の外交(その二)

●天主教の禁止 さきに、秀吉が厳しく禁じた天主教は、家康の時に、

家康の方針

蘭人の葡・西兩國人排斥

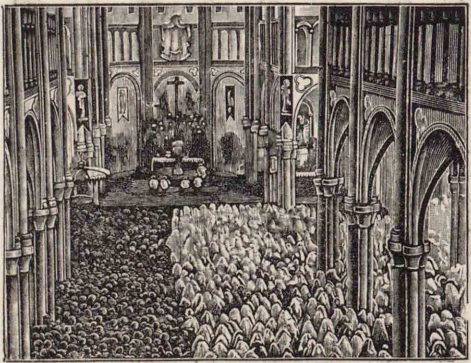
天主堂の現状

長崎市外の浦上にある

宣教師の行動

家康の禁教 (二二七二年)

再び盛んとなつて來た。それは、家康も秀吉に倣つて天主教を禁止したが、しかし、貿易獎勵の關係上、その取扱を稍寛大にしたからである。當時、蘭人は我が國の貿易を獨占せんとする野心を抱いてゐたので、嘗に葡・西兩國人と貿易上に相反目したのみならず、また、西國人等の天主教布教は、國土を侵略する手段であると、幕府に警告した。實際宣教師の中には、行動の不謹慎なものが居り、また外國では、布教によつて領土を侵略した例も少くなかつたのである。ここに於て、家康は種々調査して、益、天主教を危険なものと認め、慶長十七年(將軍秀忠の時)には、幕府直轄地に、翌年には全國一般に、天主教禁制の令を發し、またその翌年には、改宗を肯んぜざるものを海外に放逐してその禁令を勵行した。彼の有馬晴信(肥前の原、日野、江兩城主)が封を除かれ、高山長房(高槻城主)等が澳門に放逐されたの



鎖國政策の断行と島 海外渡航の禁

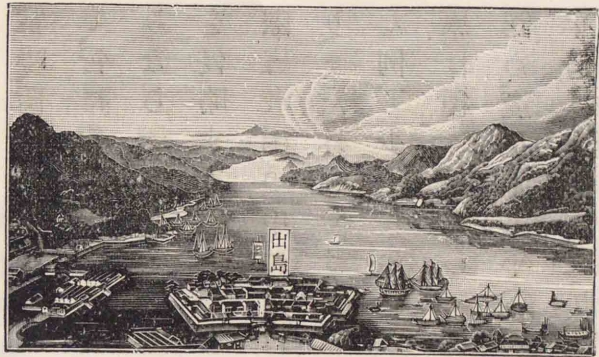
貿易の認許

長崎港の景

ヒルト氏の「日本」による。中央にあるのが出島である。

禁教の不徹底

家光の禁教、海外渡航禁止 (二二九三年)



は、この前後のことであつた。しかし、幕府はやはり、宗教と貿易を分離して、貿易だけはこれを奨励し、天主教に關係のない蘭英兩國人の來航を歓迎し、葡西兩國人でも、單に貿易を目的とする小商船の來航を許した。すると、宣教師の商人に扮して竊に入國するものもあれば、國民で密に信仰するものもあつて、どうしても、天主教禁制の目的を達することが出来なかつた。ここに於て、將軍家光は、天主教を根絶するには、内外の交通を制限する外に道はないと決心し、寛永十年、御朱印船以外の海外渡航を禁じ、また同十三年には、遂に國民が海外に渡航することが出来なかつた。ここに於て、將軍家光は、天主教を根絶する外に道はないと決心し、寛永十年、御朱印船以外の海外渡航を禁じ、また同十三年には、遂に國民が海外に渡航することが出来なかつた。ここに於て、將軍家光は、天主教を根絶する外に道はないと決心し、寛永十年、御朱印船以外の海外渡航を禁じ、また同十三年には、遂に國民が海外に渡航することが出来なかつた。

禁教の勵行

踏繪

東京帝室博物館所藏の實物による。右は木製にして左は眞鍮製なり。

島原の亂

鎖國政策の確立

く阻止されるに至つた。

鎖國政策の断行 かくて、幕府は長崎港内に出島を築き、ここに葡國の商人を移して天主教の傳播を防ぐと共に、天主教の宣教師を厳しく壓迫し、また改宗しない教徒は、容赦なく火炙、磔等の見てもなか、残酷な嚴刑に處した。この結果、島原半島(長崎縣)及び天草島(熊本縣)の教徒は、堪へかねて寛永十四年、遂に益田時貞(天草四郎)を推して主となし、島原の亂を起したが、幕府は、板倉重昌、松平信綱を次々に遣はし、翌年、辛うじてこれを平げることが出来た。これから、幕府の禁令は一層峻厳となり、宗門改の制を設け、踏繪を行つて國民をして悉く佛教に歸依せしめ、蘭國人の外、一切西洋人の渡來を禁じて出島の葡國人を放逐し、同十八年には、蘭國人を平戸から出島に移して、ここにのみ居留を許し、以て、鎖國政策を断行した。



鎖國の結果

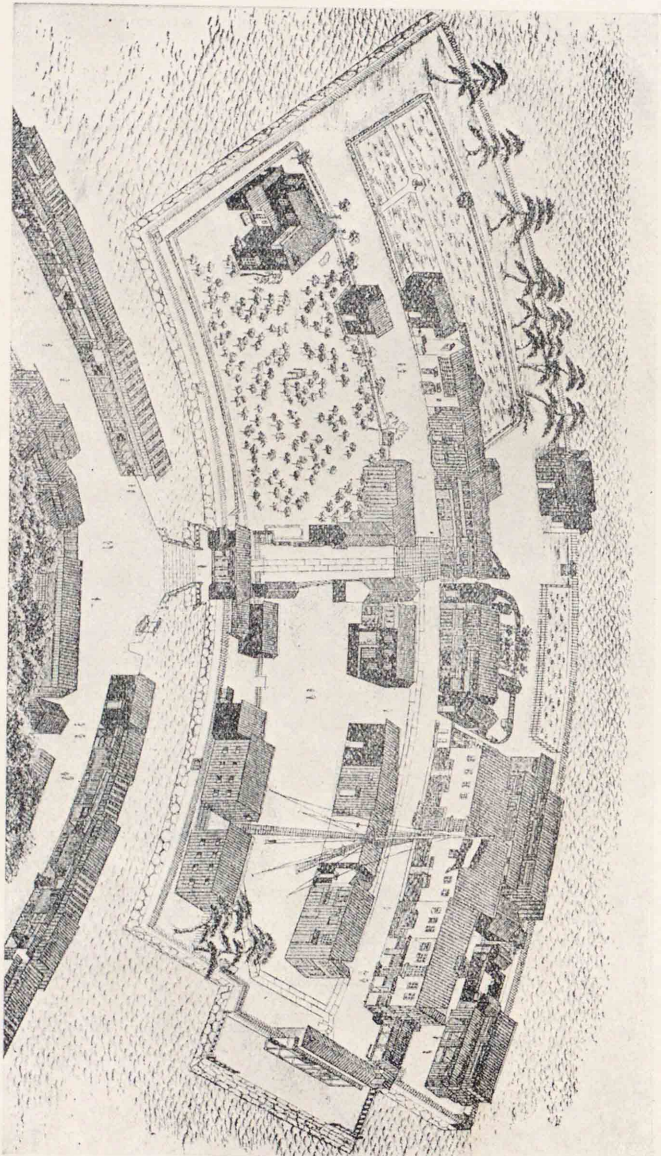
(一) 幕府の目的達成

(二) 利得

(三) 損失

④ 鎖國の得失 かくして幕府は漸く天主教禁絶の目的を達したが、しかしこれから凡そ二百年の間、清・蘭兩國船のほか、外國船の渡來が全く絶えたので、我が國民は、蘭國人によつて、僅に西洋の事情を傳聞するに過ぎなかつた。されば、我が國は鎖國の結果、外教の力を藉りて内亂を起すものもなくなつて、江戸時代三百年の太平を致し、また我が國風の文化が發達した利益はあるけれども、その反面には、殆ど全く世界文明の進運から落伍し、海外發展の好機を逸したことは、否むべからざる損失であつた。

國家の不幸 江戸幕府が鎖國政策をとつた頃、東洋や南洋などに於ける歐洲人の勢力は今日と比べると、まだく微弱なもので、我が國民が活動すべき舞臺は、なかく廣かつたのである。しかも、わが國民は内に伸ぶべき餘地がなかつたので、外に伸びようとし、活氣は横溢し、大船・巨船は盛んに出來るといふ勢であつた。もし幕府が適宜の獎勵・鼓舞をしたら、我が國民活躍の結果は、著大なものがあつたであらう。然るに、幕府はキリスト教禁絶の爲に、鎖國令を布いたので、外はその後、百年位の間、多くは歐洲人の分領する所となり、内は國民の志氣が銷沈して、太平の惰眠を貪ることとなつた。かくて、我が國が幕末・維新から、開國・進取の國策をたてて世界の舞臺に乘出した時は、もう遅かつたのである。即ち到る處、歐洲人の勢力に壓倒せられたので、その影響は今日に及び、今や内に經濟界の不況があるのに、外は排日



歌屋タツラノ島の出

出島のオランダ屋敷は、總坪數三千九百六十餘坪で、その形は宛も柄のない扇に似てゐる。全島の周圍には數尺の板塀を設け、その上に二重の忍返しのびかへを造り、構内には長崎奉行所派出官吏及び通詞の詰所、オランダ人の住宅、倉庫、公園等を設け、正面には門を建て、番所を置いて警衛を嚴にし、オランダ人の無斷外出を止め、奉行所の特許證を有たない商人の出入を禁じた。鎖國以後、オランダの貿易は振はなかつたといへ、海外の事情が朦げながらも、ここから窺ひ知られ、後に幕末の開國、維新の文明の種子が、ここから散布された點から見れば、出島の史的價値は頗る著大なものと謂ふべきである。

清・蘭兩國人の
長崎入港

長崎會所

貿易額の制限

⑤ 鎖國時代の貿易 鎖國後の外國貿易

易は、對馬人が朝鮮へ渡つて行ふ外は、

の聲に脅かされることが多く、國家の前途は、樂觀を許さないものがあるやうである。

清・蘭兩國人が長崎に來て貿易するのみであつた。それも、蘭國人には毎年一回の入港を許し、支那人には、元祿元年から船數を制限し、且つ唐人屋敷を設け、そこに居住して貿易させたのである。ついで、幕府は長崎會所ナカサキカイシヨを設けて兩國との貿易事務を掌らせた。この頃の貿易は、爲替貿易でなく、直接、金・銀貨で行はれたので、正貨の流出が多く、動もすれば、幕府の財政が困難となつた。そこで、將軍家繼の時には、新井白石の建議によつて、一年の貿易額を制限し、清人には船三十艘、銀六千貫、蘭人には船二艘、銀三千貫と定めて正貨の流出を防いだ。將軍家齊の時には、一層これを縮小（清船十艘、蘭船一艘）してしまつた。

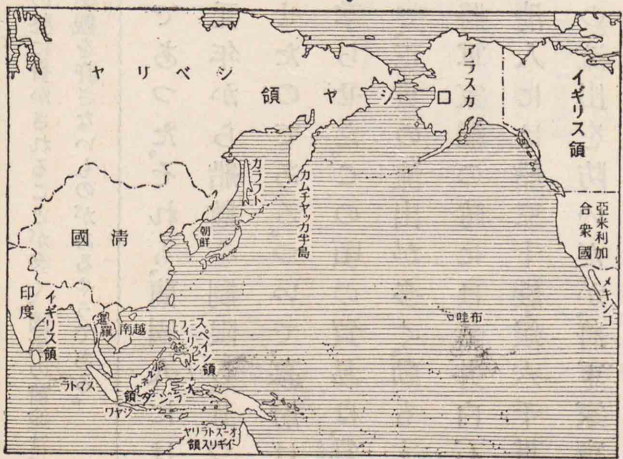
第十六章 江戸時代の外交 (その三)

世界形勢の一變

歐米新興國の勢力略圖

英・露兩國の東進

●世界の形勢 江戸幕府が鎖國政策を確立してから、我が國民は安らかに桃源の夢を貪つてゐた。然るに、寛永の鎖國から寛政の初までは、凡そ百五十年位経つて居るが、その間に、世界の形勢は一變してしまつた。即ち西洋に於ては、西葡兩國は早く衰へ、ついで、蘭國もまた、勢を失うて、その植民貿易の業が振はなくなつた。これに代つて、英・佛・露の三國が勃興し、米國もまた、獨立を遂げ、何れも相競うて、その勢力を東洋に擴張せんとするに至つた。中にも、英國は佛國を壓して、印度經營に成功し、更にその手を支那に伸ばし、露國は、シベリヤ一



帯の地を占領して益、東進の勢を示し、かくて、英國は南から、露國は北から我が國に迫らうとする形勢であり、その船艦が我が近海に出没するやうになつた。

●露國人の東侵 露國は早くも、我が天正年間(織田信長の時)から、シベリヤ

侵略を始めて着々、東侵の歩を進め、將軍綱吉の時に、ペートル大帝は、

清國の康熙帝(聖祖)と尼布楚條約を結んで、兩國の境界を定め、またカムチャツカ半島をその領土とした。

その後、女帝カザリン二世は、更に東方經營に力を

注ぎ、その國人をして千島列島を侵略して國後島

に到らせ、また、イルクツク(リヤベ)に日本語學校を立

てて我が國を侵略する機會を窺つてゐた。幕府は

北邊の警報に接するや、天明五年(將軍家、吏を遣は

國後島から擇捉島に渡り、露國人を追拂つて歸つた。

露國のシベリヤ侵略

カザリン二世の野心

蝦夷人が海歌を捕獲する圖

林子平が著した三國通覽圖説に描かれてある

北邊の警報―最上徳内等の巡檢



して蝦夷地を巡檢させたが、一行中の最上徳内は、なかくの人物で、

林子平の卓見

露國使節の來航
(二四五二年)

最上徳内・近藤
重藏の巡檢

伊能忠敬・高田
屋嘉兵衛の活動

●北邊の警備 この頃まで、我が國では、幕府も國民も、未だ太平の夢が覺めてゐなかつた。獨り林子平(直友)が海外の事情に通じ、海國兵談(三國通覽等)の書を著はして海防の急務なことを説くと、幕府は却つて妄言、世を惑はすものであるとして、寛政四年に、これを罰した程であつた。然るに、皮肉にも、同年の秋に、露國の使節ラクスマンが我が漂流民を送つて根室(北海道)に來て通商を求めた。これが寛永の鎖國後、外國が公に通商を求めて來た始である。幕府は恰も眉毛に火の附いたやうに驚いたが、兎に角、石川忠房(目等)をやつて松前(福山)で應接させ、これに國禁の旨を告げ、且つ互市のことは、長崎で交渉するやう諭して立去らせた。これから、幕府は急に海防に注意し始めたが、露國人の南下するものが、次第に増加したので、寛政十年、最上徳内・近藤重藏(守重)等をして蝦夷地を巡檢させた。重藏は擇捉島に渡り、露國人の建てた標柱を抜きすてて我が領土たることを明かにした。ついで伊能忠敬に蝦夷地を測量させ、高田屋嘉兵衛(幕府の御用船長)に命じて擇捉島に漁場を開

露國使節レザノ
フの來航
(二四六四年)

露國人の來寇
その原因

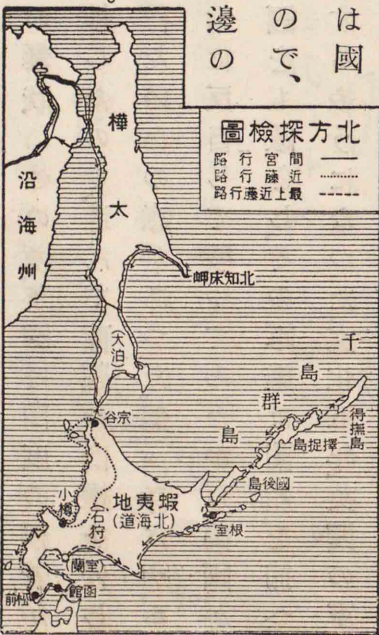
幕府の警備

間宮林藏の探檢

かせ、また、松前氏から東蝦夷の地を收め、函館奉行を置いてこれを治めさせ、以て北方の警備、開拓に力めた。

●露國人の入寇 その後、文化元年に至り、露國の使節レザノフは、アレキサンドル一世帝の命を受け、前約に従つて長崎に來航し、國書を呈して再び通商を請うた。幕府は國禁の故を以て、これを拒絶したので、レザノフ一行は、怒つて我が北邊の形勢を探り、且つカムチャツカ在留の露國人を嗾して歸國した。

これから、露國人は、度々樺太、擇捉、利尻島等に來寇し、警報は頻々として江戸に到着した。ここに於て、同四年、幕府は西蝦夷地をも收めて幕府の直轄地とし、函館奉行を廢して松前奉行を置き、また堀田正敦(若年寄)等をして蝦夷地を巡視させ、翌年に至つて仙臺、會津の二藩に蝦夷地の警備を命じ、更に間宮林藏



高田屋嘉兵衛



英艦出沒の原因

英艦の長崎闖入
(二四六八年)

(倫宗)をして樺太を探検させた。林藏は樺太の島嶼であることを確め、また海を渡つて露領沿海州地方の事情をも踏査して歸つた。かくて同十年、高田屋嘉兵衛の斡旋によつて、露國人の入寇が止んだので、北邊は漸く無事となつた。

⑤英艦の暴状 この頃、英國は印度の經營が漸く進捗したので、進んで蘭國の商權を侵し優勢を得たいとの意があつた。偶、西洋にナポレオン戦争が起り、英佛兩國は、常に反目して戦つてゐたから、蘭國に併せられると、英國は蘭國をも敵とし、その軍艦は蘭船を捕へようとして、我が近海にも出沒するやうになつた。文化五年、英國の軍艦フートン號が蘭國旗を掲げ、突然、長崎港に闖入して、蘭國人を捕へ且つ薪水、食料等を強要して立去つた。長崎奉行松平康英は、これを撃たんとしたが、機を失して果さず、憤慨のあまり、自刃して罪を幕府に謝した。その後も、英船の我が近海に來るものが益、多く、中には、上陸し

攘夷論の起原—
文政の外船擊攘
令(二四八五年)

高野 長 英

蘭學者の開港論



第十七章

江戸時代の外交 (その四)

て掠奪を恣にしたものもあつた。そこで、我が國民も、漸く太平の夢から覺めて、外國人の暴狀を憤り、ここに始めて攘夷論を唱へるものが現はれたが、仁孝天皇の文政八年、幕府も斷然、意を決して外國船擊攘の命令を沿海の諸藩に下すに至つた。

①鎖國政策の困難

外國船擊攘の命令は、世界の氣勢に逆行する拙策であつた。しかし、我が士人は、未ださういふことに氣が附かなかつたので、米國船モリソン號が、我が漂流民を送還して來たのにさへ、砲撃を加へて寄附けなかつた。蘭學者は一切にこれを心配し、特に渡邊崋山、高野長英等の如きは、それ〴〵書を著はして攘夷の無謀を論じたけれども、幕府は却つてこれを嚴罰に處した。然るに、その後、阿片戦争が開かれ、清國が

天保緩和令
(二五〇二年)
和蘭の勸告

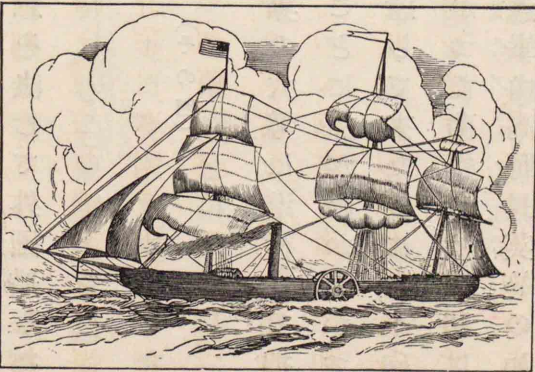
英國と戦つて連りに敗れた噂があると、流石に幕府も悟る所があつて天保十三年、さきの撃攘の令をゆるめた。程なく、蘭國王ウィリアム二世(二五〇二年)は、特使を派遣して汽船の發明されたことを告げ、世界の大事を説いて開港を勧めたけれども、幕府はなほ祖法(二五〇四年)を變ずることが出来ぬといつて、これに従はなかつた。

始めて大西洋を
横斷した汽船

米船來航の必要

●米國使節の來朝 北米合衆國は、我が天明

三年に、獨立を遂げてから、國運が發展し、次第(二四四三年)に領土を西に擴張して太平洋沿岸に達した。その頃、北太平洋は、捕鯨業が盛んであつたので、米國の船も、我が近海に出沒するやうになり、従つて、米國は薪水食料の補給及び難船救助の爲に、我が國の港を開かせることを痛感した。そこで、弘化三年、同國水師提督ビッドル(二五〇六年)は、軍艦二隻を率ゐ、浦賀(神奈川縣浦賀町)に來て開港通商を



ビッドルの來航
(二五〇六年)

米國使節ペリーの來朝

(二五三三年)

(一)ペリーの決

(二)ペリーの航

(三)浦賀來航

(四)幕府の處置

幕府の失策

請うたが、幕府はこれを許さなかつた。間もなく、カリフォルニア(California)に金山が発見され、太平洋の航海が益々盛んとなつたから、米國は水師提督ペリーを、再び我が國に派遣して、開港を談判させることにした。この時、ペリーは固く決心をし、已むを得ない時は、一、二の港灣を占領すべき旨を大統領フルモア(Fillmore)に上申し、嘉永五年に本國を出帆した。かくて、翌六年春、香港(Hankow)に着いて艦隊を整へ、まづ、那覇(Naha)に入港し、ついで、小笠原島(Ogasawara)を探検して他日、占領する時の準備をし、その年の六月、船艦四隻を率ゐて浦賀に來り、兵威を示しつゝ、國書を齎して和親通商を求めた。幕府はその威風に壓せられて拒みかね、浦賀奉行(ウラガ)の氏(ウラガ)をして、久里濱(ウラハ)に會見させ、その國書を受けて、明年、確答すべき旨を約束し、一先づペリーを立去らせた。そして、幕府は狼狽のあまり、國政專斷の慣例を破つて、これを朝廷に奏上し、また開港の可否を諸大名に諮詢したが、議論が區々で、何等決する所はなかつた。

●和親條約の締結

かゝる混雜の間に、將軍家慶が病を以て薨じ、世

露國使節プチャ
ーチンの來朝
(二五一年)

ペリーの再來
(二五一年)

神奈川條約

世論の沸騰—幕
府の國防準備

子家定が後を嗣いだ。ところが翌七月に、露國の使節プチャ
ーチン Pontahine (中將) が長崎に来て通商を請ひ、且つ千島樺太に於ける境界を定めんことを要求した。幕府は東ワシキ川路政憲ワシキを遣はして俄に應じ難き旨を諭し、翌七年(安政)正月に至つて、漸くこれを退去させた。しかし、幕府に一息の休をも與へず、數日の後、ペリーは船艦七隻後に九隻となるを率ゐて、約束通り再び浦賀に來航し、進んで神奈川灣カガワに投錨して前年の確答を求めた。この時、幕府は未だ方針が決定して居らなかつたけれども、ペリーの態度が強硬なので、已むことを得ず、同三月、和親條約を結び、下田シモタ (靜岡縣) 函館道北海の二港を開いて食料・薪水を給することを許した。但し通商のことは、祖法の嚴禁する所である旨を諭して許可しなかつた。世にこれを神奈川條約といふ。ついで、幕府は英・露・蘭の三國とも、それ〴〵その要求を容れて、ほぼ同様の和親條約を結んだ。

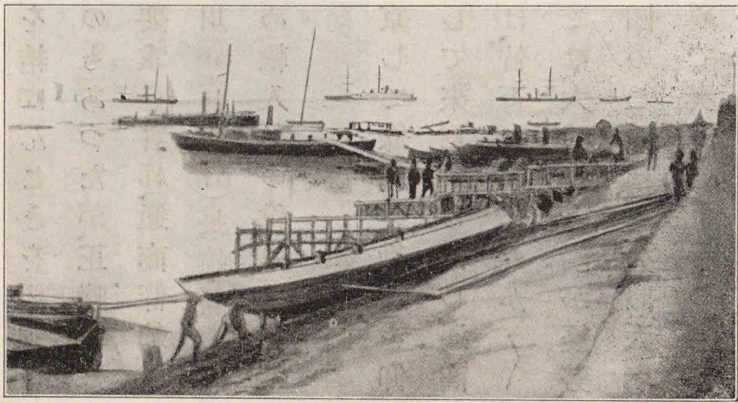
④ 通商條約の締結 幕府が恣に和親條約を締結したことは、さきに、開港の可否を諸侯に諮問した關係から、勢ひ世論の沸騰を免れるこ

ハリスの來朝
(二五一年)

開港當時の
横濱波戸場

ハリスの行動

とが出来なかつた。殊に徳川齊昭オアキ (前水戸藩主) は烈しく幕府の處置に反對したので、諸侯・志士の、これに和するものが多かつたが、幕府もまた、安んぜざる所があり、砲臺を築き、大砲を造りなとして、着々、國防及び軍備の充實を圖つた。かかる所へ、米國は和親條約に満足せず、更に通商條約をも結ばんことを希望して、總領事ハリスを派遣した。安政三年(七月)、ハリスは下田シモタに來着し、將軍に謁見して國書を捧呈したいと申込んだ。これは、容易ならぬことで、幕府には反對論が多かつたけれども、ハリスの態度が強硬であり、且つ一年ばかりも、根氣よく、その主張を枉げないので、老中堀田正睦マサキ (佐倉藩主) は、遂にその入城を許した。そこで、翌四年(十月)、ハリスは江戸城において、將軍家定に謁して國書を呈



通商條約草案の
議定

し、また、正陸に世界の大勢を説いて通商條約を結ばんことを要求した。この時、徳川齊昭を始め開港に反対するものもあつたが、正陸はもはや時勢が已むを得ないと思つて、ハリスの要求を容れ、通商條約の草案十四箇條を議し、下田・函館のほかに神奈川(横)・兵庫(ヒヤウゴ)・長崎・新潟(ニハダ)の川開港(後の下)を閉ぢることを開き、在留米人の治外法権を認め、輸入品の税率等を定めた。

堀田正陸の上京

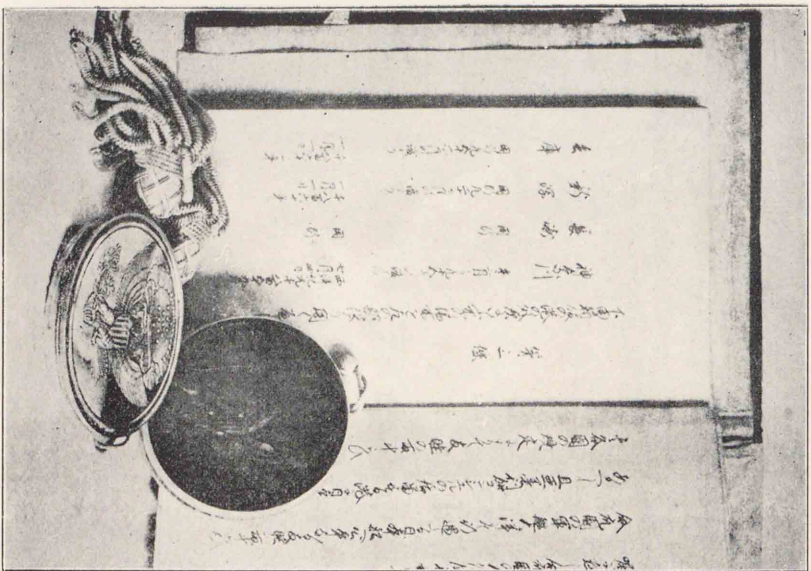
五 通商條約の調印 翌五年(一)、正陸は自ら上京して條約の勅許を仰ぎ奉つた。當時、頑冥な攘夷論者は、次第に減少して來たが、しかし、通商



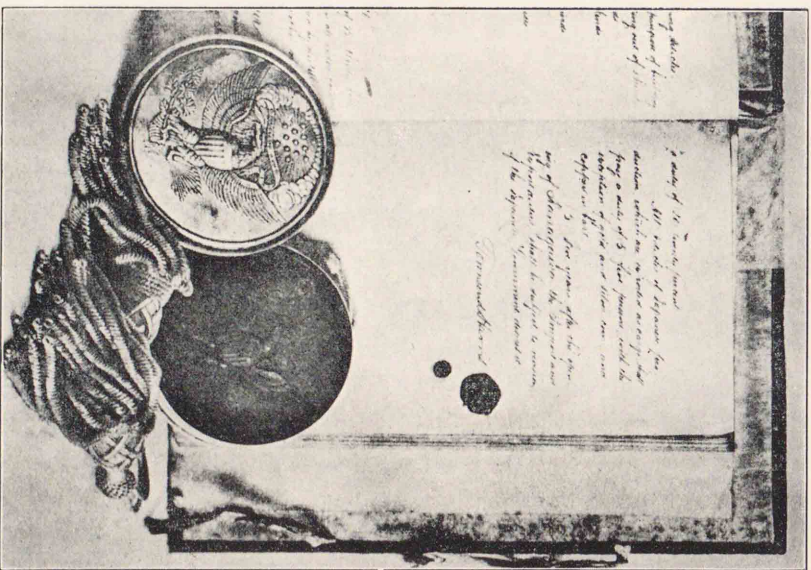
井伊直弼銅像
横濱市掃部山
にある

正陸の困窮

の可否に就いては、賛否の論がなかく喧しかつた。朝廷では、大體攘夷論が優勢であつたので、開國のことは、十分諸大名と熟議した上、改めて奏聞せよとの御沙汰があつて、容易にお許しがなかつた。正陸は已むを得ず、空しく江戸に歸つたものの、朝廷とハリスの間に、板



文和約條商通好修米・日印調日九十月六年五政安



文英約條商通好修米・日印調日九十月六年五政安

安政五年六月十九日、神奈川にて我が全權井上信濃守岩瀬肥後守と亞米利加合衆國使節ハリスとの間に調印したもので、和文と英文との兩様である。この條約は、萬延元年四月三日亞米利加合衆國華盛頓にて交換し、通商條約中で最古のものである。(原本は外務省の所藏)

井伊直弼の登用

直弼の假條約調印 (二五二八年)

假條約の批准交換—幕府の困窮

假條約の勅許 (二五二五年)

ばさみの窮境に陥つて苦しみ、僅にハリスを宥めて條約調印を延期させた。その際、井伊直弼(オホスズ)が大老に擧げられた。直弼は夙に開港論者であり、また果斷な人物であつた。偶、英佛二國が、清國と戦つて北京を陥れたから(東洋史のいはゆる英佛の北清侵伐)、勢に乗じて兵力を以て、我が國にも通商を強請するだらうといふ風説がとりくであつた。ここに於て、直弼はもはや、猶豫が出来ないと決心をし、勅許を待たずして、急いで調印してしまつた(同年六月)。世にこれを安政の假條約といふ。ついで、蘭露英佛四國とも、ほぼ米國と同様の條約を締結調印したのである。

⑥ 假條約の勅許 萬延元年、幕府は外國奉行新見正興等(ワシントン)を米國ワシントン(府首)に派遣して假條約の批准交換をなさしめたが、然し、國內に於ては、未だ勅許がないのみならず、攘夷論者の猛烈な反對に遇うて、條約の全部を實行することが出来ず、頗る困つてしまつた。然るに、その後、將軍家茂は、外國の要求に苦しんで、頻りに勅許を哀願し奉つたので、朝廷も世界の**大勢**を察せられ、慶應元年(二五二五年)に至つて、遂に兵庫港を

我が國の幸運

除く外の開港をお許しになり、ついで、同三年、兵庫の開港をもお許しになつた。かくて、可なり紛糾を極めた開港問題が、ただ英、米、佛、蘭四國聯合艦隊の下、關砲撃や英國艦隊の鹿兒島攻撃のあつたほか、外國の侵略的干戈を受けることもなく、比較的平和の間に、ここに一段落を告げ、我が國が世界の競争場裡に立つことが出來たのは、實に幸運といふべきである。

第十八章 江戸時代に於ける諸藩の治績

大名の稱

大名の政治

●諸大名 江戸時代には、いはゆる三百(概數)の大名が居つた。大名とは、將軍から一萬石以上の封地を受けたものの稱である。而して、領内の政治に關しては、幕府から自治を任せられてあつたから、大小に應じて、それ／＼幕府の職制を縮小したやうな組織を有し、家老、年寄、用人、物頭等の諸職を置いて自ら文武の大權を握つてゐた。これ等の大名の中には、前田(金澤、百餘萬石)・島津(麻兒島、七十餘萬石)・伊達(仙臺、六十餘萬石)等の如き、領地も廣く、勢

大名の治績

力の盛んなものもあつたが、また僅に、一、二萬石を領する小大名も少くなかつた。江戸時代三百年の間には、固より大に治績を挙げたものもあれば、可もなく不可もないものもあり、また、大きな不始末をして御家騒動さへ惹起したやうなものもあるが、以下、治績の最も顯著な大名の藩治に就いて、その概要を記すことにする。

光政の轉補

光政の善行

光政の政治

●池田光政 江戸時代初期の大名としては、まづ、池田光政を挙げねばならぬ。光政は輝政(テラ)の孫で、元和二年、父(隆利)の封を襲いで播磨を領したが、翌年、鳥取(鳥取)に轉補され、同九年、再び轉補して岡山(岡山)に移つた。光政は夙に儒學を尊び、元且には、毎年忠孝の文字を掲げてこれを拜し、且つ自筆の孝經(カウキキヤウ)を讀初(ヨミハジメ)とすることを慣例とした。また中江藤樹(ナカエトウジツ)の學徳を慕ひ、參勤交代の途次に、大津(大津)を過ぐるや、これを迎へて講義を聞くのが恒であり、その門人熊澤蕃山(クマザバシヤン)を召して國政を委任するに至つた。光政は身を以て下を率ゐ、勤儉、尙武の風を奨勵し、水利を興して新田を拓き、社倉の法を設けて飢饉に備へ、また學校を設

けて學問を奨励し、善行者を表彰しなどしたから、教化が大に行はれて、その藩治は、天下の均しく賞揚する所となつた。

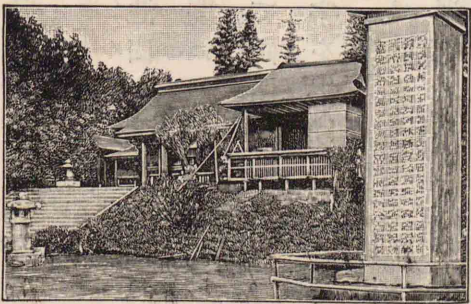
●保科正之 正之は將軍秀忠の第三子で、夙に保科家に養はれたが、幼少の頃から頗る聰明であり、武藝にも通じ、讀書をも好んでゐた。將軍家光(正之の兄)の時、會津(若松市三)に

封ぜられるに及び、貢租を減じて人民の負擔を軽くし、米穀を貯へて凶年に傳へ、残酷な刑罰や火葬

等を禁じ、淫祠を毀ちなどして仁政を布き、また、山崎闇齋を聘して自らもその教を受け、大に文教を興したので、治績が頗る舉つた。將軍家綱の立つや

幼少であつたので、家光の遺言により、正之は出でてその輔佐役となり、老中の上に立つて天下の政を聴くことが、殆ど十年、その幕政に盡した功績もまた、甚大なものであつた。

●德川光圀 光圀は水戸頼房の子で、家康の孫であり、世に水戸黄門



正之の政治

土津神社

保科正之を祀り福島縣猪苗代町にある

幕政の輔佐

修史の事業

好學の主旨

藩治の功績

學徳の感化

と稱せられる。夙に學問に志して徳行が高かつた。十八歳の時、史記の伯夷傳を讀んで大に感激する所があり、これから修史に志し、後に、史局を小石川(東京市小石川區)の邸内に設け、學者を集めて編纂に従事させ、かくて出來たのが大日本史である。また、明の遺臣朱舜水(名は之豫)の學徳を景慕し、これを聘して賓師としたが、光圀の學問は、大義名分を明かにするものが主旨であつたから、湊川に楠公の碑を建てたのも、その意味であり、兄を越えて藩主となつたのを悔い、兄の子綱條を養嗣子として封を讓つたのも、それが爲であつた。その藩内を治めるや、専ら質素儉約を旨として士民を率ゐ、善行を旌表し、淫祠を廢毀して風俗を正し、漆を植ゑ、馬を養はせなどして、殖産を奨励したから、封内がよく治まつて、民が豊かであつた。かくて、光圀の學徳は、嘗に一世を風靡したのみならず、後々までも感化を及ぼし、水戸學とて、一種の學風も生じ、齊昭の如き名君も出づるに至つた。

●前田綱紀 綱紀は金澤百餘萬石の藩主で、利家の曾孫である。幼少

綱紀の政治

綱紀の政治

前田綱紀

前田侯爵家所
藏の畫像によ
る

書籍の蒐集

綱紀の善行

善行の蒐集



の頃から、孤兒となつたけれども、資性が伶俐で、身體も強健であり、殊に厳格な祖父(常利)に育成されたので、立派な人物となつた。十四歳の時から封を襲いで、在職六十九年の久しきに亙り、その間、士風を戒飭して武備を嚴にし、役料の制を設けて人材を登用し、農政に注意して租税を軽くし、貧民救助の法を設け、また、古書を検索して編輯を企て、學校を興して教育を盛んにするなど、熱心に藩治の道を講じた。殊に古書の搜索の如きは、神社佛閣は申すに及ばず、諸侯・公家・内裏等からも、これを借用して謄寫し、諸外國からも買求めたので、その藏書の珍貴にして夥しいことは、他に比類がなかつた。綱紀はまた、楠公の人と爲りを景慕し、嘗て楠公父子訣別の繪を狩野探幽(イウ)に描かせ、朱舜水をしてその讚を書かせたこともあれば、非人小屋(ヒニゴヤ)を造つて非人を收容し、これに教育を施し、仕事を授けたこともある。その地位が、

綱紀の韜晦

我が國第一の雄藩主であり、幕府の嫌疑を蒙り易いから、祖先來の遺風を承けて、常に韜晦に力めてゐたといふ。

六 細川重賢

この時代の中期以後に至つて、最も名聲を揚げたのは、

細川重賢と上杉治憲(ハシノリ)であつた。重賢は熊本の藩主で、國を治めること

が三十九年、その銀臺公(ギンダイ)といふのは、別邸が江戸芝の白金臺(シロガネ)にあつた

からである。襲職の初め、清廉の風を旨とし、下情の上達を圖るべきこ

とを令し、自ら率先して質素を行ひ、一般にも、これを奨勵した。かくて

養蠶や林業を勧め、製絲や織物を勵まして、産業の發達を圖ると共に、

學校を建てて文武を講じさせ、家祿の法を整へ、藩士の服制を定め、特

に法制を改正して刑罰を軽くしなどし、また平素、米穀を貯蓄させた

から、天明の飢饉にも、一人の餓死者がなかつた。されば、徳化が洽く行

はれ、人民もこれに懐き、農閑には、謝恩の宴を開いて殿様祭(トサマツリ)といふに

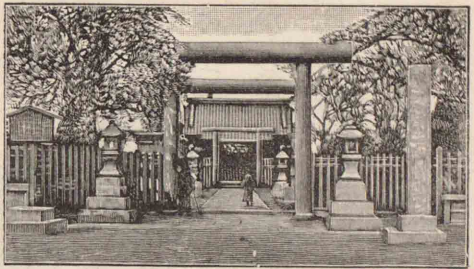
至つた。重賢の徳化が、かく、洽きに至つたのは、賢臣堀勝名(ホリカツナ)が輔

佐の宜しきに依る所が多いといふ。

徳化の普及一殿
様祭
堀勝名

治憲の善政

マツガハ
松岬神社
上杉治憲を祀り米澤市にある



治績の拔群—將軍の賞賜

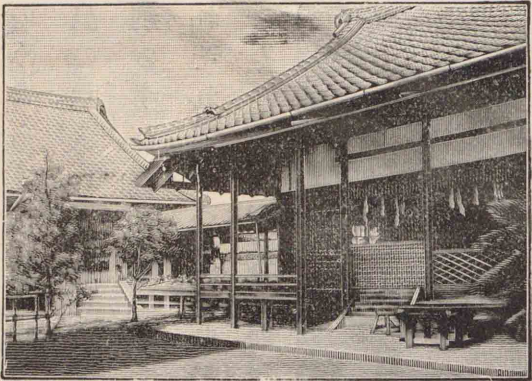
建てて教化が普及し、治績が拔群であつたから、遂に幕府の知る所となり、天明七年には、召されて將軍家齊から賞賜を受けた程であつた。されば、その善政の餘澤が今に残つて人民から非常の追慕を受けて居る。

第十九章 王政復古の由來(その一)

朝廷の御政治

王政復古運動の起る理由

水無瀬宮
後鳥羽・土御門天皇を祀り大阪府三島郡にある



●我が國體 我が國は天照大神の神勅に詔示し給へる如く、萬世一系の天皇が御親ら大政を知ろし召す國である。されば、神武天皇から安徳天皇に至るまで凡そ千八百五十年間は、朝廷の御政治であり、その間に、權臣が出て、度度政權を擅にしたことはあるけれども、政治の中心は、未だ嘗て皇室を離れなかつた。然るに、源賴朝が武家政治を創めると、鎌倉時代から江戸時代に至るまで凡そ六百八十年間は、建武中興と吉野時代を除くほか、政權が全く幕府に移つたので、たとひ、幕府の政治が時勢の必要に適したにせよ、それは、建國の大精神の容れない所であるから、自ら王政復古の運動の起るべきは當然なことである。

●王政復古の運動 最初、王政復古の運動に着手されたのは、後鳥羽

後鳥羽上皇の王政復古運動

承久の亂—その結果

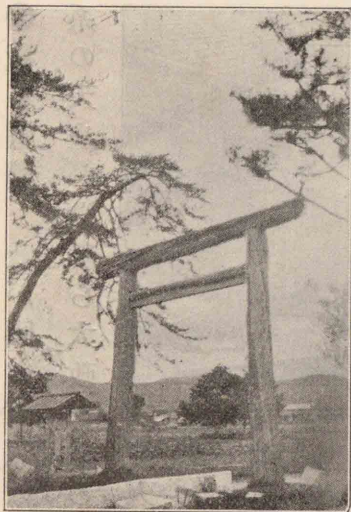
後醍醐天皇の王政復古運動

(一)正中の變

後醍醐天皇
行在所の址

岡山縣美作國
院庄に於ける
古址である

(二)元弘の亂



り、政權恢復の御志があらせられた後醍醐天皇(大覺寺統)は、再び王政復古の運動を起された。正中(シヤウヂユウ)の變には、北條氏が早く備へを立てたため、御失敗遊ばされ、ついで、元弘(ゲンコウ)の亂にもまた、御運開かせ給はず、悼はしくも隱岐(オキ)へ遷幸あ

上皇であらせられた。上皇はかねて、政權恢復の思召があらせられたので、その中に、源氏が滅びたから、政權は當然、朝廷に復るべきものと思召された。然るに、執權北條義時(ヨシトキ)が陪臣の身を以て、幕府を繼續したのみならず、權勢を振うて度々、上皇の御旨に背き奉つたから、仲恭天皇(ナカユキ)の承久三年(シヨウキウ)、遂に義時追討の院宣を下された(承久の亂)。しかし、時が未だ到らずして、官軍は脆くも敗れ、上皇は土御門順徳の二上皇と共に、それぞれ遠國へ遷され給ひ、却つて幕府の勢力を固くする結果となつた。その後、北條氏に、衰頹の兆が現はれると、かねて、北條氏の専恣を憤

(三)勤王軍の奮起—幕府の滅亡

(四)建武中興

足利尊氏

京都市守屋孝藏氏所藏の畫像による

足利尊氏の謀叛

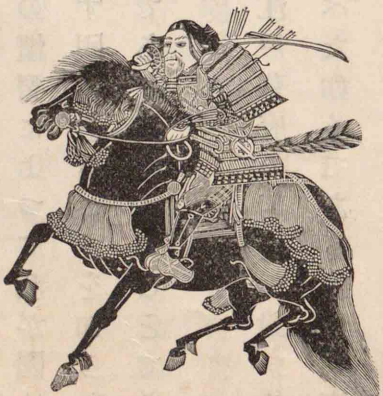
吉野の朝廷—その不振

後龜山天皇の還幸—武家政治の再現

(二〇五二年)

らせられた。しかし、人心は既に北條氏を離れてゐた。楠木正成を始め、勤王の諸將が諸國に奮起し、元弘三年、新田義貞(ニッタクヨシサダ)が遂に鎌倉幕府を滅ぼしてしまつたので、天皇は京都に還幸あらせられ、御親ら萬機をみそなはし、ここに始めて政權恢復の御志を遂げ給ふことが出來た。世にこれを建武の中興といふ。

●朝廷の衰微 しかし、王政の復古されたのは、僅に二年位に過ぎなかつた。折角の新政にも、種々の不平が起つたが、機を見て足利尊氏(カガクカウヂ)が謀叛を企てるに及んで、天下は鼎の如く沸騰した。天皇は吉野(ヨシノ)に遷幸せられて京都恢復をお圖りになり、御子孫もまた、天皇の御志を繼ぎ給ひ、勤王の諸將も皆、聖旨を奉じて只管忠勤を勵んだ。しかし、南風競はず、紀元二〇五二年(元中)、後龜山天皇が遂に京都に還幸あらせられたので、再び武家政治の代が現出した。これから明治維新に至るまで、武



朝廷の衰微

國民の政權に關する知識

幕府の朝廷に對する表裏

後 光 明 天 皇

京都泉涌寺所藏の御畫像による

後水尾天皇



家政治が續き、朝廷は次第に衰へて、室町時代の末世の如きは、殆ど想像も及びかねる程の衰微の極に陥り給うた。その間に、獻金などして勤王の志を表はした士人もあり、後に信長・秀吉等は一層尊王の精神を盡したけれども(第十三章參照)、江戸時代に至ると、幕府が朝廷に對する周到な政策と世人が武家政治に對する多年の慣習によつて、我が國は、萬世一系の天皇が、御親ら大政を知ろし召す國であることを知らないやうになつてしまつた。實に情なき次第であり、畏れ多いことであつた。

四 江戸幕府の僭越 江戸幕府の朝廷に對する政策は、第十三章に述べた如くである。即ち幕府は、表面には朝廷を尊崇したやうであるが、しかし、裏面では、巧妙な手段を以て、これを抑壓干渉し奉り、僭越な行を擅にしたこともあつた。されば、後水尾天皇は英明の君であらせられたので、

明 正 天 皇

後 光 明 天 皇

藤 原 惺 窩

東京帝國大學史料編纂掛所藏の模本による

家康の文教奨勵—その目的



家光の專横を憤り給ふや、『あし原や、しげらばしげれ、おのがまま、とても道ある世とは思はず』といふ意味深長な御詠を遊ばされて、御位を皇女ミヤウシヤウ明正天皇(時七歳)に譲らせられた。明正天皇は秀忠の女カメコ和子(東院門)の生み奉つた所で、女帝の御即位は、稱徳天皇以來、凡そ八百年の間、無かつたことであるから、これで、朝幕の消息が諒察されると同時に、また幕府專横の一端がうかがはれるわけである。その後、明正天皇は御位を皇弟ゴクワツミヤウ後光明天皇に譲り給うたが、後光明天皇もまた、天資英明におはし、銳意、皇威を張らうと遊ばされたが、不幸にして早く崩御になつた。

五 尊王論の起原 家康は早くから學問を好み、藤原惺窩やその門人林羅山等を召して、或は經書を講義させ、或は政治の要を問ひなどしたが、その愈、將軍となるや、天下は馬上で得ても、これを治めるには、文教に若くはないと考へ、益々學問

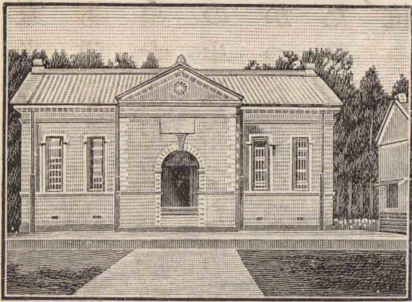
文教奨励の結果

學問と幕府滅亡の因果關係

彰考館

光圀が初め江戸に開いて大日本史の編纂を始めたが、後、水戸に移したもので、常磐神社境内に現存する

徳川光圀の首唱



を奨励した。けだし、家康は文教を盛んにし、戦國以來、永く續いた殺伐の氣を殺ぎ、子孫をして永く幕府を保持せしめたい目的であつたのである。然るに學問が復興して文教が旺盛となり、學者が續出するとその結果、(1)漢學者は儒學の感化によつて王(天即ち)を尊び、覇者(將即ち)を斥くべきことを説き、(2)國學者は古典・古史を究めて我が國體を明かにし、幕府の政治は、一時の變體であることを論じ、ここに端なくも、尊王論を喚起することとなつた。かやうにして學問をなし、事理に通ずるに及んで、次第に尊王の思想を起さしむるに至つたのである。

尊王論の由來 尊王論の首唱者としては、徳川光圀を推さなければならぬ。光圀は夙に大日本史を編纂し、大義名分を明かにして我が國體を明かにし、また、湊川に楠公の碑を建て、『嗚呼忠臣楠子之墓』と刻して國民に尊王の觀念を自覺させた。同じ

熊澤蕃山と山崎闇齋

楠木正成の墓

光圀の建てたもので、神戸市湊川神社境内にある

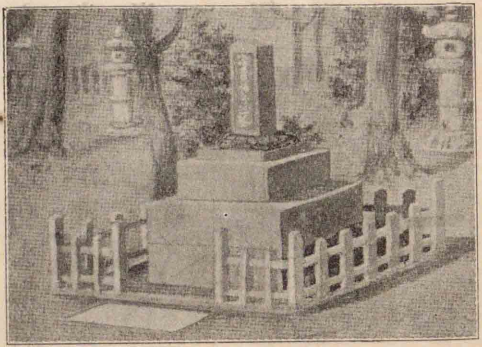
浅見綱齋と栗山潜鋒

山崎闇齋

竹内武部—尊王家の魁

山縣大貳と藤井右門

頃、熊澤蕃山はその著夜會記に『この國のあらん限りは、皇祖の御末を主君と仰ぎ奉るべき天理なり』と説き、山崎闇齋もまた、神道を究めて國體を重んじ、皇室を尊崇すべきことを論じた。ついで、闇齋の門人浅見綱齋は、靖獻遺言を著はして暗に天下の義氣を勵まし、光圀の儒臣栗山潜鋒は、保建大記を作つて尊王の精神を鼓吹するなど、尊王の論をなすものが



漸く起つて來た。しかし、未だ公然、起つて尊王の大義を主張した人は殆どなかつたが、將軍家治の時、竹内式部は、公卿の間に出入し、闇齋流の神道を講じて尊王の大義を力説し、ために幕吏に忌まれて追放された。これが實に尊王家の魁である。ついで、將軍家治の時、山縣大貳は江戸に居



つて、皇威の振はざるを慨ぎ、柳子新論を著はして、『龍水を失ひて制を魚に受く』と痛論し、大に尊王抑覇の説を唱へたが、その説が餘り過激であつたので、その黨藤井右門(正親町三條家の家臣)と共に死刑に處せられ、式部もまた、これに坐して流された。



七 尊王論の勃興 しかし、尊王論はこれが爲に挫けるものではなかつた。却つて國學の發達によつて、その方面から氣勢を添へたのである。即ち本居宣長は、儒者が動もすれば、漢土を尊び、我が國を卑しむ弊風あるを慨いて國體の尊嚴を説き、平田篤胤は

師説に一步を進めて敬神愛國の説を述べ、力めて尊王の精神を鼓舞したから、尊王の思想は、日を逐うて益世に弘まつて來た。かかる折に、寛政の頃、高山彦九郎(正)は、皇室の御衰微を慨ぎ、悲憤の涙をそそいで諸國の志士に遊説し、蒲生君平(實)は山陵の荒れ



平田篤胤

尊王家の輩出

(一)本居宣長

(二)平田篤胤

蒲生君平

君平自筆の畫像による

(三)高山彦九郎

(四)蒲生君平
山陵志

(五)頼山陽一日
本外史

頼山陽

東京帝國大學
史料編纂掛藏

幕威の失墜と尊王論の漸盛國民の輿論

幕府衰亡の三大原因



たるを慨き、これを踏査して山陵志を著はし、頼山陽は明快な文章を以て日本外史を著はし、巧に尊王抑幕の意を寓して天下の人心を鼓舞した。されば、尊王論は、初め少數の識者即ち學者、志士等の間のみに、唱へられて居つたのであるが、その鼓舞獎勵によつていつしか時勢を慷慨するものが漸く多くなつた。殊に幕威が失墜し、外交に對する非難の聲が高まると、これ等の潛勢力は、一時に破裂し、幕末に至つては、殆ど國民の輿論となつてしまつた。

第二十章 王政復古の由來 (その二)

●幕府衰亡の原因 江戸幕府の衰亡には、その原因がいろ／＼あるが、その最大原因は、前章に述べた尊王論の勃興と外交問題の失策と幕府の衰微の三つであつた。即ち尊王論の漸く起るに際し、たま／＼

幕府の失策

尊王論と攘夷論の合流

尊王・討幕の旺盛

幕府の微力

櫻町天皇

外國船が連りに來航して通商を要求すると、開港攘夷の議論が喧しくなつたので、幕府は狼狽のあまり、これを朝廷に奏上し、諸大名に諮問して、その難局を切抜けようとした。これは幕府が自ら専制獨斷の先例をすてたわけであるから、その後は、事毎に朝廷の干涉、諸大名の容喙、志士の非難を受けて、自由の行動がとれないやうになつた。殊に幕府が勅許を待たず、專斷を以て通商條約を結ぶと、尊王論と攘夷論は漸く合流して尊王攘夷論となり、一大勢力を以て幕府の行動を非難、攻撃するに至つた。やがて、攘夷の到底、行はれ難いことが分つて來ると、流石に攘夷論は、漸衰したけれども、尊王・討幕論がこれに代つて旺盛となり、幕府の心膽を寒からしめた。しかし、幕府は民心の離反、財政の窮乏、士風の頽廢等によつて、これを善處することが出來ず、遂に大政を奉還せざるを得ないやうになつたわけである。

●朝幕の關係 江戸時代の中期に於ても、朝廷の御勢は、依然として振はなかつた。後光明天皇の後、御四代の天皇を経て櫻町天皇が御立

サクラマチ 二一五代

光格天皇の聖德

光格 天皇

京都泉涌寺所藏の御畫像による

皇居の造營

幕府の僭越

時勢の變遷



ちになると、天皇は皇室が古の如く榮えず、武家のみが獨り全盛を極めるのを御慨き遊ばされた。しかし、厚く民草の上を思召され、嘗つて『思ふには、任せぬ世にも、いかでかは、なべての民の心安めん』との和歌を御詠みになつたことがある。その後、御三代の天皇の次に閑院宮家から入つて皇位に即かせられた光格天皇は、二一九代英明におはし、聖德が高くあらせられたので、時の人々が『聖天子、西にいまし、賢相（松平定信）東に出づ』と賛稱して喜び合つた。たまく、京都の大火に、皇居も類焼したので、幕府は古制に則り、規模を擴張して、これを造營し、奉つたが、しかし、（二二〇代）太上天皇の尊號を奉らうと御計らひになると、幕府は固くこれを拒み奉つた。これは識者の意外とし、遺憾とする所であつた。かくて、（二二〇代）仁孝天皇を経て、（二二二代）孝明天皇が御即位遊ばされた頃は、尊王論も漸く表面に現はれ、攘夷論も追々盛んとなつて、よほど

孝明天皇の勅諭
(二五〇六年)

幕府の態度

梅田 雲 濱 書

妻ハシ病床ニ見叫
飢ニ挺身直欲
當攘夷今朝死
別與生別唯存
皇天后土知雲
濱は安政の大獄
の際捕へられて
獄中で死んだ人
である

將軍の繼嗣問題

尊・攘論者の非難

時勢が變つて來た。弘化三年、天皇は勅を幕府に下して『國防を嚴にし、國體を汚してはならぬ』と御諭しになつた。これは、江戸開府以來、國政に關して勅を幕府に下し給うた始である。その後、人心の趨向が益變つたので、幕府は米國使節が來朝すると、これを朝廷に奏上し、また、通商條約を結ばうとすると、勅裁を願ひ奉らねばならぬやうになつてしまつた。

●幕府の失勢 安政五年

年、大老井伊直弼が通商

條約に調印した頃、將軍

家定は病身であり、子がなかつたので、その繼嗣問題が紛糾した。直弼

は輿論が一橋慶喜(德川齊昭の子、時に年二十三)にあるに拘はらず、家定並に大奥の意

志に従ひ、紀州家から家茂(時に年十三)を迎へて世繼に定め、米國との條約

調印の後、間もなくこれを發表した。ここに於て、直弼が勅許を待たず

して擅に條約に調印し、また妄りに、衆議を斥けて將軍の繼嗣を定め

あつたは、
唯、有、皇、后、土、主、の、御、意、に、従、ふ、事、也、
此、の、御、意、に、従、ふ、事、也、
此、の、御、意、に、従、ふ、事、也、
此、の、御、意、に、従、ふ、事、也、

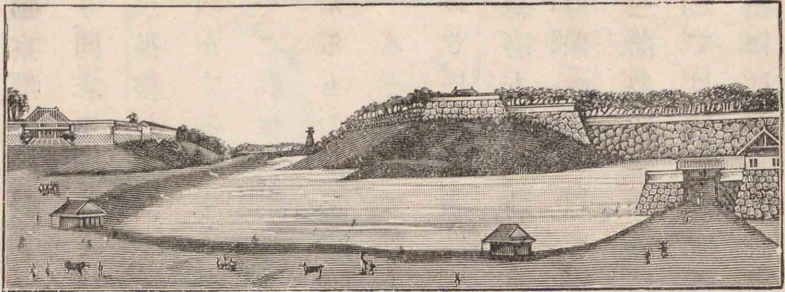
孝明天皇の内勅

安政の大獄—志士
の激昂—櫻田
門外の變

當時の櫻田
門外の景

向つて右は櫻
田門左は井伊
邸今は參謀
本部である。
襲撃は中央の
間で行はれた
といふ

公武合體説



また尊王攘夷論者の反感を買ひ、却つて坂下門外(江戸)で傷けられ、かく

討幕論の起原

京都の騷擾

三藩の京都警衛
—その威望—

松平容保

文久三年八月
馬揃の天覽の
時の軍装であ
る

薩・長二藩の態
度

て、幕府は急轉直下の勢で衰へていつた。
四 京都の形勢 これより先、諸國の志士は、大抵脱藩して京都に集まり、同志の朝臣と往來して尊王攘夷論を唱へてゐたが、時勢はいつしか推移して討幕論と變つて行き、政治の中心さへ京都へ移つてしまつた。すると、志士の中には、過激な手段を取るものもあれば、浮浪の徒で、これに交つて市中を横行するものもあつて、京都附近は、人心恟々たるものがあつた。されば、文久二年、薩藩の島津久光(齊彬の弟、藩主の後見役)が入京すると、朝廷は勅を以て京都の警衛を命ぜられ、ついで、長・土二藩にも、これを御命じになつた。
 幕府もまた、新に京都守護職を置き、松平容保(會津藩主)を以てこれに任じた。これから、三藩の威望が急に高くなつたが、しかし、時局に對しては、薩藩は大體、公武合體説に傾き、長藩は表面、攘夷論を唱へて内密には討幕を計畫して居つた。



勅使の東下—幕府の改革

再度勅使の東下—朝廷の眞意

三條實美

寫眞による。この頃公卿中で最も熱心な攘夷論者であつた

家茂の上京—攘夷令の布告—長藩の外船砲撃
(二五二三年)

五 時局の紛糾 この年、孝明天明は久光の説を容れ給ひ、勅使(大徳原)を江戸に下して幕政の改革を命ぜられた。そこで、幕府は命を奉じ、慶喜を將軍の後見とするなど、種々の改革を斷行したが、時は既に遅く、密にその衰勢の挽回が出来なかつたのみならず、却つて益、威信を失つてしまつた。やがて、京都では、長藩を中心とする攘夷黨が勢力を盛返



した甲斐もなく、已むを得ずして攘夷の期日(同年五月)を定め、これを諸藩に布告した。すると、長藩は率先して下關(セキ)を通過する外國船艦を砲撃したが、攘夷黨は大に意氣を揚げ、種々策動したので、孝明天皇は遂

したので、朝廷は更に三條實美(サネトミ)を勅使として東下させ、攘夷の決行を催促された。これは、幕府に難題を押しつけて窮地に陥れ、討幕の便宜を得ようといふ下心であつた。この結果、翌三年、將軍家茂は上京し、種々苦心

攘夷親征の詔

朝議の一變—攘夷黨の失勢

七廷臣都落の圖

七廷臣の一人たる澤宣嘉の筆である

に攘夷親征を仰出されるに至つた。

●長州征伐 若し攘夷親征が實行されたなら、由々しいことになるのは、明かである。幸にも、會薩二藩の運動が功を奏して、朝議は忽ち一變し、長藩は宮門護衛の任を解かれ、三條實美以下長藩に親しい廷臣も參内を停められたので、朝廷に於ける長藩の勢力は一朝にして消滅してしまつた。そこで、長藩はこれを恢復せん



蛤御門の變
長州征伐—長藩の困難

とし、翌元治元年、その家老福原元佃等が兵を率ゐて上京し、上書して藩主及び五廷臣の罪を赦されんことを請ひ、遂に兵を進めて、蛤御門の變をかもし、脆くも敗れ退いた。幕府はかねて、長藩を悪んでゐたから、この機に於て、これを懲さうと思ひ、奏請して長州征伐の軍を催した。たまたま、長藩は、外國聯合艦隊にも襲撃され、非常な困難に陥つた。

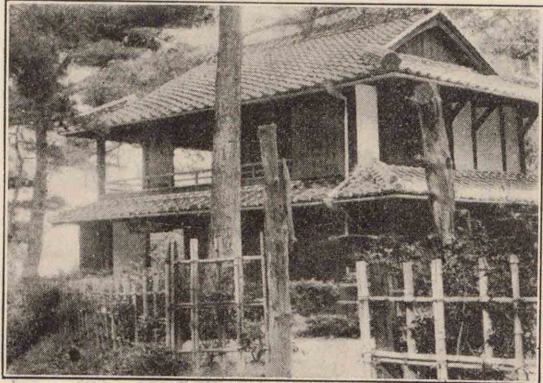
長州再征—幕軍の連敗

曉天樓

山口縣防府町佐賀多利公園内にある。もとは市中にあり、幕末に長州志士が常に出入して國事を密謀した家であるが古蹟保存の爲に公園に移されたものである

明治天皇の踐祚 (二五二七年)

討幕の計畫



ので、藩主毛利敬親は罪を幕府に謝して一旦、事は治まつた。然るに、長藩士高杉晋作等は恭順を喜ばず、俗論黨を倒して藩論を一新し、戦備を修めたので、慶應二年、幕府は長州再征の軍を發したが、幕軍は戦ふ毎に皆敗れて、その無力なことが明白に暴露されてしまつた。時も時とて、將軍家茂(時三十一)が薨じたので、幕府は慶喜を迎へて宗家を繼がせ、勅命を奉じて僅に兵を引上げたやうな始末であつた。

慶喜の識見—山内豊信の勸告

將軍慶喜の大政奉還
(二五二七年)

討幕の計畫が着々と進んで來た。將軍慶喜はなかく、な人物であり、かねて時局の推移を知り、覺悟をきめてゐた。そこに、國家の前途を憂へた山内豊信(前土佐藩主)から、懇に大政奉還の勸告を受けたから、一應在京諸藩の重臣を二條城に集めて、その意のある所を示し、かくて、何の躊躇する所もなく、斷然、政權を朝廷に奉還してしまつた。實に紀元二五二七年(三年應)十月十四日(討幕の密勸が薩長二藩に下つたと同日)であつた。江戸幕府は五代二百六十五年でここに滅び、武家政治は凡そ六百八十年間で終りを告げたわけである。

王政復古の大令

⑧ 王政復古 慶喜が大政を奉還すると、明治天皇は翌日、これを御許しになり、ついで、十二月に至り、七廷臣及び毛利父子の罪を赦してその官位を復し、その九日に、王政復古の大號令を發せられた。即ち從來の攝政關白・征夷大將軍等の官職を廢し、新に總裁・議定・參與の三

新政に與つた人々 有栖川宮熾仁親王が總裁となられた前後に、議定に任ぜられた人は、仁和寺宮嘉彰親王・山階宮見親王・三條實美・中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之(以上公家)、島津茂久(薩摩)、後忠義(改む)・徳川慶勝(尾張)・淺野茂

三職の設置

明治天皇御宸筆

睦仁

職を設け、有栖川宮熾仁親王を總裁とし、親王公卿藩主の主な人々を議定に任じ、公卿藩士の中から人材を拔擢して參與となし、それ、政務を分掌せしめられた。ここに於て、王政は古に復つて、天皇が萬機を親裁し給ふこととなり、新政の基礎が確立した。世にこれを王政復古(明治新)といひ、これから明治の新政が始まるのである。

勳(安藝)・松平慶永(越前)・山内豊信(土佐)等であり、參與に任ぜられた人は大原重徳・萬里小路博房・長谷信篤・岩倉具視(後、議定)・橋本實梁(以上公家)、小松清廉(岩下)・西郷隆盛・大久保利通(以上薩摩)、丹羽賢・田中不二麻呂(以上尾張)、辻維嶽・櫻井元憲・久保田秀雄(以上安藝)、中根賢質・酒井忠温・毛受洪(以上越前)、後藤象二郎・神山郡廉・福岡孝弟(以上土佐)等であつた。この中最も功のあつたのは三條實美・岩倉具視・西郷隆盛・大久保利通及び木戸孝允(長門)等であり、後の三人を維新の三傑といつてゐる。

明治戊辰の役の原因

天皇の親政—王政復古—王政維新

⑨ 明治戊辰の役 慶喜が大政を奉還しても、岩倉具視・西郷隆盛等はなほ一戦を賭し、兵力を以てするにあらざれば、王政復古の實を擧げることには、難しいと考へて居つた。それに、舊幕臣にも、大政奉還に不安を抱き、且つ薩長二藩の態度を疑ふものが少くなかつた。翌慶應四年

鳥羽・伏見の戦 (二五二八年)

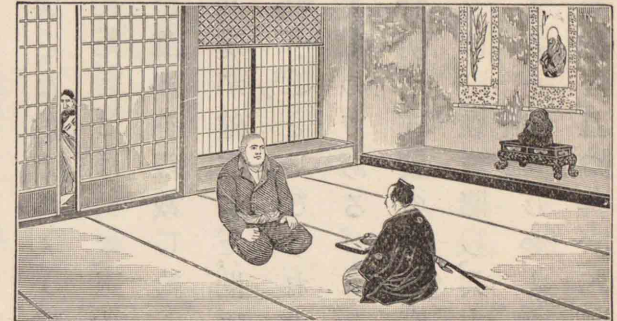
江戸城明渡 談判の圖

明治元年二月 江戸芝の田町 鳥津邸の光景 安芳左は西郷 隆盛である

慶喜の恭順

舊幕臣の抵抗

海内一統 (二五二九年)



等は函館に據つて、何れも官軍に抵抗したが、次第に鎮定せられ、明治二年五月に至つて、海内は悉く一統に歸した。世にこれ等の戦を總稱して明治戊辰の役といふ。

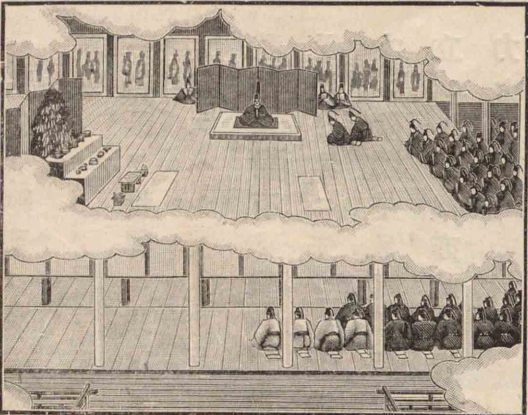
第二十一章 明治の新政

●國是の確立 王政復古の大號令を發せられた翌慶應四年(明治元年)正月、鳥羽・伏見の戦も終つて、近畿・西國が平定すると、三月十四日、明治天皇は、深く思召す所があり、文武の諸官を率ゐて紫宸殿に御出ましに

五箇條の御誓文 (二五二八年)

明治天皇御神前に五箇條の誓を立てさせ給ふ圖

正面におはすのは明治天皇で左は祭壇である



なり、御親ら天神・地祇を祀られ、左の五箇條の御誓文を宣して開國・進取の國是を御定めになつた。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

新政の基礎—士
氣の振興

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ
基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振
起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬
ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ
大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ
立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努
力セヨ

この御誓文は、實に明治維新の基礎で
ある。これから、一切の政務は、これに基
いて施設されたから、國民の士氣が大に振ひたち、國運が次第に發展
するやうになつた。

●東京奠都 やがて、慶喜も歸順し、東北地方を除くほか、全國が大抵

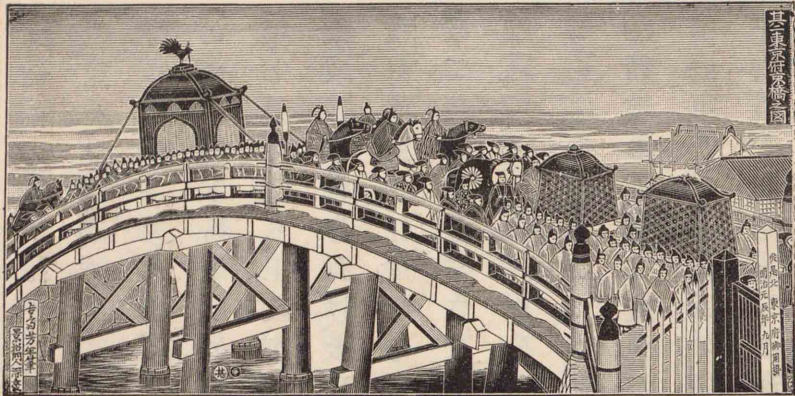
明治天皇の御精神 明治天皇は五箇條の御誓
文と同時に、特に勅諭を發して一般國民に聖
旨のある所をお示しになつた。その中に『朕
茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ御偉業ヲ
繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス、親ラ四方
ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ八萬里ノ波
濤ヲ開拓シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富
岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス』と仰出されて
ある。五箇條の御誓文の本文にも『朕躬ヲ以
テ衆ニ先ンシ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是
ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス』とあるの
に、なほこの御言葉のあるのは、畏くも明治
天皇の雄大な御精神が窺はれるが、國民とし
て誰か恐懼・感激せざるものがあらうか。

明治天皇即位の
大禮 (二五二八年)

改元—一世一元
の制
大久保利通の建
議

東京御入
城の光景
京橋畔を御通
過あらせられた
る所を寫した
る當時の縮繪に
よる

東京奠都
(二五二九年)



平定したので、この年八月(二十七日、太陽)、天皇は古式に則り、紫宸殿に於
て即位の大禮を挙げさせられた。ついで、九月
には、慶應四年を改めて明治元年とし、舊慣を
改めて一世一元の制を御定めになつた。これ
より先、參與大久保利通は人心を新にする爲
に、大阪遷都の議を建てたが、官軍が江戸城を
收めるに及び、天皇は詔して江戸を東京と改
稱せられ、十月、ここに行幸して東京城を皇居
と御定めになつた。かくて、一旦、京都に還幸ま
しまして一條忠香ツツカの第三女美子ハルコを皇后に立
て給ひ、翌二年三月、東京に御遷りになつた。こ
れから、東京は永く我が國の首都となつたの
である。

●官制の改革 さきに、王政復古の際、三職を

太政官一七官
三權の分立

設置されたけれども、その後、官制は度々改革された。即ち御誓文發布の翌々月(慶應四年、閏四月)、新に太政官の中に議政(上下二局に分)、行政、神祇、會計、軍務、外國(以上行政を掌る)、刑法(司法を掌る)の七官を置いて立法、行政、司法の三權を分立せしめられた。しかし、往々その區分が明瞭でなかつたから、明治二年七月に至り、王政復古の精神に基いて更に官制を改革し、上に神祇、太政の二官を設け、太政官には左右大臣、大納言、參議等(サンギ)を置いて、それぞれ適材を任命し、その下に民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省を設けて政務を分掌させ、後にまた工部省をも置かれた。彼の官位を十八階(正從各八位、初位を大小に分つ)に分ち、勅任、奏任、判任等の制を定めたのも、この時である。

二官・六省

*ついで四年七月
司法省・文部省
をおき、民部省
は大藏省に合併
された

位階・官等

太政官札

原形の二分の一の大きさである

府・縣の新置
府・縣知事

四 新政の困難 慶應四年(明治元年)、朝廷は前將軍及び舊幕臣の領地約八百萬石を收めて直轄とし、これを府(九)、縣(三十)に分ち、新に知事を置いてこれを治め



版籍奉還の原因

(一) 朝廷の財政困難

(二) 各藩の状態
土地・人民の私有

(三) 全國統一の急務

版籍奉還の近因

(一) 木戸孝允・久保利通等の盡力

(二) 姫路藩主の建議

しめられた。しかし、(1) 朝廷は俄にその収入を擧げ給ふことが出來ず、或は富豪に金穀を募り、或は紙幣(いはゆる太政官札)を發行して焦眉の急に充てられ、その困難は並大抵ではなかつた。(2) これに反して全國二百六十餘藩の藩主は、なほ土地・人民を私有して、それ／＼兵權を握り、總石高二千二百萬石を擁してゐたから、朝廷の威令も、未だ十分に行渡らなかつた。(3) されば、嘗に王政復古の名實が、相伴はなかつたのみならず、財政上の都合からも、速に全國を統一することは、當時の最大急務であつた。

五 版籍奉還

木戸孝允は、この形勢を憂ひ、列藩をして版籍(版は版圖で、籍は戸籍)を奉還させなければならぬと思ひ、これを三條實美・岩倉具視に建議し、また藩主毛利敬親に説く所があつた。ついで、孝允がこれを大久保利通に謀ると、利通もまた同意してその藩主島津忠義(シマヅタカヒサ)に説いた。たゞ、明治元年十一月、姫路藩主酒井忠邦(サカヰタカキ)は、早くも上書して版籍を朝廷に收められるやう建議したが、この間に、薩長二藩主の意が全

(三)四藩主の奏請
版籍奉還の勅許
(二五二九年)

く決したので、土肥兩藩主(山内豊範、鍋島直大)の賛同を得、同二年正月、四藩主が連署して版籍を奉還せんことを奏請した。すると、他の諸藩主も競うてこれに倣つたから、六月、天皇はその請を許して悉く藩封を收め給ひ、舊藩主を知藩事に任じ、府縣の例に則つてそれ〴〵その人政を行はしめられた。ここに於て、全國の土地、人民は悉く朝廷に復り、封建の制度は、ここに全く廢止されたのである。

華・士族 この時舊藩主には家祿として石高十分の一を賜はり、公家と共に舊來の稱を廢して華族とし、藩士を士族と稱せしめられた。その後、明治十七年に至つて維新の功臣をも華族に列し、公・侯・伯・子・男の五等爵が定められた。

廢藩置縣の原因

孝允・利通・隆盛等の斡旋

●廢藩置縣 かくて、全國の政令は、一途に出るやうになつたが、しかし、地方は府(八)・縣(六十)・藩の三治(三種の行政區)に分れ、その管地に甚だしく大小混雜があつたのみならず、各藩の積習は遽(ニハカ)に變ずべからざるものがあり、それにまた、朝廷の大官中には、知藩事に對して舊臣の關係を有するものもあつて、施政上の不便が少くなかつた。そこで、孝允利通等は、速に藩を廢して縣を置くことの必要を感じ、いろ〴〵熟議の結

廢藩の機運

廢藩置縣の大詔
(二五三一年)

維新の大業の完成

果、遂に勅使岩倉具視(當時大納言)を奉じて西下し、叡旨を山口・鹿兒島の兩知藩事に傳へ、更に西郷隆盛(當時薩州藩大參事)と共に、高知(高知市)に赴いて板垣退助(當時土州藩大參事)と相謀り、大に力を盡した。これより先、同二年十二月、朝廷は吉井(群馬縣)・狭山(大阪府)兩知藩事の辭職を許し、その藩を廢して縣としたが、その後、これに倣つて廢藩を願ひ出た藩主も少くなかつたので、廢藩の機運が、大に熟して來た。ここに於て同四年七月、天皇は在京の知藩事を召して廢藩置縣の詔を下され、一令の下に藩を廢して知藩事を罷めさせ、全國を三府七十二縣に分つて府知事・縣令(後、縣知事と改めた)を任命せられた。これで、全國統一の政治が出來、明治維新の大業がここに全く完成したのである。府縣はその後、度々廢合があり、同二十二年に至つて、今日の三府四十三縣となつた。

立憲政體の機運

●立憲政體確立の進運 その後、新舊思想の衝突よりして、二三の爭亂等もあつたが、五箇條の御誓文の第一に「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」とあるに則り、次第に立憲政體となるの機運が促進せら

國會開設の大詔

れ、地方官會議、府縣會の設置等となり、明治十四年には同二十三年を期して、國會を開くべき大詔をお下しになるに至つた。

第二十二章 明治・大正時代の文化

西洋文明の輸入
—その弊

●明治の新文明 維新以來、政府は西洋の文物制度を輸入して盛んにこれを奨励したので、國民はこれを探るに急なる餘り、動もすれば、その選擇を誤り、我が國固有の美點、長所をも棄てるやうな傾向を生じ、古美術は廢れ、名所舊蹟は顧みられず、或は破壊されたことも少くなかつた。實に明治二十年前後は、その絶頂時代であり、歐化主義は一世を風靡したのであつた。然るに間もなく、その反動として國粹保存論が起り、こゝに國民的自覺心を生じたが、しかし、國民の思想教育の方針等については、未だたよるべき、何等の一定せるものもなかつたので、或は佛敎主義を以て教育せる學校もあり、或は耶蘇敎主義によれる學校もあつたのであるが、明治二十二年に、帝國憲法が發布され、

國民の自覺—探
長・補短の氣風

東西文物の調
和・融合—明治
の新文明

教育

翌年、教育勅語が下賜されたので、教育の大方針が確立して國民の嚮ふ所が明かとなり、かくて西洋文化に對する探長・補短の氣風が上下一般に行はるゝこととなつた。その結果、西洋の文化は我が國固有の美風と調和・融合して明治の新文明が生れるに至つた。

●教育 當時、凡ての根元は教育にあるとの見地から、政府は夙に教育に重きを置き、普通教育より高等教育に至るまでの諸學校が年々歳々に新設せられ、官・公・私立の學校は實に夥しき數に達し、その教育の効果は顯著なるものがあるのであるが、日新の學術を追ふの結果、或は知らず識らず物質的の科學に偏する教育となり、或は外國語の教授に長時間を要する事となり、眞に國民として必要な精神教育に力を殺ぐの憾がないでもない。この點は今後大に注意すべきところであると思はれる。

學術の進歩

●學術の進歩 初めは歐米の學術を重んずるところより、國民の海外に留學する者が多く、また外國教師を聘して我が教育に當らせる

學術發達の狀態

等の事もあつたが、追迫には自國の學者も多くなり、自國の學術、自國の思想を重んずる風となり、獨創的研究をする學者も現はれ、諸般の學術が大に興つて來て、東洋學の研究、醫學の發見、軍器、火藥の發明等の如きは、往々先進國を凌ぐものさへあるやうになつた。なほ印刷業の發達に伴うて、新聞雜誌、圖書の刊行は年と共に盛んとなり、國民の知見を弘める助となることは非常である。

美術

④美術 歐化主義の盛んな頃は、我が國固有の美術は殆ど顧みられ

狩野芳崖筆
悲母觀音の繪
で芳崖が卒去
する五日前に
完成した名筆
である



なかつたが、明治十二・三年頃から古美術の保存説が唱へられ、同二十年には官立美術學校の設立を見るに至り、國風的美術復興の機運が盛んとなり、日本畫には初め

日本畫

狩野芳崖、橋本雅邦、川端玉章等の名手が現はれ、後には雅邦の門弟横山大觀及び圓山派の山本春舉、四條派の竹内栖鳳等が有名であつた。

美術の復興

西洋畫

しかも、古來の諸流派が何れも競うて研究したので、それぞれ名手が續出し、明治の末から大正にかけては、百花一時に咲くの盛觀を呈した。また西洋畫にも黒田清輝等の如き大家が出で、彫刻にも高村光雲等の如き名手が現はれた。その他、工藝品などには世界的賞讃を博するものもあつた。

慈善事業の發達

⑤慈善事業 維新以來、慈善事業の事も漸く發達し、公私各種の救濟

赤十字社

機關が次第に設けられた。中にも日本赤十字社、愛國婦人會等の如きはその最も大きなものである。赤十字社は西南の役に佐野常民(老元院官)・大給恒等が總督、官に請うて博愛社を組織し、戦地に病院を設けて官賊の別なく傷病者を治療したに始まり、同十九年、我が國が萬國赤十字條約に加盟するや、翌年、博愛社を改稱してこれに當

愛國婦人會

奥村五百子



てたものであり、愛國婦人會は同三十四年奥村五百子が戦死者の遺族と廢兵の救護

濟生會

慈善團體の施設

等を目的として創立したものである。赤十字社が日清・日露の兩役に、愛國婦人會が日露戰役に盡した功績は實に甚大なものであつた。その後、同四十四年には、明治天皇の勅語及び恩賜金を基として濟生會サイセイクワイが成立し、窮民救済を目的として施藥救療のことに當つて居る。されば、救世軍を始とし、公私共に孤兒院、養老院、施藥院、感化院等、大小無数の慈善團體が次第に施設せられ、また無料宿泊所、職業紹介所等の如き計畫も、社會政策の一端として實行され、偶然の天災等に對しては、金品の義捐が盛んに行はれるに至つた。

第二十三章 現代國勢の一般と國民の覺悟

●軍制の革新及び整頓 顧みるに我が國は徳川三代將軍家光の寛永年間から鎖國の方針を取り、諸事國內のみで濟ませて來たのであるが、嘉永・安政以來一たび開國の機運となるや、諸事物に於て世界の

徵兵令の發布
(一五三三年)

陸軍

進歩に後れたるが中にも、特に富國と強兵の二者は最も猛省すべきものがあつたのである。そこで明治維新以來は、夙に殖産興業を謀ると共に、主として兵を強うするの道を講ぜられたのである。かくて軍制に於ては、明治五年に徵兵令(二五三三年)を定め、翌年これを發布し、全國の壯丁は悉く兵役に服する義務あるものとなし、且つ歐洲の兵器、兵式等を採用した。(一)陸軍 明治四年、始めて二鎮臺(石巻、小倉)を置き、ついで、四鎮臺(東京、大阪、仙臺、熊本)に改めたが、同六年、徵兵令の實施により、六鎮臺(東京、仙臺、名本、島、熊本)を設け、間もなく、七鎮臺(六鎮臺に近衛)とした。その後、日清・日露兩戰役及び韓國併合に伴ひ、漸く増加して二十一師團となり、我が國は世界の陸軍國となつたが、大正十四年、内外の情勢に鑑み、四師團を減じて十七師團に改定した。(二)海軍 初め幕府の船艦を收めて組織し、明治七年、二提督府(横須賀、鹿兒島)を設けたが、後、これを廢し、造船所を設けて軍艦を建造し、また横須賀、吳、佐世保、舞鶴等を軍港として、次第にその擴張を計つたので、艦艇の噸數も増加し、今や英・米兩國に次ぐ世界の

海軍

大海軍國となつた。次は産業振興の事であるが、之も國民奮勵努力の結果、著しき進運を來したのである。

農業

●産業貿易の振興 (一)農業 農業は古來我が國の國本として居た

ところで、政府は夙に農學校、農事試驗場、農會等を設けさせると共に、

耕地の整理及び墾地の開拓等を行はせ、頻りに保護、獎勵を加へて、改

良進歩を圖つたから、農産物は、品質が良好となり、産額も著しく増加

するに至つた。(二)鑛業 鐵の産出は少いけれども、石炭、石油、金、銀、銅

鑛業

等の採掘が盛んとなつた。(三)漁業 我が國民が勇敢であるところ

から、近海のみでは満足せず、新式の漁具を採用して、遠洋漁業に出る

ものが多くなつた。(四)商業 かくて、追々各種の産業が振興したが、

商業

一方政府は、初め各地に國立銀行を、後に日本銀行等の特殊銀行を設

けさせ、また、商工會議所、取引所(米穀・株式等)を立てさせ、度々内國勸業博覽

會等を開きなどして、鼓舞、獎勵したので、内外の業が著しく隆盛とな

外國貿易

つた。殊に外國貿易は、年を逐うて發展し、別して稅權の恢復、日露戰役

不景氣

國運の隆昌

世界大戰役の後には、それ／＼著しい發達を示し、大正十五年(即ち昭和元年)の如きは、貿易額が四十四億餘圓の巨額に上り、實業界は一時、非常の好況を呈したが、その後、形勢が逆轉し、世界的不景氣のために、我が産業及び貿易が共に不振の状態にあるは、憂慮に堪へぬところである。

國民の覺悟

我が日本國は旭日昇天の勢で進みきたり、今や世界

列強富力表			
國名	全體富力	一人平均富力	一人一日平均所得
米國	八、二一三 <small>(億圓)</small>	七、七七二 <small>(圓)</small>	二、三八 <small>(圓)</small>
英國	三、四六五	七、七三二	二、一二
佛國	二、二八九	五、五〇〇	一、五三
日本	一、〇一九	一、七一六	五、四

五大國の一に數へられ、且つ世界平和の鍵(カギ)を握つて居ることを思へば、我等は實に愉快に堪へないのである。しかし、我等は詳かに内外の情勢を顧慮し、深甚の注意を拂うて進まなければならぬ。見よ、我が文化や富力は未だ必ずしも誇る事が出来ぬのみならず、内には混亂せんとしつつある思想問題もあれば、脅威を感ずべき經濟問題及び人口問題、勞資問題等、憂慮すべきことが多い。外には列強間の會議で、國際上の平和は保證されて居るやうである。

國內の情勢

我等の愉快

環境の形勢

國民の覺悟

が、風雲の變化は、固より測り知ることが出来ないものである。況んや、隣國には紛擾を事とする所もあれば、我が國勢を嫉み、排日問題を提げて我が國民を拒む所もある。我が國の前途は、決して樂觀すべきでない。されば我が國民たるものは、宜しく國史の成跡と帝國の地位に鑑み、内はそれ／＼その職分を努め、協同一致して益、忠君愛國の精神を鼓舞し、外は東洋の平和を支持すると共に、世界人道の爲に貢獻し、以て、國體の維持と國家の隆昌に努力しなければならぬ。

新體國史教科書

甲表 準據 (第四・五學年用) 終

一〇 崇神

六六四一
六六一〇

五七三
六六六六
二二〇四
八四四

四道將軍の派遣

任那(大加羅)が果獲を領つて來た

三五八
三七七八

新羅の建國
高句麗の建國

(二) 上古史年表

(神武天皇から蘇我氏の滅亡まで)

下欄年代比較の一劃は百年づつである

大森國史 甲四・五年

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
一	神武	元	五五	天皇御即位(橿原宮)	前六六〇 六〇六	この項、齊の桓公覇業隆盛○アッシリヤ極盛 アッシリヤ滅亡	100
二	懿德	三一 二七	一一 八七 二七		五〇〇 四八〇 四七九	波斯戦争が起つた 釋迦入滅 孔子が死んだ○プラテレーの戦	200
三	孝昭	三七 三一	二二 二一 二六		四四三 四〇三 三九九	ペリクレス時代が始まつた 戦國時代が始まつた ソクラテスが歿した	300
四	孝安	六二 〇二	三二 二九 〇八		三七一 三三三	孟子が生れた○レウクトラの戦 蘇秦が合従策を立てた○イソスの戦	400
五	孝靈	七〇	四四 〇〇		二二一	秦の一統	500
六	孝元	一一 一三	四四 五九		二〇二 一九九	漢の一統○ザマの戦 衛滿が古朝鮮(箕氏)を奪つた	600
七	開化	五〇	五五 三三		一〇八	漢の武帝が古朝鮮を滅ぼした	700
八	崇神	一四 一〇 一六	五六 五九 五七 五三	鏡・銀を笠縫邑に遷された 四道將軍の派遣	九二 八二 八二 八二	新羅の建國 高句麗の建國	800
九	崇神	六六 四一 一〇 一六	六二 四四 四三	任那(大伽羅)が保護を願つて來た	三三 三七 七二		900
一〇	垂仁	九二 二一 一六 二二	六六 五九 六三	皇大神宮を伊勢に遷された(内宮) 殉死の禁	一八 一七 一七	百濟の建國 翌年、基督が生れた 佛教が支那に傳はつた	1000
一一	景行	四二 〇七	七七 七五	日本武尊の熊襲征伐 日本武尊の蝦夷征伐	九七 〇〇	翌年、トラヤヌス帝(羅馬)が即位した	1100
一二	成務	五	七九 五	國・縣を分ち國造・縣主等を置かれた	一三五		
一三	仲哀	九	八六 〇	神功皇后の新羅征伐	二〇〇		
一四	應神	一〇 六	八八 四八 八六	王仁の來朝(儒學を傳へた)	二八〇 二八〇 二八〇	赤壁の戦 晉の一統 翌年、チオクレチヤヌス(羅馬)が即位した	
一五	仁德	八七 四元	九七 七三	都を難波に奠められた 租税を免ぜられた	三一三 三一三 三一三	西晋が滅びて東晋が起つた	
一六	允恭	二八 一〇 九九	四三 五五		三九三 三九三 三九三	西晋が滅びて東晋が起つた 羅馬帝國の兩分	
一七	允恭	二八 一〇 九九	四三 五五		四三九	支那南北朝時代の始	

(一) 上古史年表

(神武天皇から蘇我氏の滅亡まで)

下欄年代比較の一割は百年づつである

大森國史 甲 四・五年

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
一	神武	元	五五	天皇御即位(橿原宮)	前六六〇	この項、齊の桓公覇業隆盛○アッシリヤ極盛	100
二	懿德	三二一 二二七	一一八 七七一		五〇〇 四八四 四七九	波斯戰爭が起つた 釋迦入滅だ○プラテーエーの戦 孔子が死んだ○プラテーエーの戦	200
三	孝昭	七七三 七七三	二二二 二一六 二一八		四四五 四〇三 三九九	ペリクレス時代が始まつた ソクラテスが死した	300
四	孝安	六二〇 六二〇	三二二 三二九 三二八		三七一 三三三 三二一	孟子が生れた○レウクトラの戦 蘇秦も合従策を立てた○イソスの戦	400
五	孝靈	七〇	四四〇		二二一	秦の一統	500
六	孝元	一一三 一六三	四四五 四六二		二〇二 一九九	漢の一統○ザマの戦 衛滿が古朝鮮(箕氏)を奪つた	600
七	孝化	五〇	五五三		一〇八	漢の武帝が古朝鮮を滅ぼした	700
八	崇神	一〇六 一〇六 一〇六	五六九 五七三 五七三	鏡・瓊を笠籠邑に遷された 四道將軍の派遣	九二 八二 八二	新羅の建國 高句麗の建國	800
九	垂仁	二二二 二二二 二二二	六四三 六四三 六四三	任那(大伽羅)が保護を願つて來た	一五八 一五八	百濟の建國 聖年、基督が生れた	900
一〇	景行	四〇七	七七〇	日本武尊の熊襲征伐 日本武尊の蝦夷征伐	九七 一〇〇	佛敎が支那に傳はつた	1000
一一	成務	五	七九五	國・縣を分ち國造・縣主等を置かれた	一三五		1100
一二	仲哀	九	八六〇	神功皇后の新羅征伐	二〇〇		1200
一三	應神	一〇六 八八 八八 八八	九六六 九四五 九四五	王仁の來朝(儒學を傳へた)	二〇八 二〇八 二〇八	赤壁の戦 晉の一統	1300
一四	仁德	四元 三七 三七 三七	九七三 九七三 九七三	都を難波に奠められた 租税を免ぜられた	三一三 三一三 三一三	西晉が滅びて東晉が起つた 肥水の戦	
一五	允恭	二八 一〇 一〇	九九九		三九三 三九三	羅馬帝國の兩分	
一六	雄略	二〇七 一一 一一 一一	一一三 一一三 一一三	吉備田狭が任那で叛いた 豐受大神を伊勢に祀られた(外宮)	四六三 四七六 四七八	支那南北朝時代の始 西羅馬帝國が滅びた	
一七	顯宗	三 一一 一一 一一	一四七	紀大磐が任那で叛いた	四八七	前年、フランク王國が始まつた	
一八	繼體	六 一一 一一 一一	一七二	大伴金村が任那の地を割いて百濟に與へた 筑紫國造磐井が叛いた	五一二 五二七	ユスチニヤヌス帝(東羅馬)が即位した	
一九	欽明	二 一一 一一 一一	二二二	佛敎が傳來した 任那の日本府が滅ぼされた	五五二 五六二		
二〇	用明	二 一一 一一 一一	二四七	物部氏が滅亡した	五八七		
二一	崇峻	二 一一 一一 一一	二四九		五八九	隋が支那を一統した	
二二	推古	元 一五 一五 一五	二五三 二六七 二六七	聖德太子が攝政となられた 小野妹子を隋に遣はされた(日・支國交の始)	五九三 六〇七	隋が亡び唐が興つた	
二三	舒明	二 一一 一一 一一	二七八	聖德太子が薨ぜられた	六一八	マホメッド敎の紀元元年(ヘジラ)	
二四	皇極	二 一一 一一 一一	二九〇	遣唐使の始 上毛野形名が蝦夷を征した	六三〇 六三七		
二五	皇極	四 一一 一一 一一	三〇五	蘇我氏の滅亡	六四五		

(二) 中古史年表

(大化の新政から
平氏の滅亡まで)

下欄年代比較の一割
は百年づつである

大森國史 甲 四・五年

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
三六	孝德	大化	二九一 三〇〇 三〇六	大化の新政が始まつた 改新の大詔が下つた	六四五 六四六	僧玄奘が天竺から支那に歸つた	
三七	齊明	即位	四一三 三一八 三二〇	阿倍比羅夫が蝦夷・肅慎を伐つた 比羅夫が再び肅慎を伐つた○皇太子 中大兄皇子が漏刻を造られた	六五八 六六〇	唐の高宗の世	
三八	天智	即位	七六一 三三二 三二二 三二八	百濟が唐に滅ぼされた○白江口の戦 大津遷都 高句麗が唐に滅ぼされた	六六三 六六八 六六七	同 同 同	
四〇	天武	即位	一三三 一三四 一四四	八等の姓を定められた	六八四	翌年、ユスティニアヌス二世(東羅馬) が即位した	
四一	持統	即位	四一三 三三〇	大寶律令が出来上つた	六九〇	則天武后が帝位に即いた	
四二	文武	大寶	元一三 一三六 一六一	大寶律令が出来上つた	七〇一		
四三	元明	和銅	五三三 三三七 三七〇	始めて銅錢を鑄た(和同開珎) 奈良遷都 古事記が出来上つた	七〇八 七一〇	翌年、渤海建國	
四四	元正	養老	四一三 三八〇	大伴旅人が倭人を伐つた○日本書紀 が出来上つた	七二〇		
四五	聖武	神龜	一三三 元四三 三八七	渤海が始めて入貢した 光明子(皇后)に立てられた 各國に國分寺を建てられた 東大寺建立起工	七二七 七二九 七四七	前年、東羅馬帝が偶像破壊の令を出した 羅馬法王が東羅馬の管轄を離れた	
四六	孝謙	天平	七四一 四一五	東大寺の大佛が出来上つた	七五二 七五五	安史の亂が起つた	
四七	淳仁	天平	八一四 四二四	惠美押勝が叛いた	七六四	唐の代宗の世	
四八	稱徳	神護 景雲	三一四 二四九	和氣清麻呂が大隅に流れた	七六九	前年、フランク王國が分裂した	
四九	光仁	寶龜	六一四 四三五	天長節の始	七七五		
五〇	桓武	延暦	二二一 三〇三 三三三	長岡遷都 平安遷都 坂上田村麻呂が蝦夷を平げた 僧最澄・空海が唐に入唐した	七八四 七九四 八〇四	唐の德宗の世 同 前年、西羅馬帝國が再興した 唐の德宗の世	
二	嵯峨	弘仁	七元 四七〇	藏人所を置かれた 僧空海が高野山を開いた	八一〇 八一六	唐の憲宗の世 同	
五三	淳和	天長	七四一 四八七	檢非違使廳が置かれた	八二七 八三〇	エグバート王國を統一す(英王國の基)	
五四	仁明	承和	九一五 〇二	承和の變○新羅人の入國を禁ぜられ た	八四二		
五五	文德	天安	元一五 一七	藤原良房が太政大臣となつた	八五七	唐の宣宗の世	
五六	清和	貞觀	八一五 二六	良房が攝政となつた(人臣攝政の始)	八六六	唐の懿宗の世	

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
三六	孝德	大化	二元一三〇五	大化の新政が始まった 改新の大詔が出た	六四六	僧支那が天竺から支那に歸つた	1500
三七	齊明	即位	四一三二〇	阿倍比羅夫が蝦夷・肅慎を伐つた 中大兄皇子が漏刻を造られた	六六〇	唐の高宗の世	1500
三八	天智	即位	七六元一三二三 三二二 三八七	百濟が唐に滅ぼされた○白江口の戦 大津遷都 高句麗が唐に滅ぼされた	六六三 六六七 六八七	同 同 同	1500
四〇	大武	即位	一三三〇四	八等の姓を定められた	六八四	翌年、ユスティニアヌス二世(東羅馬)が即位した	1500
四一	持統	即位	四一三五〇		六九〇	則天武后が帝位に即いた	1500
四二	文武	大寶	元一三六一	大寶律令が出来上つた	七〇一		1500
四三	元明	和銅	五元一三六八 三三七〇 三七二	始めて銅錢を鑄た(和同開珎) 奈良奠都が出来上つた	七〇八 七一〇 七一二	翌年、渤海建國	1500
四四	元正	養老	四一三八〇	大伴旅人が隼人を伐つた○日本書紀が出来上つた	七二〇		1500
四五	聖武	神龜	一元四三三 三八七 三八九 四〇〇 四〇七	渤海が始めて入貢した 光明子が皇后に立てられた 各国に國分寺を建てられた 東大寺建立起工	七二七 七二九 七四一 七四七	前年、東羅馬帝が偶像破壊の令を出した 羅馬法王が東羅馬の管轄を離れた	1400
四六	孝謙	天平	七四四一 四一五	東大寺の大佛が出来上つた	七五二	安史の亂が起つた	1400
四七	淳仁	天寶	八一四二 四	惠美押勝が叛いた	七六四	唐の代宗の世	1400
四八	稱徳	神護	三一四二 九	和氣清麻呂が大隅に流れた	七六九	前年、フランク王国が分裂した	1400
四九	光仁	寶龜	六一四三 五	天長節の始	七七五		1400
五〇	桓武	延暦	二二〇三 一三三 四四四 四六一 四六四	長岡遷都 平安奠都 坂上田村麻呂が蝦夷を平げた 僧最澄・空海が入唐した	七八四 七九四 八〇一 八〇四	唐の徳宗の世 前年、西羅馬帝國が再興した 唐の徳宗の世	1400
二	嵯峨	弘仁	七元四七 七〇	藏人所を置かれた 僧空海が高野山を開いた	八一〇 一六〇	唐の憲宗の世	1400
五三	淳和	天長	七四四八 九〇七	檢非違使廳が置かれた	八二七 三〇七	エグバート王国を統一ナ(英王國の基)	1500
五四	仁明	承和	九一五〇 二	承和の變○新羅人の入國を禁ぜられた	八四二		1500
五五	文徳	天安	元一五一 七	藤原良房が太政大臣となった	八五七	唐の宣宗の世	1500
五六	清和	貞觀	八一五二 六	良房が攝政となつた(人臣攝政の始)	八六六	唐の懿宗の世	1500
五九	宇多	寛仁	六三二一 五五七 五五七 五五七 五五七	藤原基經が關白となつた(關白の始) 遣唐使を止められた	八八七 八八七	唐の僖宗の世	1500
六〇	醍醐	延喜	七元七 一五七 一五六 一五六 一五六	菅原道真が左遷された 前々年、古今集が出来上つた	九〇一 九〇七 九〇七	英のアルフレッド大王が死んだ 高麗の建國○翌々年、契丹(遼)建國	1600
六一	朱雀	承平	三六二 一五九 〇〇六	平将門が伯父國香を殺した	九三六 九四〇	高麗が新羅を滅ぼした	1600
六二	村上	天徳	二四二 六二二 二〇	翌年、經基王に源姓を賜うた	九六〇 九六二	宋が興つた 神聖羅馬帝國の創立	1600
六四	圓融	天元	二二六 三九		九七九	宋が支那を一統した	1600
六八	後一條	寛元	元三二 六七八 八九	刀伊の入寇 平忠常が叛いた○前年、藤原道長が薨じた	一〇二 一〇九	宋の眞宗の世 宋の仁宗の世	1700
七〇	後冷泉	治暦	二五二 七二二 二六	前九年の役が終つた	一〇六 一〇六 一〇六	ウイリヤム一世が英蘭を征服した	1700
七一	後三條	延久	元一七二 二九	記録所を設けられた○莊園の整理が始まつた	一〇九 一〇九	王安石が新法を行つた	1700
七三	堀河	應徳	元三二 七四六 七四七 七四七	院政が始まつた 後三年の役が終つた	一一〇 八七 八七 八七	王安石・司馬光が死んだ 英王ウイリヤム一世が死んだ 第一回十字軍が起つた	1700
七四	鳥羽	永久	三二 七七五		一一一 一五	金の建國	1700
七五	崇徳	大治	二二二 七八五 七五		一一二 二七	遼が滅びた 宋の南渡	1700
七七	後白河	保元	元一八一 一六	保元の亂	一一五 一六	南宋の高宗の世	1800
七八	二條	平治	元一八一 一九	平治の亂	一一五 一九		1800
七九	六條	仁安	二一八二 七	平清盛が太政大臣となつた	一一六 一七	南宋の孝宗の世	1800
八〇	高倉	安元	三元一八 三三五 三三七 三三五	僧源空が浄土宗を始めた 鹿谷の會合 平重盛が薨じた	一一七 一七 一七 一七		1800
八一	安德	治承	四一八四 四〇	源賴政・頼朝・義仲等が兵を擧げた○福原遷都 源義仲が敗死した○一谷の戦 平氏が滅びた	一一八 一四 一四	同 同 同	1800

御代數 天皇 年號 紀元 本邦重要事項 西紀 外國重要事項 年代比較

(平氏の滅亡まで) は百年つづてある

(三) 近古史年表

(鎌倉幕府の創立から豊臣秀吉の薨去まで)

下欄年代比較の一割は五十年づつである

大森國史 甲四・五年

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
八二	後鳥羽	建久	元治 一一八四 一一八五 一一八六	源賴朝が諸國に守護・地頭を置いた 源賴朝が臨濟宗を宋から傳へた 源賴朝が征夷大將軍に任ぜられた	一一八五 一一九一 一一九二	第三十字軍が終つた	1850
八三	土御門	建仁 建久	元仁 元久 一一八六 一一八七	源賴朝が廢せられ弟實朝が將軍となつた もとの將軍賴朝が害せられた	一一〇三 一一〇四 一一〇六	第四十字軍が起つた ラテン帝國が建てられた 蒙古の鐵木眞が成吉思汗と稱した	1900
八四	順德	承久	元保 元承 一一八七 一一八八	北條時政が卒した○僧榮西が寂した 將軍實朝が害せられた	一一一五 一一一九	英國でマグナ・カルタが發布された 成吉思汗が西征の途に上つた	1950
八五	仲恭		三一 一一八八 一一八九	承久の亂○六波羅探題が置かれた	一一二一 一一二二	カルカ河畔の戦	2000
八六	後堀河	元仁 安貞 貞永	元一 元一 元一 一一八八 一一八九 一一九〇	北條泰時が執權となつた○僧親鸞が眞宗を開いた 曾道元が曹洞宗を宋から傳へた 貞永式目が出來上つた	一一二四 一一二七 一一三三	成吉思汗が死んだ 後二年、金が滅びた	1900
八七	四條	嘉禎	二一 一一八九 一二〇〇	北條時頼が執權となつた○親王將軍の始○翌年曾日蓮が日蓮宗を開いた	一一三六 一一四二 一一四六	拔都が西征の途に上つた	1950
八九	後深草	寛元 建長	元一 元四 一一九〇 一一九一 一一九二	北條時頼が執權となつた 親王將軍の始○翌年曾日蓮が日蓮宗を開いた	一一四六 一一五二 一一五八	元の世祖(忽必烈)が即位した	2000
九〇	龜山	文永 文徳	元一 元五 一二〇〇 一二〇一	北條時宗が執權となつた○蒙古の使者が始めて來た	一一六〇 一一六八		2050
九一	後宇多	弘安	一一 一二〇一 一二〇二 一二〇三	文永の役 弘安の役	一一七四 一一七九 一一八四 一一八九	翌年、マルコ・ポーロが元に來た 南宋が滅びた	1950
九五	花園	正和	五一 一二〇六 一二〇七	北條高時が執權となつた	一一九六 一二〇二	前年、モルガルテンの戦	2000
九六	後醍醐	元弘 建武 延延	元一 元二 元三 元四 元五 元六 元七 元八 元九 元一〇 元一一 元一二	正中の變が起つた○楠木正成が兵を起した 北條氏が滅びた 建武の中興が叛いた 足利尊氏が吉野遷幸した 足利尊氏が恣に幕府を開いた	一二〇四 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三 一二〇三	帖木兒が生れた 翌年、英・佛百年戦争が始まつた	2000
九七	後村上	興平 正平	二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇	始めて天龍寺船を發した 四條畷の戦 足利義満が將軍と稱した	一二〇一 一二〇二 一二〇三 一二〇四 一二〇五 一二〇六 一二〇七 一二〇八 一二〇九 一二一〇 一二一一 一二一二 一二一三 一二一四 一二一五 一二一六 一二一七 一二一八 一二一九 一二二〇 一二二一 一二二二 一二二三 一二二四 一二二五 一二二六 一二二七 一二二八 一二二九 一二三〇 一二三一 一二三二 一二三三 一二三四 一二三五 一二三六 一二三七 一二三八 一二三九 一二四〇	獨逸で黄金勅書が發布された 翌年、元が滅び明が興つた	2050
九九	後龜山	元中	九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一	義満が山名氏清を滅ぼした 後龜山天皇の京都還幸	一二三九 一二四〇 一二四一 一二四二 一二四三 一二四四 一二四五 一二四六 一二四七 一二四八 一二四九 一二五〇 一二五一 一二五二 一二五三 一二五四 一二五五 一二五六 一二五七 一二五八 一二五九 一二六〇 一二六一 一二六二 一二六三 一二六四 一二六五 一二六六 一二六七 一二六八 一二六九 一二七〇 一二七一 一二七二 一二七三 一二七四 一二七五 一二七六 一二七七 一二七八 一二七九 一二八〇 一二八一 一二八二 一二八三 一二八四 一二八五 一二八六 一二八七 一二八八 一二八九 一二九〇 一二九一 一二九二 一二九三 一二九四 一二九五 一二九六 一二九七 一二九八 一二九九 一三〇〇 一三〇一 一三〇二 一三〇三 一三〇四 一三〇五 一三〇六 一三〇七 一三〇八 一三〇九 一三一〇 一三一〇 一三一〇 一三一〇	李成桂が朝鮮國を建てた	2050

(三) 近古史年表

(鎌倉幕府の創立から豊臣秀吉の薨去まで)

下欄年代比較の一割は五十年づつである

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
八二	後鳥羽	建久	一一八四 一一八五 一一八六	源頼朝が諸國に守護・地頭を置いた 源頼朝が臨濟宗を宋から傳へた 源頼朝が征夷大將軍に任ぜられた	一一八五 一一九一	第三十字軍が終つた	1850
八三	土御門	建仁 建永	一一八六 一一八七 一一八八	源頼朝が廢せられ弟實朝が將軍となつた もとの將軍頼朝が害せられた	一一〇三 一一〇四 一一〇六	第四十字軍が起つた ラテン帝國が建てられた 蒙古の鐵木眞が成吉思汗と稱した	1900
八四	順德	承久	一一八七 一一八八 一一八九	北條時政が卒した○僧榮西が寂した 將軍實朝が害せられた	一一一五 一一一九	英國でマグナ・カルタが發布された 成吉思汗が西征の途に上つた	1950
八五	仲恭	承久	一一八八 一一八九	承久の亂○六波羅探題が置かれた	一一二一	拔都が西征の途に上つた	2000
八六	後堀河	元仁 安貞 貞永	一一八八 一一八九 一一九〇	北條泰時が執權となつた○僧親鸞が眞宗を開いた 僧道元が曹洞宗を宋から傳へた 貞永式目も出来上つた	一一二四 一一二七 一一三二	カルカ河畔の戦 成吉思汗が死んだ 後二年、金も滅びた	2050
八七	四條	嘉禎	一一八九 一二〇〇	北條時頼が執權となつた 親王將軍の始○翌年僧日蓮が日蓮宗を開いた	一一二六 一一二八	元の世祖(忽必烈)が即位した	2100
八九	後深草	寛元 建長	一二〇一 一二〇二 一二〇三	北條時宗が執權となつた○蒙古の使者が始めて來た	一二二四 一二二六 一二二八	元が滅びた	2150
九〇	龜山	文徳 文永	一二〇二 一二〇三 一二〇四	北條時宗が執權となつた○蒙古の使者が始めて來た	一二二九 一二三〇 一二三一	南宋が滅びた	2200
九一	後宇多	弘安	一二〇五 一二〇六 一二〇七	文永の役 弘安の役	一二三二 一二三三 一二三四	翌年、マルコ・ポーロが元に来た	2250
九五	花園	正和	一二〇八 一二〇九 一二一〇	北條高時が執權となつた	一二三六 一二三七 一二三八	翌年、英・佛百年戦争が始まつた	2300
九六	後醍醐	元正 元弘 建武 延慶	一二一一 一二一二 一二一三 一二一四	正中の變 元弘の亂が起つた○楠木正成が兵を起した 北條氏が滅びた 建武の中興 足利尊氏が叛いた 足利尊氏が吉野遷幸 足利尊氏が恣に幕府を開いた	一二三九 一二四〇 一二四一 一二四二 一二四三 一二四四 一二四五 一二四六	帖木兒が生れた	2350
九七	後村上	興國 正平	一二一五 一二一六 一二一七 一二一八	始めて天龍寺船を發した 四條畷の戦 足利義満が將軍と稱した	一二四七 一二四八 一二四九 一二五〇	獨逸で黄金勅書が發布された 翌年、元も滅び明も興つた	2400
九九	後龜山	元中	一二二〇 一二二一 一二二二 一二二三	義満が始めて明と交通した 後龜山天皇の京都遷幸	一二五三 一二五四 一二五五 一二五六	李成桂が朝鮮國を建てた	2450
一〇〇	後小松	應永	一二二四 一二二五 一二二六 一二二七	義満の亂 義満が始めて明と交通した	一二五七 一二五八 一二五九 一二六〇	明の成祖の篡立○アングラの戦	2500
一〇一	稱光	永享 嘉吉 享徳	一二二八 一二二九 一二三〇 一二三一	永享の亂が起つた 嘉吉の亂 朝鮮が對島に寇した○義持が明と交通を絶つた	一二六三 一二六四 一二六五 一二六六	コロンブスのアメリカ発見 ヴァスコ・ダ・ガマの東洋航路発見	2550
一〇二	後花園	應仁	一二三二 一二三三 一二三四 一二三五	應仁の亂が起つた○雪舟が明に渡つた 應仁の亂が終つた 伊勢長氏が伊豆を略した	一二六七 一二六八 一二六九 一二七〇	ルイテルが宗教改革を唱へた マジランが世界周航を始めた 莫臥兒帝國が興つた	2600
一〇三	御後門土	文明 明德 明應	一二三六 一二三七 一二三八 一二三九	應仁の亂が起つた○雪舟が明に渡つた 伊勢長氏が伊豆を略した	一二七三 一二七四 一二七五 一二七六	西國がフィリピン群島を占領した 前年、バートロミューの虐殺 前年、蘭國が獨立を宣言した	2650
一〇四	後柏原	永正 大永	一二四〇 一二四一 一二四二 一二四三	北條早雲が歿した	一二七九 一二八〇 一二八一 一二八二	アウグヌブルグの宗教和約	2700
一〇五	後奈良	天文 弘治	一二四四 一二四五 一二四六 一二四七	葡人が始めて我が國に來た○鐵砲の傳來 サウ・イエルが鹿兒島に來た○天主教の傳來 殿島の戦○川中島の戦	一二八三 一二八四 一二八五 一二八六	西國の必勝艦隊が大敗した	2750
一〇六	正親町	永祿 元龜 天正	一二四八 一二四九 一二五〇 一二五一	桶狭間の戦 前年、川中島の戦 信長が入京した○京都南禪寺創立 姉川の戦 足利氏の滅びた○前年、三方原の戦 本館寺の變○大村等の使者が歐洲へ向つた 小牧の戦	一二八九 一二九〇 一二九一 一二九二	前年、蘭國が獨立を宣言した	2800
一〇七	後陽成	文祿 慶長	一二五二 一二五三 一二五四 一二五五	慶長寺の役が起つた 戸に移つた 秀吉が小田原城を陥れた○家康が江	一二九三 一二九四 一二九五 一二九六	西國の必勝艦隊が大敗した 前年、蘭國が獨立を宣言した	2850

(四) 近世史年表

(關ヶ原の戦から 大政奉還に至る)

下欄年代比較の一割は五十年づつである

大正國史 甲 四・五年

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
一〇七	後陽成	慶長 五三三六〇	一〇八二 一〇八三 一〇八四 一〇八五 一〇八六 一〇八七 一〇八八 一〇八九	關ヶ原の戦○蘭船が始めて我が國へ来た 家康が征夷大將軍に拜せられた 朝鮮との交通が開けた○秀忠が將軍となつた 島津家久の琉球征伐○和蘭に通商を許した	一六〇〇 一六〇三 一六〇五 一六〇九	英國東印度會社の創立 英王ジェームス一世が即位した 西國と和蘭と休戦した	
一〇八	後水尾	元和 一八二二 一八二七 一八三二 一八三七 一八四二	一八二二 一八二七 一八三二 一八三七 一八四二	英國に通商を許した○支倉常長が羅馬に使した 馬に使した 大阪冬の陣○豊臣氏が滅びた○翌年、家康が薨じた 英人が平戸から退去した	一六一三 一六一四 一六一五 一六一六	露國ロマノフ王朝が始つた 後三年、三十年戦役が始まつた	
一〇九	明正	寬永 一六三三 一六三八 一六四三 一六四八 一六五三	一六三三 一六三八 一六四三 一六四八 一六五三	邦人の海外渡航を禁じた 島原の亂が起つた 鎖國の令を布いた	一六三六 一六三九 一六四二 一六四五	後金が國號を清と改めた 朝鮮が清に降つた 英人がマドラスを占領した	
一一〇	後光明	慶安 一六五四 一六五九 一六六四 一六六九	一六五四 一六五九 一六六四 一六六九	明の鄭芝龍が我が國に援兵を請うた 明の僧隱元が歸化した 江戸に大火があつた○大日本史の編纂が始まつた	一六四六 一六四九 一六五二 一六五五	英國の航海條例が發布された	
一一一	後西	明暦 一六五五 一六六〇 一六六五 一六七〇	一六五五 一六六〇 一六六五 一六七〇	幕府が開始した	一六五七 一六六〇 一六六三 一六六六	明が滅びた○鄭成功が臺灣に據つた	
一一二	靈元	貞享 一六八三 一六八八 一六九三 一六九八	一六八三 一六八八 一六九三 一六九八	網吉が將軍となつた 生類憐みの令を發した	一六八七 一六九〇 一六九三 一六九六	翌年、清が臺灣を占領した 翌年、英國に光榮革命があつた	
一一三	東山	元祿 一六九〇 一六九五 一七〇〇 一七〇五	一六九〇 一六九五 一七〇〇 一七〇五	朝鮮信使の待遇を改めた 赤穂義士の復讐	一七〇二 一七〇五 一七〇八 一七一〇	前三年、尼布楚條約 ポルタヴァの戦	
一一四	中御門	正徳 一七〇〇 一七〇五 一七一〇 一七一五	一七〇〇 一七〇五 一七一〇 一七一五	洋書輸入の禁を弛めた	一七一三 一七一六 一七一九 一七二二	西國王位繼承戦役が終つた 北歐大戦役が終つた	
一一六	桃園	寶曆 一七二二 一七二七 一七三二 一七三七	一七二二 一七二七 一七三二 一七三七	竹内式部が罰された	一七五七 一七六〇 一七六三 一七六六	ブラッシーの戦 この頃、七年戦役があつた	
一一七	後櫻町	天明 一七八〇 一七八五 一七八九 一七九三	一七八〇 一七八五 一七八九 一七九三	山縣大貳等が刑された	一七六七 一七八〇 一七八三 一七八七	北米合衆國が獨立した	
一一九	光格	天明 一七八〇 一七八五 一七八九 一七九三	一七八〇 一七八五 一七八九 一七九三	諸國に大饑饉があつた 家齊が將軍となつた○松平定信が老中となつた 寛政異學の禁 林子平が罰された○露國使節が根室に来た 近藤重藏が北地を探検した 露使レザノフが長崎に来た 英船が長崎で暴行した○間宮林藏が樺太を探検した 杉田玄白が蘭學事始を著はした	一七九二 一七九五 一七九八 一八〇一 一八〇四 一八〇七 一八一〇 一八一三 一八一六 一八一九	佛國大革命の始 佛國が王政を廢止した ポロランドが滅亡した ナポレオンの埃及征伐 ナポレオンが皇帝となつた ローテルローの戦	
一二〇	仁孝	文政 一八〇〇 一八〇五 一八〇九 一八一三	一八〇〇 一八〇五 一八〇九 一八一三	外國船擊攘の令を發した 外國船等が罰された 外國船擊攘令を弛めた 蘭人が開國を勧めた	一八二五 一八二八 一八三一 一八三六	英國女王ヴィクトリアの即位 阿片戦争が起つた 南京條約	
一二一	嘉永	弘化 一八二〇 一八二五 一八三〇 一八三五	一八二〇 一八二五 一八三〇 一八三五	米使ビートルが浦賀に来た 米使ペリーが浦賀に来た○露使が浦賀に来た チーレンが長崎に来た	一八四三 一八四六 一八四九 一八五二	露・土戦争が起つた クリミア戦争が起つた パリ條約	
一二二	安政	安政 一八五〇 一八五五 一八六〇 一八六五	一八五〇 一八五五 一八六〇 一八六五	米使ビートルが浦賀に来た 米使ペリーが浦賀に来た○露使が浦賀に来た チーレンが長崎に来た	一八六八 一八七一 一八七四 一八七七		2500
一二三	安政	安政 一八五〇 一八五五 一八六〇 一八六五	一八五〇 一八五五 一八六〇 一八六五	米使ビートルが浦賀に来た 米使ペリーが浦賀に来た○露使が浦賀に来た チーレンが長崎に来た	一八六八 一八七一 一八七四 一八七七		2500

(四) 近世史年表

(關ヶ原の戦から 大政奉還に至る)

下欄年代比較の一劃 は五十年づつである

大正國史 甲四・五年

御代數	天皇	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
一〇七	後陽成	慶長 五三三六〇	一〇八二二六三 一〇八二二六五 一四二二六九	關ヶ原の戦○蘭船が始めて我が國へ來た 家康が征夷大將軍に拜せられた 朝鮮との交通が開けた○秀忠が將軍となつた 島津家久の琉球征伐○和蘭に通商を許した	一六〇〇 一六〇三 一六〇五 一六〇九	英國東印度會社の創立 英王ジェームス一世が即位した 西國と和蘭と休戦した	2500
一〇八	後水尾	元和 一八二二七三 一八二二七五	一八二二七一 一八二二七三 一八二二七五	英國に通商を許した○支倉常長が羅馬に使した 大阪冬の陣○豊臣氏が滅びた○翌年、家康が薨じた 英人が平戸から退去した	一六一三 一六一四 一六一五 一六二一	露國ロマノフ王朝が始つた 後三年、三十年戦役が始まつた	2500
一〇九	明正	寛永 一六四三 一六四四 一六四六	一六四三 一六四四 一六四六	邦人の海外渡航を禁じた 鎖國の令を布いた	一六三六 一六三七 一六三九	後金が國號を清と改めた 朝鮮が清に降つた 英人がマドラスを占領した	2500
一一〇	後光明	慶安 三四二一 三四二二 三四二四	三四二一 三四二二 三四二四	明の鄭芝龍が我が國に援兵を請うた 由井正雪の亂 明の僧隠元が歸化した	一六四六 一六五四	英國の航海條例が發布された	2500
一一一	後西	明暦 三三三二 三三三一	三三三二 三三三一	江戸に大火があつた○大日本史の編纂が始まつた	一六五七 一六六一	明が滅びた○鄭成功が臺灣に據つた	2500
一一二	靈元	貞享 四八二二 四八二四 四八二七	四八二二 四八二四 四八二七	綱吉が將軍となつた 生類憐みの令を發した	一六八〇 一六八七 一六八八	翌年、清が臺灣を占領した 翌年、英國に光榮革命があつた	2500
一一三	東山	元禄 一五二二 一五二四 一五二七	一五二二 一五二四 一五二七	赤穂義士の復讐	一七〇二 一七〇九	前三年、尼布楚條約 ポルトガルの戦	2500
一一四	中御門	正徳 三三三三 三三三七 三三七七	三三三三 三三三七 三三七七	朝鮮信使の待遇を改めた 吉宗が將軍となつた 洋書輸入の禁を弛めた	一七七一 一七七一 一七七一	西國王位繼承戦役が終つた 北歐大戦役が終つた	2500
一一六	桃園	寶曆 九二四一 九二四二 九二四七	九二四一 九二四二 九二四七	竹内式部が罰された 山縣大貳等が罰された	一七五七 一七五九	ブラッシーの戦 この頃、七年戦役があつた	2500
一一七	後櫻町	天明 四四四三 四四四四 四四四七	四四四三 四四四四 四四四七	諸國に大饑饉があつた 家齊が將軍となつた○松平定信が老中となつた 寛政異學の禁 林子平が罰された○露國使節が根室に來た 近藤重藏が北地を探検した 露使レザノフが長崎に來た 英船が長崎で暴行した○間宮林藏が杉田玄白が蘭學事始を著はした	一七八三 一七八四 一七八七 一七八八 一七九二 一七九三 一七九四 一七九五 一七九八 一八〇〇 一八〇四 一八一五	北米合衆國が獨立した 佛國大革命の始 佛國が王政を廢止した ポイランドが滅亡した ナポレオンが皇帝となつた リーテルローの戦	2500
一二九	光格	文化 二二四二 二二四五 二二四八 二二五〇 二二五二 二二五五	二二四二 二二四五 二二四八 二二五〇 二二五二 二二五五	外國船擊攘の令を發した 大龜平八郎の亂○家慶が將軍となつた 外國船擊攘令を弛めた 蘭人が開國を勧めた	一八二五 一八三二 一八三七 一八三九 一八四二 一八四四	英國女王ヴィクトリアの即位 阿片戦争が起つた 南京條約	2500
一三〇	仁孝	文保 八八二二 八八二四 八八二五 八八二七 八八二八 八八三〇	八八二二 八八二四 八八二五 八八二七 八八二八 八八三〇	米使ビートルが浦賀に來た 米使ベリールが浦賀に來た○露使ブチヤチンが長崎に來た 米使ペリールが浦賀に來た 神奈川條約 井伊直弼が假條約に調印した○安政の大獄 ムラウイヨフが品川に來た 櫻田門外の変 和宮御降嫁 坂下門外の変○生麥の變 長州藩の外船砲撃○七廷臣の都落ち 蛤御門の戦○長州征伐○外艦の下關砲撃 慶喜が將軍となつた	一八四六 一八四九 一八五〇 一八五二 一八五三 一八五五 一八五八 一八六〇 一八六二 一八六三 一八六四 一八六五 一八六六 一八六七	露・土戦争が起つた クリミア戦争が起つた 愛媛條約○黒龍江北が露領となつた 伊太利の建國○南北戦争が起つた 朝鮮王李熙が即位された 長髮賊の亂が平いだ 南北戦争が終つた 普・奥戦争	2500
一三二	孝明	文久 二二五二 二二五三 二二五五 二二五七 二二五九 二二六一	二二五二 二二五三 二二五五 二二五七 二二五九 二二六一	慶應	二二五二 二二五三 二二五五 二二五七 二二五九 二二六一		2500
一三三	明治	元治 二二五二 二二五三 二二五五 二二五七 二二五九 二二六一	二二五二 二二五三 二二五五 二二五七 二二五九 二二六一	大政奉還○兵庫開港の勅許	一八六七		2500

(五) 現代史年表 (上) (明治時代)

下欄年代比較の一割は十年づつである

大森國史甲四・五年

輔弼者	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
總裁 熾仁親王	明治	元二五二八	鳥羽伏見の戦い○五箇條の御誓文○江戸開城○江戸を東京と改む○明治天皇の即位大禮○明治と改元し一世一元の制を定められた○東京行幸○皇后册立	一八六八	露國がプハラ汗國を降した○グラッドストーンが首相となつた(英國)	
		二二五二九	東京奠都○函館が平定し天下が一統した○版籍奉還○官制を改めて六省をおいた○開拓使をおいた○電信を始めた	一八六九	スエズ運河の開通	
		三二五三〇	庶民の氏稱を許可された○始めて公使を派遣された○新律綱領頒布	一八七〇	普・佛戦争が起つた○伊國の統一が完成した	
		四二五三一	郵便を始めた○御親兵を徴された○二鎮臺を置かれた○廢藩置縣○清國と修好條約を結んだ○散髪・脱刀を許された○華族・平民の通婚を許された○岩倉大使等を派遣された○府・縣の廢合が行はれた(三府・七十三縣)○琉球の民が生蕃に殺された	一八七一	ドイツの統一が完成した○露兵が伊犁地方を占領した○佛國が共和國となつた	
		五二五三二	陸・海軍二省を設けた○京濱鐵道が出來上つた○學制が頒布された○琉球王尙泰を華族に列した○禮服制定○曆法改正	一八七二	曾國藩が歿した○三帝同盟が出來た	
		六二五三三	太陽曆が實施された○祝・祭日を定めた○六鎮臺を設けた○徴兵令發布○改定律例を頒つた○征韓論が破裂した	一八七三	露國が、キヴァ汗國を保護國とした	
		七二五三四	民選議院設立の建議○佐賀の亂○臺灣征伐○北海道に屯田制を布いた	一八七四	ヂスレリイが首相となつた(英國)○萬國郵便同盟が出來上つた	
		八二五三五	元老院・大審院を設けた○千島・樺太の交換○始めて地方官會議を開いた○江華島事件が起つた	一八七五		
		九二五三六	日・鮮修好條約が出來た○土民の帶刀を禁じた○熊本の亂、秋月の亂○萩の亂	一八七六	英國女王ヴィクトリアが印度女帝と稱した○露國が、コーカンド汗國を滅ぼした	
		一〇二五三七	西南の役が起つた○萬國郵便聯合條約に加盟した○第一回内國勸業博覽會を開いた○始めて電話を試設した	一八七七	露・土戦争が起つた	
		一一二五三八	參謀本部を設けた	一八七八	伯林會議	
		一二二五三九	始めて府、縣會を開いた○沖繩縣を置いた○大正天皇の御降誕	一八七九	獨・埃同盟が出來上つた	
		一三二五四〇	國會開設の請願書捧呈○刑法・治罪法が公布された	一八八〇		
		一四二五四一	警視廳を設けた○天皇東北地方へ御巡幸○開拓使官有林拂下事件が起つた○國會開設の大詔が下つた○自由黨が出來た	一八八一	伊犁條約○佛國が、チニスを占領した	
		一五二五四二	北海道に三縣を置いた○伊藤博文等が歐洲に派遣された○改進黨が出來た○朝鮮京城の變	一八八二	英國が、埃及を保護國とした	
		一六二五四三	岩倉具視が薨じた	一八八三	獨・埃・伊三國同盟が出來た	

三 條 實 美

太 政 大 臣 三 條 實 美

大政大臣		三條		實條		美		内閣總理大臣		伊藤博文		大隈重信		山縣有朋		伊藤博文		松方正義		伊藤博文		松方正義		山縣有朋		伊藤博文		桂		太		西園寺公望		桂太郎		西園寺公望																																							
七二五三四	論が破裂した	八二五三五	民選院設立の建議○佐賀の亂○臺灣征伐○北海道に屯田制を布いた	九二五三六	元老院・大審院を設けた○千島・樺太の交換○始めて地方官會議を開いた○江華島事件が起つた	一〇二五三七	日・鮮修好條約が出來た○士民の帶刀を禁じた○熊本の亂、秋月の亂○秋の亂	一一二五三八	西南の役が起つた○萬國郵便聯合條約に加盟した○第一回内國勸業博覽會を開いた○始めて電話を試設した	一二二五三九	参謀本部を設けた	一三二五四〇	始めて府、縣會を開いた○沖繩縣を置いた○大正天皇の御降誕	一四二五四一	國會開設の請願書捧呈○刑法・治罪法が公布された	一五二五四二	警視廳を設けた○天皇東北地方へ御巡幸○開拓使官有林拂下事件が起つた○國會開設の大詔が下つた○自由黨が出來た	一六二五四三	北海道に三縣を置いた○伊藤博文等が歐洲に派遣された○改進黨が出來た○朝鮮京城の變	一七二五四四	岩倉具視が薨じた	一八二五四五	制度取調局を設けた○華族令を定めた○朝鮮京城の變	一九二五四六	天津條約○日本郵船會社が成立した○内閣制度の創立	二〇二五四七	北海通廳を置かれた○赤十字社に加盟した	二二二五四九	條約改正が中止された	二二二五〇〇	市・町・村制が公布された○皇居を宮城と改稱せられた	二二二五〇一	帝國憲法發布○皇室典範制定○嘉仁親王が皇太子に立ち給うた	二二二五〇二	裁判所構成法公布○金鵄勳章制創設○民事訴訟法公布○立憲自由黨結黨式○刑事訴訟法公布○教育勅語を下された○第一回帝國議會召集	二二二五〇三	三條實美が薨じた○府、縣制、郡制を實施した○露國皇太子の大津遭難○濃尾地方の大地震	二二二五〇四	韓國防殺令事件が落着した	二二二五〇五	東學黨の亂が起つた○明治二十七年・八年戰役○日・英改正條約が成立した	二二二五〇六	下、關條約が成立した○三國干涉○遼東半島還附	二二二五〇七	臺灣平定○進歩黨が組織された○第一次日・露協定の成立	二二二五〇八	金貨本位制に改めた○京都帝國大學が設けられた	二二二五〇九	元帥府が設けられた○清國が福建省を割讓を約した○憲政黨が成立した○民法が施行された	二二二五一〇	商法を施行した○改正條約を實施した	二二二五一一	北清事變○立憲政友會が組織された	二二二五一二	今上天皇御降誕	二二二五一三	日・英第一次同盟の成立	二二二五一四	露國が滿洲撤兵を宣言した	二二二五一五	明治三十七・八年戰役	二二二五一六	日・英第二次同盟の成立○日・韓議定書が成立した○ポーツマス條約○韓國を保護國とした	二二二五一七	關東都督府を置いた○鐵道を國有とした	二二二五一八	樺太廳を設けた○改正刑法を公布した○日・佛協約○日・韓新協約○日・露協約	二二二五一九	戊申詔書が下つた○日・米外交文書の交換	二二二五二〇	日・露新協約○韓國併合	二二二五二一	日・英第三次同盟の成立	二二二五二二	明治天皇崩御(七月)
一八七四	チスレリーが首相となつた(英國) ○萬國郵便同盟が出來上つた	一八七五	英國女王ヴィクトリアが印度女帝と稱した○露國がコーカンド汗國を滅ぼした	一八七六	露・土戰爭が起つた	一八七七	伯林會議	一八七八	獨・奧同盟が出來上つた	一八八〇	伊豫條約○佛國がチュニスを占領した	一八八一	英國が埃及を保護國とした	一八八二	獨・奧・伊三國同盟が出來た	一八八三	清・佛戰爭が起つた	一八八四	ブラジルが共和國となつた○ニカラグワ運河が起工された	一八八五	佛國が佛領印度支那を組織した	一八八六	三國同盟の更新○露・佛同盟が成立した○シベリア鐵道の起工	一八八七	金玉均が上海で殺された	一八八八	露・佛同盟の發表	一八八九	佛國がマダガスカル島を併有した	一八九〇	朝鮮が國號を韓と改めた○希・土戰爭○ドイツが膠州灣を占領した	一八九一	獨は膠州灣を、露は遼東半島を、英は威海衛を租借した○米・西戰爭○米國がハワイ・フィリピン群島を併合した	一八九二	佛國が廣州灣を租借した○南阿戰爭が起つた○義和團匪が起つた	一八九三	露國が滿洲を占領した	一八九四	ルーズヴェルトが米國大統領となつた	一八九五	パナマ運河の起工	一八九六	ノルウェー・スウェーデンの分離	一八九七	第二回萬國平和會議	一八九八	南阿聯邦が成立した	一八九九	清國に革命が起つた○伊・土戰爭	一九〇〇	支那共和國が起つた																								

現代史年表 (下)

(大正元年か
ら現在まで)

下欄年代比較の一割
は十年づつである

大森讀史 甲四・五年

輔弼者	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
桂太郎	大正	元二五七二	大正天皇の踐祚○明治天皇の御大葬	一九一二	第一回バルカン戦争	
山本権兵衛		二二五七三	立憲同志會結黨式	一九一三	第二回バルカン戦争	
		三二五七四	櫻島が爆發した○昭憲皇太后の崩御○日・獨戰役	一九一四	世界大戰役が起つた○パナマ運河が開通した	
大隈重信		四二五七五	日・支條約○大正天皇即位大禮	一九一五	伊・埃の開戦	
		五二五七六	日・露新協約が成立した○憲政會の組織	一九一六	袁世凱が死んだ○ヴェルダンの激戦	
寺内正毅		六二五七七	我が海軍が地中海に出動した○日・米共同宣言	一九一七	米國の参戦○露國の革命○支那共和國の宣戦	
原敬		七二五七八	シベリヤ出兵○政友會内閣の成立	一九一八	休戰條約の成立	
		八二五七九	皇太子御成年式御舉行○東京奠都五十年祝賀會が行はれた○パリ講和會議	一九一九	講和條約調印	
		九二五八〇	ニコライエフスクを占領した○第一回國勢調査	一九二〇		
		一〇二五八一	皇太子殿下(今上天皇)の御外遊○皇太子殿下の攝政○ワシントン會議が開かれた	一九二一		
加藤高橋是清		一一二五八二	佛國元帥ジョルジュの來朝○ワシントン會議が終つた○英國皇太子の來朝○シベリヤ撤兵○山東還附協定調印	一九二二	希・土戦争○日・英同盟の終了	
友三郎		一二二五八三	郡制が廢止された○關東地方大震災○國民精神作興に關する詔書が下つた○日露豫備交渉が開かれた	一九二三	日・米共同宣言の廢止○トルコが共和國となつた	
山本権兵衛		一三二五八四	皇太子殿下(今上天皇)の御成婚式○メートル法の實施	一九二四	米國の排日移民法案が兩院を通過した○希臘が共和國となつた	
清浦奎吾		一四二五八五	日・露の國交が恢復した○農林・商工二省が設けられた○陸軍四箇師團が廢止された○兩陛下御成婚二十五式○普通選舉法の公布	一九二五	英國勞働大争議	
加藤高明		一五二五八六	大正天皇の崩御○今上天皇の踐祚○朝見式	一九二六		
同 上	昭和	元二五八七	大正天皇の御大葬○田中政友會内閣が成立した○民政黨が成立した○山東出兵○ベネグア會議が密	一九二七	ベネグア軍宿會議	

現代史年表 (下)

(大正元年か
ら現今まで)

下欄年代比較の一割
は十年づつである

大森國史 甲四・五年

輔弼者	年號	紀元	本邦重要事項	西紀	外國重要事項	年代比較
桂太郎	大正	元二五七二	大正天皇の踐祚○明治天皇の御大葬 立憲同志會結黨式	一九一二	第一回バルカン戦争	
山本権兵衛		二二五七三	櫻島が爆發した○昭憲皇太后の崩御○日・獨戰役 ○青島占領○ドイツ領南洋諸島占領	一九一三	第二回バルカン戦争	
大隈重信		三二五七四	日・支條約○大正天皇即位大禮	一九一四	世界大戰役が起つた○パナマ運河が開通した	
		四二五七五	日・露新協約が成立した○憲政會の組織	一九一五	伊・埃の開戦	
寺内正毅		五二五七六	我が海軍が地中海に出動した○日・米共同宣言	一九一六	袁世凱が死んだ○ヴェルダンの激戦	
		六二五七七	シベリヤ出兵○政友會内閣の成立	一九一七	米國の參戰○露國の革命○支那共和國の宣戰	
原敬		七二五七八	皇太子御成年式御舉行○東京奠都五十年祝賀會が行はれた○パリ講和會議	一九一八	休戰條約の成立	
		八二五七九	ニコライエフスクを占領した○我が軍が北樺太及びニコライエフスクを占領した○第一回國勢調査	一九一九	講和條約調印	
		九二五八〇	皇太子殿下(今上天皇)の御外遊○皇太子殿下の攝政○ワシントン會議が開かれた	一九二〇		
		一〇二五八一	佛國元帥ジョルジュの來朝○ワシントン會議が終つた○英國皇太子の來朝○シベリヤ撤兵○山東還附協定調印	一九二二	希・土戦争○日・英同盟の終了	
高橋是清		一一二五八二	郡制が廢止された○關東地方大震災○國民精神作興に關する詔書が下つた○日露豫備交渉が開かれた	一九二三	日・米共同宣言の廢止○トルコが共和國となつた	
友三郎		一二二五八三	皇太子殿下(今上天皇)の御成婚式○メートル法の實施	一九二四	米國の排日移民法案が兩院を通過した○希臘が共和國となつた	
加藤高明		一三二五八四	昭和一元二五八六	一九二五	英國勞働大争議	
同 上		一四二五八五	日・露の國交が恢復した○農林・商工二省が設けられた○陸軍四箇師團が廢止された○兩陛下御成婚二十五式○普通選挙法の公布	一九二六		
若次郎		二二五八七	大正天皇の崩御○今上天皇の踐祚○朝見式	一九二七	ゼネヴァ軍縮會議	
田中義一		三二五八八	民政黨が成立した○山東出兵○ゼネヴァ會議に齋藤實が出席した	一九二八		
		四二五八九	濱口民政黨内閣が成立した	一九二九		
濱口雄幸		五二五九〇	金解禁を斷行した○若槻禮次郎がロンドン會議に出席した	一九三〇	ロンドン軍縮會議	
若次郎		六二五九一	若槻民政黨内閣が成立した	一九三一		

昭和六年九月三日
昭和七年九月七日
昭和七年十月九日
昭和七年十月十三日
修正再版印刷
修正再版印刷
修正再版印刷
修正再版發行

新體國史教科書甲表
選錄(第四、五學年用)
定價 金 壹 圓 參 錢

不 許
複 製

著 作 者

大 森 金 五 郎

發 行 兼
印 刷 者

東京市神田區神保町一丁目一番地
株 式 會 社 三 省

堂

代 表 者 龜 井 寅 雄

印 刷 所

東京市蒲田區出雲町一〇一番地
株 式 會 社 三 省 堂 蒲 田 工 場

發 行 所

(東京市神田區神保町一丁目)
振替口座東京三二五五五
(大阪府西區阿波座下通)
振替口座大阪八一三〇〇

株 式 會 社 三 省 堂
株 式 會 社 三 省 堂 大 阪 支 店



Jalans
Lovers
T. Watson

~~T. Watson~~

野

野立松山高等学校寄附金

野立松山高等学校

第五学年 A 班十七番

畑野徳男

徳

野立松山高等学校

第五学年 A 班十七番

畑野徳男

徳

野立松山高等学校

第五学年 A 班

畑野徳男

徳



広島大学図書

2000063595



32
595